

560

5



* 0 0 0 5 0 7 3 0 0 0 *

0005073-000

660-5

明治以降大事件の真相と判例

小島徳弥・著

教文社

昭和9

ABC

15 731

219, 1-2263

七

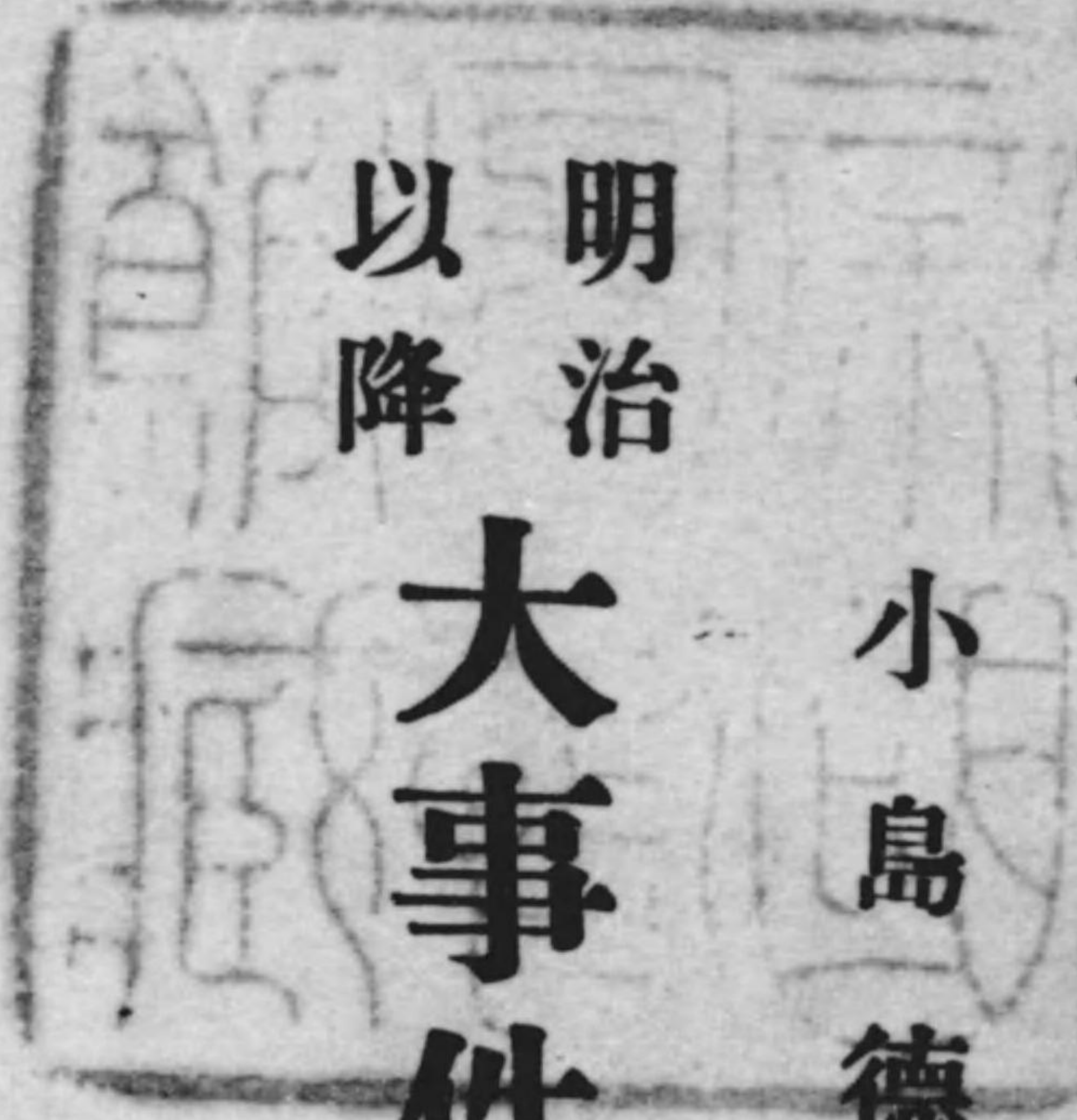
大審院判事
法學博士

尾佐竹 猛序

小島德彌著

明治
以降

大事件の真相と判例



序

嘗て明治の中期には活歴物といへる演劇が流行したことがあつた。これは九代目團十郎が唱導し自らもこれに依り梨園の王座を占むるに至つた端緒であつたが、演劇その物としては、さしたる意味のあるものではなく、要は藝術と歴史とを愛好する時流に投じたのに過ぎなかつたのである。

その後歴史小説なるものが、一時文壇に地歩を占めたこともあつたのも、また、これと同じ傾向であつた。

近時流行の大衆物も、同じく、かゝる時代的思潮に關聯を持つからである、考ふることも出来るのである。

趣味と歴史とは、古來その混和を要求せられ、屢々これが融和を試みられ、或程度までは、その試みは成功したのであるが、本來は、各相異りたり領域を有するの

であるから、近頃の或史家の如く、大衆作家の取扱ふ題材に向つて攻撃するのは敢て當らないので、文藝家たるものは痛痒相感ぜざるべき筈であるが、一般讀者は、しかく冷靜に考へないのである。

その歴史的考證の不完全なるのは、恰も文藝としての價值を傷くるものなるかの如く感ずるのであるから、文藝家も勢ひ、その歴史的考證に努力せなくてはならぬのである。

爰に於て、近來、大衆作家の歴史的考證は大に進歩したのである、正に學界の美事である。又一面に於ては、明治文化の研究は、時代的要求となり、各方面よりそれ／＼學的研究の歩を進められて居ると同時に、趣味として、これに手を染むるものも亦尠からざる現状である。

而して、これ等の諸方面の士がひとしく、痛感するのは手頃なる明治研究書で、史實の正確にして、しかも趣味多きものの皆無なることである。

この欠缺を充たし、この要求に應ずべく現はれたのが本書である。

先づ、從來、世間に流傳せられながら、しかも、その全貌の明ならざりし大事件の顛末を詳述し、これにその事件の判決文を挿入して、點睛の正確を示し、更らに現行法と對照して、説明しあるは正に、本書の特色である。

兎角、所謂大事件なるものは、デマが多く、浮言蜚語に累さるゝの通弊があるから、その真相は、判決文の認定に俟たなくてはならぬのであるが、しかもその判決文なるものは、乾燥無味、單に事件の骨髄を羅列したに過ぎないものが多く、法律家ならざるものは、これを一讀するには非常に勇氣を要することさへある。

本書は、この判決文を忠實に取材し、これに肉を付け、血を通して、事件の全貌を活躍させてある。しかも徒らに潤飾の筆を馳らせ、想像の翼を駈けることなく、飽く迄、事件の正確を期して居るのは多とすべきである。

固より精細に熟讀するときは、或は二三の微瑕のなきを保すべからずと雖、近時

序

出色の好著として、江湖に推奨するに吝ならざるものである。

四

昭和癸酉歳晚

尾佐竹 猛

明治以降

大事件の真相と判例

目次

序 説

✓ 横井平四郎暗殺事件

下御霊神社前の兇刃

時代の先覺者横井小南先生

刺客の人相全國に廻はさる

嚴罰を以て臨んだ佐々木刑部大輔

✓ 大村益次郎遭難事件

三條木屋町の襲撃

目次

一

村醫から兵學大家となる……………一六
 不平士族の反感を買ふ……………一九
 刺客粟田口刑場の露と消ゆ……………二〇

✓

廣澤眞臣暗殺事件……………二四

傑物廣澤參議の横死……………二四

警視廳と判事側との軋轢……………二八

參坐規則の制定……………三一

被告無罪を言渡さる……………三七

尾去澤銅山事件……………四六

銅山拂下の顛末……………四六

司法權の獨立を頑張る……………五一
 井上澁澤等輕罪に問はる……………五四

神風連暴行事件……………五九

熊本鎮臺襲はる……………五九

賊徒斬罪に處せらる……………六三

岩倉具視遭難事件……………六四

赤坂喰違ひの兇變……………六四

征韓論破裂の餘波……………六六

法官の口約で國法を枉げられぬ……………六六

山科生幹事件……………七〇

非常上告制の設置……………七〇
 憂國の志士を氣取る……………七四
 再審の新規定と非常上告制の廢止……………七六

大久保利通暗殺事件……………八三

紀尾井坂の兇刃……………八三

賊徒の斬奸狀……………八五

大久保暗殺の計畫……………九〇

刺客及び連累者の處刑……………九三

藤田組贋札事件……………九九

明治政府に於ける井上馨……………九九

藤田組の擡頭と贋札の流布……………一〇三

警視局の活躍……………一〇三

藤田傳三郎檢擧さる……………一〇六

藤田傳三郎の陳述……………一〇九

警視局の大失態……………一一一

贋造紙幣の眞犯人は無期になる……………一一三

紙幣贋造罪に就ての法律的解釋……………一二七

近衛砲兵暴動事件……………一九

蓄積せる不平の勃發……………一九

暴動計畫發覺の端緒……………二三

竹橋附近は宛然戰場……………二三

暴徒縛に就く……………三五

竹橋騒動餘聞……………三六

陸軍裁判所の宣告 一三〇
新聞の判決批判 一三九

戸長屋敷焼打事件 一四三

強慾非道なる地主の悪策 一四三

俠骨冠彌右衛門の登場 一四六

法律は悪人の味方ともなる 一四九

悲壯なる覺悟を定む 一五九

暴徒罪に處せらる 一五九

板垣總理岐阜遭難事件 一六三

雷雨來る矣 一六三

金華山麓の血刃 一六四

天下騒然として人心恟々 一六七

刺客相原尙斐とは何者か 一七一

事件の豫審決定さる 一七六

無期徒刑の判決下る 一八〇

共犯の被疑者免訴となる 一八五

大阪事件 一八九

韓國改革運動の顛末 一八九

大井憲太郎等に判決下る 一九一

判決に對する新舊法律上よりの解説 二〇〇

不敬文書事件 二〇五

小學教員不敬文書を公にす 二〇五

新舊刑法上より見る不敬犯……………三〇八

加波山自由黨事件……………三〇九

政府顛覆の大陰謀……………三〇九

暴徒は國事犯と認められず……………三一一

甲府裁判所の判決……………三二五

千葉裁判所の判決……………三二八

栃木裁判所の判決……………三三三

事件附帯犯の判決……………三三一

判決に對する新舊法律上の解釋……………三三五

秩父大暴動事件……………三四四

暴徒埼玉群馬兩縣に横行す……………三四四

秩父の暴徒長野縣に侵入各地を荒す……………三四七

暴徒悉く縛に就く……………三五二

何が彼等をさうさせたか……………三五四

暴徒の巨魁に判決下る……………三五八

ダイナマイト事件……………三六四

馬場辰猪大石正己被告となる……………三六四

兩被告に無罪放免の判決下る……………三六八

爆發物取締罰則……………三七〇

白井六郎仇討事件……………三七二

仇討法度……………三七三

六郎父の仇を討つ……………三七三

私闘の罪は免れず……………二七六

元老院書記公金拐帶事件……………二七七

警察の大活躍……………二八一

犯人が縛に就くまで……………二八七

監守盜を以て論じらる……………二八九

相馬事件……………二八九

明治の御家騒動……………二九〇

事件の發端……………二九三

後藤新平の登場……………二九六

錦織巧みに宣傳す……………二九七

星亨の俠骨……………二九七

誣告の罪に問はる……………三〇〇

現行法より見る誣告罪……………三二七

花井お梅の峯吉殺し……………三一九

雨の大川端に頬冠の女……………三一九

お梅が箱丁を殺すまで……………三二一

謀殺罪の判決……………三二六

上告棄却さる……………三三九

現行法より見る謀殺罪……………三三三

森有禮暗殺事件……………三三四

文部大臣兇刃に斃る……………三三四

刺客西野文太郎……………三三七

故殺から不論罪となる.....三四一

豊橋聯隊兵士暴行事件.....三四七

兵士と驛夫の衝突.....三四七

軍法會議に廻さる.....三五〇

大津事件.....三五五

露國皇太子の御來朝.....三五五

大津に於ける兇變.....三五六

朝野の驚愕.....三五八

兇漢津田三藏.....三六二

大審院長兒島惟謙.....三六六

犯人は謀殺未遂罪となる.....三七二

新著月刊裸體畫事件.....三七五

美術に對する認識の相異.....三七五

無罪の判決下る.....三七八

不正鐵管事件.....三七九

不正鐵管の發覺.....三七九

日本鑄鐵告訴さる.....三八一

愈々被告事件となる.....三八四

有罪の判決下る.....三九七

事件に附帶する私訴.....三九九

臺灣匪徒陰謀事件.....四〇四

不逞の徒大官を覘ふ.....四〇四

憲兵隊の暗躍.....四〇六

兇徒斬罪に處せらる.....四〇九

お茶水美人死體遺棄事件.....四一一

河淵に浮んだ女の死體.....四二一

被害者の素狀.....四二二

兇行の原因.....四二六

加害者松平に判決下る.....四二七

再審の結果謀殺が故殺となる.....四三一

醍醐侯銃殺事件.....四三五

公判廷に於ける被告の告白.....四三五

無期徒刑の判決下る.....四三八

現行刑法より觀る謀殺事件.....四三五

汚物收賄事件.....四三七

腐敗せる東京市會.....四三七

事件は司直の手に移る.....四三八

收賄詐欺の罪に就ての新舊刑法上の解釋.....四四八

法廷辯論と判決.....四五三

星亨暗殺事件.....四五七

市役所樓上の血刃.....四五七

刺客伊庭想太郎.....四五八

一代の怪傑星亨.....四六三

伊庭に無期の判決下る.....四六五

判決に適用せる法律の解釋.....四七五

男三郎腎肉事件 四八〇

野口男三郎とは如何なる人間か 四八〇

豫審に現はれたる犯行 四八一

花井博士の辯論に依り二件は無罪 四九三

大阪堀江の六人殺し 四九五

加害者萬次郎の素性 四九五

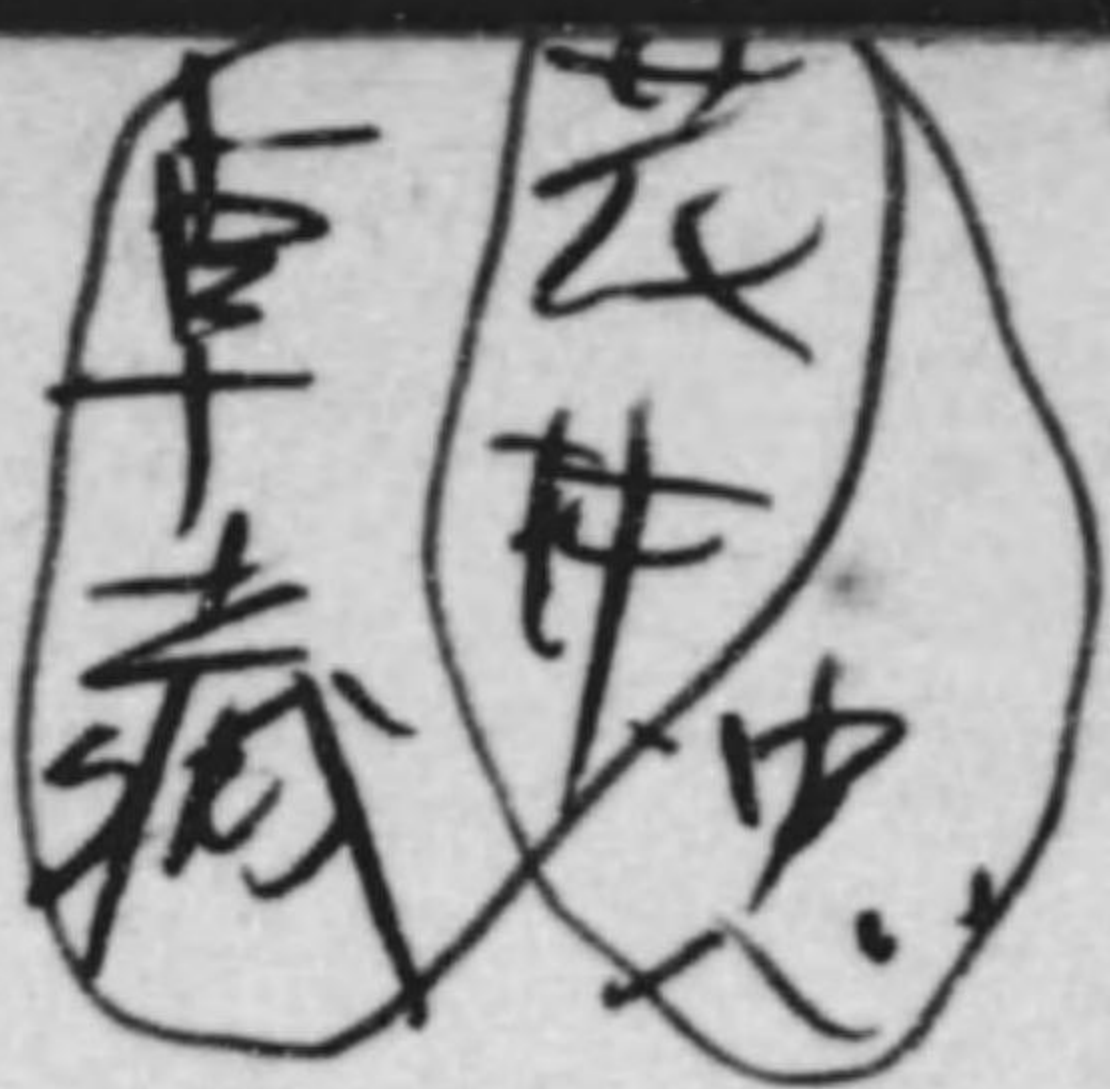
女から女への情痴生活 四九八

加害者の狂暴性 五〇〇

兇行の原因 五〇二

戦慄すべき惨劇 五〇四

加害者警察に自首す 五〇八



加害者の内妻おあいの行方 五一一

第一審故殺罪として無期の判決下る 五二三

第二審謀殺罪として死刑となる 五二八

妻吉後日譚 五三二

日比谷焼打事件 五三三

媾和談判の結果 五三三

帝國國民の昂奮 五三五

遂に國民運動となる 五三六

日比谷の國民大會 五三八

事件は豫審から公判へ 五三四

電車値上反對騒擾事件 五四四

日本社會黨現はる 五四四

電車問題と東京市民大會……………五四六
 社會黨幹部兇徒聚集罪に問はる……………五四八
 被告に無罪の判決下る……………五四九

伊藤博文遭難事件……………五六三

ハルビン驛頭の遭難……………五六三
 伊藤暗殺の陰謀……………五六七
 國葬を仰出さる……………五六八
 兇漢安重根の素性……………五七〇
 兇行の動機……………五七二
 國士氣取で大事を行ふ……………五七六
 無政府黨大逆事件……………五七九

法廷の警戒嚴重を極む……………五七九
 事件審理に入る……………五八一
 被告判決を言渡さる……………五八四

シーメンス事件……………五九〇

事件先づ議會で問題になる……………五九〇
 松本中將以下法廷に立つ……………五九二
 判決に適用せられたる法律條文……………六一五
 シーメンス會社側被告の判決……………六一九
 判決に適用されたる法律條文……………六三九
 ヴキツカース會社側被告の判決……………六三三
 判決に適用されたる法律條文……………六四三

大浦瀆職事件……………六四七

内務大臣告訴さる 六四七

大浦内相は起訴猶豫 六四八

事件の豫審決定さる 六五三

原敬暗殺事件 六六五

東京驛頭の兇變 六六五

刺客中岡良一とは何者か 六六八

主犯中岡は無期に處せらる 六七〇

松島遊廓移轉事件 六七四

政界の名士相次で召喚さる 六七四

事件の豫審決定さる 六七五

事件に對する世評 六八五

板舟利權事件 六八七

魚市場引越に絡る利權問題 六八七

事件の豫審決定さる 六九〇

京電乗入問題 七〇〇

青物市場事件 七〇五

自動車購入事件 七〇六

山梨事件 七〇八

告發から起訴まで 七〇八

山梨大將等の豫審決定さる 七一〇

山梨大將に無罪の判決下る 七一三

五私鐵疑獄事件 七二〇

昭和大疑獄の魁 七二〇

豫審終結決定さる 七二一

小川元鐵相に無罪の判決下る 七二七

選挙無効訴訟事件 七三三

選挙に對する重要な指針 七三四

大審院の新判例 七三五

非常時共產黨事件 七三九

赤色ギヤグを最前衛として 七三九

黨は如何にして統制されたか 七四三

熱海に於ける檢舉の光景 七四三

非常時共產黨の特異性 七四六

戰闘的技術團の魔手 七四八

河上に懲役五年の判決下る 七五〇

五・一五事件 七五三

陸海軍將校白晝大臣を襲ふ 七五三

四十一名有罪と認定 七五五

決行までの経過 七五九

颯風の如く荒れ狂ふ 七六三

民間側別働隊の行動 七六九

常人側の豫審決定さる 七七三

海軍側被告公判開かる 七七九

公判廷に於ける事實審理 七八〇

陸軍側被告公判開かる 七八六

公判廷に於ける事實審理……………七九

陸軍側の論告と求刑……………八〇七

陸軍側被告に判決下る……………八二四

海軍側の論告と求刑……………八三元

海軍側被告に判決下る……………八四九

海軍判決に適用された法律條文……………八五四

—(目次終)—

序 說

生命のあるところには必ず惡の華は咲く。魚も水が清ければ棲息することは出来ない。犯罪は人間生活に附物であつて、世の文化が進歩するに従つて犯罪の數は増へるばかりである。法律の制定せられ、警察制度の完備してゐる國にも、犯罪は日夜行はれてゐる。否、文明の國であればある程、その犯罪は深刻性を帯びて来る。一國內にしても比較的に人心の素朴な、文化程度の低い地方村落よりは、生存競争の激烈な、人智の極度に發揮された大都市の方が遙かに犯罪性に富んでゐる。尠くとも村落に起る犯罪は單純であるが、都會に現はれる犯罪は複雑である。

けれど、茲に犯罪と一口に云つても、その性質に於て、法律上は兎も角として人道に許容出来ないものもあれば、また犯罪は犯罪であつてもその犯行動機等に於て大いに同情に値するものもある。されば、この犯罪に課する刑罰の是非は世道人心の上にも、現代人個々の關心にも微妙に觸れて来る。従つて、時には犯罪そのものよりも犯罪が如何に裁かれたか、その判決の結果の方が却つて社會風教に重大なる影響を及ぼすことがある。茲に法廷裁判の重大性が存する。

裁判のことは、西洋に於ても、希臘の昔より幾多の逸聞あり、又名裁判官の譚もあるが、我が國に於ても、寧樂平安朝以來種々なる裁判物語あり、近世に至つては例の大岡越前の名裁判、明治に入つては玉乃世履の如き名判官が出たのである。これらの名裁判によつてみると、國家の法律が犯罪者を罰するために如何に巧みに作られたものであるかを感じると共に、それがまた強ち犯罪者を嚴罰に付するばかりの掟でないことも知られるのである。

回顧すれば、明治大正昭和の御治世三代に亘つて、我國の文化は國力の發展と共にまた異常なる進歩を遂げたが、それだけに犯罪事件も大小相次いで現はれ、司法官の仕事は正に寧日に違なき有様である。國內に犯罪の多きは一面國家の隆盛を思はせるものであるが、今はその考察は暫く措いて、明治以來、人口に膾炙されたる著名なる犯罪事件を摘出して、これらが如何にして行はれ、如何なる裁判に附されたるか、即ち大事件の公判の記録を作つてみやうと思ふ。

如何なる大事件でも、その當時は新聞紙上を賑はして、世上の話題にもなるのであるが、時を経るに従ひ、段々と吾等の記憶から遠退いて行く。されば、これらの大事件を新に吾等の頭に甦らせて、その當時の裁判官の判決が今日の法律に照して如何なるものであつたかを吟味するのも非常時の今日に於て強ち徒事であるまいと思ふのである。

横井平四郎暗殺事件

下御靈神社前の兇刃

明治二年正月五日の午後三時頃。

太政官を退出した參與横井平四郎は、病後の疲勞した身を駕籠に托して、寺町御門を出て南下した。駕籠脇には國許から召連れて來た門人の下津鹿之助と横山助之進の兩人が警護し、若黨の上野友次郎と松村金三郎とがこれに従つた。寺町竹屋町の下御靈神社の前に差しかつた時である。突如血氣の壯漢六人、白刃を揃へて斬つてかゝつた。病を得た六十歳の老體であつたが、平四郎はかくと知るや、駕籠から跳り出し、小刀をかざして渡り合ひ、暫時は戦つたが、到底壯者には叶はなかつた。刀を取落した途端に斬込まれ、「無念ッ」と呼はつて遂に絶命してしまつた。兇漢の一人は平四郎の首級を抱いて、「引揚げろ〜」と連呼しながら逃げ出した。兇漢を相手に奮戦してゐた従者の下津はかくと見るや、賊を追つかけること二町餘、富小路夷川下るところで

漸く追ひつかうとしたので兇漢は平四郎の首級を捨て、逃走してしまつた。兇變の現場には、平四郎の痛ましい死骸と兇漢の一人が瀕死になつて横はつて、あたり一面はから紅であつた。後になつて判明したのであるが、その兇漢は、

土屋信雄（本名を津下四郎左衛門といひ、一味の首魁で、平四郎の首級を擧げて逃げ出したのもこの男である）

上田立夫（備前藩）

鹿島又之允（尾州藩）

柳田徳藏（郡山藩）

前岡力雄（十津川郷士）

中井刀禰雄（同上）

の六人で、懐中には次のやうな斬奸状を持つてゐた。

斬奸状

横井平四郎

此者、これまでの姦計、枚擧するに遑あらず候へ共、暫く捨て置く、今度夷賊同心して天守教

を海内に蔓延せしめんとし、邪教蔓延致し候節は、皇國を外夷の物と相成申す事顯然たり、然し、朝廷御登庸の人を殺害に及び候事、深く恐入奉候へ共、賣國姦要路にふさがり候へば、前條の次第に立到り候故、止むを得ず天誅を加ふるものなり

末の世となげきな果てそ神の國

神はまします人はありけり

暗殺の原因は、この斬奸状にも見られる如く、横井は、夙にキリスト教を信じ、かの水戸の藤田東湖、信州松代の佐久間象山などと共に開國論を唱える先覺者であつたが、このことが保守頑迷の徒の誤解を招いたものと思はれた。

時代の先覺者横井小楠先生

そもそも横井平四郎は、肥後熊本の人、名を存實又は時存と云ひ、小楠と號した。身長五尺に足らぬ小男であつたが、顔大きく、色黒く、濃黒の眉が太い上に眼は如何にもよく光つてゐた。それに顴骨高く秀でて、口が非常に大きく、音吐朗々として、初對面の者は度胸をぬかれたといふことである。世々熊本藩細川侯に仕へた横井大平の二男で、藩公の命をうけて安政三年越前に

赴いた。それは越前の藩主松平春嶽公に見込まれて同藩政改革の任に當るためであつて、福井の藩士は悉く師弟の禮をとつた。文久二年六月、春嶽公が徳川幕府の政事總裁（註——以前の大老職に比敵するもの）の任をうけるに及んで、又招かれて越前から江戸へ行つた。この時、夙に開國論を唱へてゐた平四郎は、誤解をうけて品川で攘夷派刺客のために要撃され、同席の熊本藩士某は暗殺されてしまつたが、彼は身を以つて難を逃れた。その際、「横井が刀を抜かなかつたのは卑怯である。敵を見て逃げるとは熊本藩の恥辱である」といふ議論がやかましくなつて、翌三年、平四郎は越前から歸藩すると同時に、世祿を沒收されてしまつた。

かくて平四郎は、時代に先じた大志を抱きながら、空しく沼山津に隠棲して、四時軒と稱する山莊で、靜かに天下の形勢を觀望してゐた。沼山津は熊本の東南、二里餘、後には連山を負うて東北はるかに阿蘇の噴煙を望み、前には江津湖に連なる沼山津川が流れてゐたので、彼は一片の漁舟を泛べてひそかに胸中の悶々をなぐさめてゐたのである。

勤王詩人梁川星巖先生は當時の平四郎の心境を次の如く詩に詠じてゐる。

閑居沼山不知年 忽逢名主初談天
歸來復對沼山月 笑棹烟波舊釣船

しかし、時世はこの先覺の士を長く閑地に埋めて置かなかつた。王政復古の世となると、新政府は直ちに彼を中央政府に呼び迎へた。時は明治元年三月、平四郎は年五十八で、制度局の判事に任ぜられ、間もなく従四位下、參與に列せられた。

當年、廟堂に立つてゐたものは、大抵二十代から三十代の血氣盛りの士ばかりで、四十以上の者は殆どなかつた。そこへ六十に近い平四郎が入つて、識見は高邁、思想は清新なのであるから忽ちにして開國主義の中心人物とされてしまつた。が、これが保守的な頑迷者流の誤解を招いた因であつた。新政府の措置の氣に入らぬことは、何でも彼でも横井の獻策に基くものだとされてしまつた。加ふるに彼がキリスト教を奉じてゐたことが、益々世の疑惑を深めて、「彼は耶蘇教だ、彼は國を賣る奴だ」といふ聲が、次第に濃厚に彼の身邊を壓して來て、豫期された兇變は遂に持上つたのである。

刺客の人相書全國に廻はさる

兇變は天聽に達して、畏くも長谷少納言を以つて御見舞を賜ると共に、舊主たる細川侯に對しても、左の御沙汰と共に、祭祀料三百兩を下賜されたのである。

刺客の人相書全國に廻はさる

舊家來、横井平四郎儀、昨五日退朝の途中に於て横死の趣、不愍に思召され候、之に依つて右葬禮式等の爲、手當金三百兩下され候間、厚く相營み申すべく候事

それと同時に逃走した刺客五人逮捕のために人相書が回附され、又次の如き布告が出た。

徴士、横井平四郎を殺害に及び候儀は、朝憲を不憚、以之外之事に候、元來暗殺等之所業、全以府藩縣正籍に列候者には不可有事に候、萬一瘳閉之筋を以て、右等之儀に及候哉御一後言路洞開府藩縣不可達之地は無之筈に候、若、脫藩之徒、暗に天不の是非を制し、朝廷之典型を亂候様にては、何を以て綱紀を張り、皇國を維持し得むやと、深く宸怒被爲仕候、京地は勿論、藩縣に於て嚴重探索を遂げ、且、平常、無油斷、取締方屹度可相立旨被仰出候事

人相書

元備前藩 上 田 立 夫

- 一、年齢廿七八歳許
- 一、中 脊
- 一、半髪中鬚
- 一、鼻低き方
- 一、頬骨高し
- 一、面體瘦顔色黒き方
- 一、中 肉
- 一、耳少く薄し
- 一、目くぼみ
- 一、眉濃せまき方

一眉間新しき刀疵あり

生所不明 土屋信雄、夫とも延雄

- 一、年齢廿四五歳許
- 一、總身肥滿
- 一、顔丸く平き方黄色但そばかすあり
- 一、涙 眼
- 一、口小く
- 一、半髪中鬚
- 一、脊一と通り高く
- 一、猫 脊
- 一、眉濃き方
- 一、唇厚し
- 一、中國言葉

十津川郷士 中 井 刀 禰 雄

- 一、年齢二十五歳許
- 一、中 肉
- 一、眼細き方
- 一、半髪中鬚
- 一、中 脊
- 一、頬すぼり
- 一、髭薄き方

同 前 岡 力 雄

- 一、年齢二十五六歳許
- 一、太り肉
- 一、九顔色白く大きい方
- 一、中 脊

刺客の人相書全國に廻はさる

一、總髮大髻

一、右之手親指に新刀疵あり

元尾州産の僧にて一時大阪に住居其後京都檀王法林寺塔頭清光寺に住職、當時無職

鹿島又之允

一、年齢二十四歳

一、脊至高く

一、中肉

一、眼丸き方

一、髮二寸許延び

一、右之腕に新刀疵あり

其節着用之衣服等

一、澤江吳福連無紋割羽織

一、萌黄赤入福、高誇、高下駄穿く

右之者、去る五日横井平四郎を殺害に及、遁走候に付、府縣嚴密捜査を遂げ、見當り次第早く召捕、當官

へ差出可申、萬一心得違へ隠置、外より顯候はゞ、屹度可被處嚴科事

正月

刑 法 官

右之通相達候

嚴罰を以て臨んだ佐々木刑部大輔

その後間もなく、上田、鹿島の兩人は高野山の麓で捕へられ、津下（土屋）は信州で捕へられ

た。中井もつゞいて捕へられたが、前岡は巧みに逃げ廻り、翌年八月まで京都にかくれてゐた。

だが、世間では刺客に同情するものが多かつた。それといふのは、當時は未だ開國主義を嫌ふ保守派が多くて、横井は危険人物と見られ、彼が廟堂に立つてゐることに兎角議論がされたので中には刺客を國士として井伊大老を殺した水戸浪士に擬したりする者さへあつた。

斬奸狀が京都の町の諸所に貼出された。刺客無罪論が高調された。後に昭憲皇太后の侍講をした女丈夫の若江薫子までが、上書して熱心に刺客の無罪を力説した。従つて廟堂に於ても量刑がなかなか決せられなかつたが、時の刑部大輔佐々木高行が死刑論を力説して、その年十一月十四日に漸く決定すると、その翌朝、群集が佐々木の門前に蟻集してその非を鳴らしたといふ。

この事件の裁判記録などは今にはつきりしたものが傳はつてゐない。森鷗外博士の書かれた史傳「津下四郎左衛門」（津下の遺子の告白體になつてゐる）に、

當時の法廷の様子は、信憑すべき記載もなく、またその事に與つた人も亡くなつたので、私は精しく知らぬが、裁判官の中に同志の人たちに同情するものがあつたので、苛酷な處置には出でなかつたさうである。

と記されてゐる。

だが、遂に前岡の捕縛を待つて翌明治三年十月十日に一同は梟首となり、柳田は創のために獄死したので鹽詰にしてあつた死體の取捨を命ぜられて、この事件の落着を見た。この場合、情に驅られた衆論を排除して、兇徒を死罪に處した佐々木刑部大輔の態度は、法の威嚴を示したものであるとして立派であつた。

當時、諸罪を斷じたのは、明治元年に制定した「假刑律」及び明治三年に公布した「新律綱領」に依つてであつて、これらは「大寶律令」、「御定書百ヶ條」又は「明律」などの支那系の法律を参考として作り上げたもので、その罪名も罰名も今日の法律から見れば、まことに古色蒼然たるものがあつた。死罪にも三種あつて、梟首といふのは最も重きもので、斬首、絞首はこれに次ぐものであつた。

大村益次郎遭難事件

三條木屋町の襲撃

參與横井平四郎が兇刃に倒れた明治二年に、場所も同じ京都の町で、我が國兵制の先覺者たる兵部大輔大村益次郎が又もや刺客の襲撃をうけたのである。

益次郎は、京都附近に地を卜して、兵器製造所と兵學寮とを建てんがために、明治二年七月以來、京都の三條木屋町の旅館に引續いて滞在してゐた。土地の檢分役として、兵學寮の長たるべき原田一道を始め、乃木希典、兒玉源太郎等の百餘名が先發させてあつたが、伏見から宇治、八幡、山崎のあたりを一々踏査しなければならぬので、非常に長い月日を費した。九月四日の火ともし頃、益次郎が加賀の藩士安達幸之助、並びに長州の藩士靜岡彦太郎と三人で、杯を傾けながら盛んに時事を論談してゐる時であつた。しきりに玄關に訪ふ聲がするのであつたが、新政府の重職として訪問客の多い彼は格別にそれを心にも止めてゐなかつた。若黨が出て來意を問ふと「いや、吾々は太閤殿に會へばよいのだ」と來意も告げねば氏名も云はないで、亂棒にも玄關へ上らうとする。若黨は驚いて、この旨を益次郎に復命しやうと奥へ駈込むと同時に、名乗らぬ男はもうどやどやと座敷へ闖入して來て、脊後から袈裟掛に切倒した若黨の死體を乗越えて、「おのれ國賊ツ」と叫びながら三人をめがけて斬つてかゝつた。この兇徒は、後で判明したのであるが、團伸次郎、伊藤源助、五十嵐伊織、金輪五郎、神代直人、宮輪田進、太田光太郎、關島金一

郎等の數名で、彼等が何れも拔刀で座敷へ飛び込んだ時には、咄嗟の用意のなかつた益次郎等は
どうすることも出来なかつた。

眞先に進んで来た一人に「お、貴様は神代か」と益次郎が咎める間もあらばこそ「大村覺悟ッ」
と鋭く斬付けた太刀は、立上りもならず及び腰になつた益次郎の額から小鬘へかけてしたゝか傷
付けた。「しまつた」と思つたが、手に持つ刀を抜く暇もなく、二の太刀で右膝へ深く斬り込まれ
てしまつたのである。

その騒ぎに座敷の行燈が消えて、顔がわからなくなつたのを幸に、安達は裏の加茂河原に飛び
下りて、自ら「大村は乃公だ」と名乗りながら、益次郎の身がはりとなつて死んだ。それはかつ
て彼が大村の塾頭となつたことがあり、現在又兵學寮の教授としての恩誼に報ゆるためであつた
同席の静岡も亦兇刃に倒れた。

宿屋の女中が夢中になつて、原田一道等の座敷へ急を報じたので、「すは一大事」とばかりに一
同がおつとり刀で馳せつけた時には、刺客一同が安達の首級を益次郎のつもりでかゝえながら、
凱歌を揚げて立去つた後で、静岡の死體の傍に、鮮血に染りながら、益次郎が仰向に倒れて、し
きりに苦悶してゐたのが見出された。

原田等が益次郎に向つて、「曲者の面體に見覚えはありませんか」と聞いた時に、彼は何故か、
「見覚えはない、まつたく知らぬものばかりだと」答へるのみであつた。手を分けて追跡した一
隊は、やがて手を空しうして歸つて來た。

益次郎の右膝に受けた疵は可なり重かつた。京都の町醫者ではどうとも仕方がないので、木戸
孝允等の注意に依つて、早速、大阪府病院雇の蘭醫ボードインの新式外科治療を受けることに一
決したが、むしあつい京都の殘暑のはげしい中を戸板に乗せて陸路十三里を運搬して大阪に着い
た時には、疵はすつかり化膿してしまつて、手の下しやうもなくなつてゐた。「そのまゝでは豫後
が悪い、早速右脚を切斷するより他に、その生命を取止める道はない」とボードインは云つたが
下肢の切斷手術といふやうなことを始めて耳にした人々は、いくら醫者の言葉でもこれを大官に
施すべきかどうか即決することが出来なかつた。そこで、京都へ使者を立て、公許を得た後に、
漸くボードインに執刀を命じたので、切角切斷はしたものゝ、時すでにおそくて、今日で云ふと
ころの敗血症でも起したものでか、負傷後二ヶ月を経た十一月五日に、遂に前途に富んだ四十七歳
の英才は、空しく病没したのである。しかし、病中に致々として執筆した軍政改革の意見書は、
後に採用せられることになつて、肉體は死んで、遺骸は故山の土となつたけれど、その精神はと

こしへに帝國の陸軍と共に生きてゐる。

益次郎の遭難は、横井の場合と同様に、過渡期の痛ましき犠牲であつた。軍務官副知事として又、兵部大輔として、新式軍隊の設置を行つたことが、封建の遺風に固められた舊時代のいはゆる武士の嫌惡を招き、非業の死を遂げるに至つたのである。兇徒の持つてゐた斬奸趣意書も後で發表されたが、それにも、「大村益次郎は、朝廷に登用せられ候に及んで、外夷の御取扱御手厚被遊、人民の苦、容易ならず、外夷の侮り、日々増長し、皇威を輕んずる大村を暗殺しなければ國の恥であるばかりか、王政御一新の目途相立たぬ」との意がしたゝめられてあつた。

村醫から兵學大家となる

益次郎は長州吉敷郡、鑄錢司村の人、家は代々醫を業とし、彼ももと村田良安と云ひ、周防で田舎醫者をしてながら極めてくすぶつた生活をしてゐた。頭腦明晰、人格高潔、醫術優秀、三拍子揃つた名醫で、かつて長崎で蘭醫について習得した新式醫學は、村田良安の手腕を一層引き立てるに役立つたが、生來の世辭嫌ひが祟つて、患者は一向に寄りつかず、營業としては大失敗であつた。かうなると、開化の中心長崎仕込みの天晴れ新知識もいはゆる實の持ち腐れとなつてし

まつた。如何に村田先生が清貧を甘んじる君子でも食はずにはゐられない。遂に醫者は看板だけで、匙をとることは殆んどなく、蘭學教授を本職として僅かな子弟をとり、その日その日をしがなく送つてゐた。

ところが、良驥は野に朽ちずとやら、偶々、この碩學の田舎醫者の評判を耳にした伊豫宇和島の城主伊達宗城は禮を盡して、一度會ひたいと村田先生に呼出しを試みた。先生はもとより權門の招聘などをあまり心嬉しく思はなかつたが、折角の使者故、斷るのも無禮、會ふだけ會つてみやうと、出掛けて行つた。伊達宗城はお殿様であるが、當時、松平春嶽、鍋島閑叟、山内容堂などと共に諸侯の中で聞えた英主であつた。俊傑は俊傑を見抜くことも早い。初めて會つて村田先生の人物にすつかり敬服した伊達侯は、あまり氣の進まなかつた先生に無理に頼んで百石で蘭學及び兵學教授の役に就いて貰ひ、間もなく三百石取りに昇進させた。

村田良安の開運はこの時に始まつた。しかし、あんまりとんとん拍子に運が向くと、又不時の災難も起るもので、先生は極度の勉學の結果眼病を患ひ、殆んど失明に近くなつたので、無理に願つて暇を乞ひ、大阪に出て眼の治療を行つた。眼病は幸ひにして全癒したので、先生は或る志を持つて江戸表へ乗り込んだ。それが機會となつて村田先生はいよいよ官界に投じることになつ

たのである。

この當時、先生の身邊には幾多の事件が起つたが、一方、時代は走馬燈の如く廻轉した。江戸開城となり、王政復古となり、慶應四年は終つて明治と改まつた。江戸八百八街に肩で風を切つて濶歩してゐた旗本八萬騎の主戦派は、徳川幕府の没落に際して、最後の抵抗を試むべく、上野の山に立籠つて彰義隊の名乗りを上げた。錦の御旗をかざした官軍は、大参謀として西郷隆盛が統率してゐたが、西郷は實權を村田に任せ、彰義隊征伐に向はせた。その頃、すでに先生は、村田良安といふ醫者臭い名を振り捨て、大村益次郎と改名してゐた。

新進氣鋭の兵學家大村益次郎は、参謀本據を上野廣小路松坂屋の階上に置き、各方面に下知を傳へた。この時に於ける益次郎の活躍は實に目覚ましいものがあつた。英姿颯爽として四邊を拂ふ勇士の面影、これを傳へたものが東京九段の靖國神社社頭に聳立するあの銅像である。因みにこの銅像の製作者は大熊氏廣、鑄造は砲兵工廠である。

この時、長州出身の大村を登用して、その才智を縦横に活動發展せしめた西郷の度量もまた賞讃に價するものがあつた。

不平士族の反感を買ふ

彰義隊の全滅、これとともに大村益次郎の名は海内に鳴り響いた。時と所とを得た益次郎は所信遂行に全力を盡し、幾多の賛成反對の聲に取り卷かれながら、國民皆兵、徵兵令の實施に向つて押し進んだ。ところが、徵兵令の實施は、士族からも平民からも違つた心理での反對に遭ひ、殊に不平士族はこのことからいよいよその神經を尖らし、當時に於ける一大難問題であつた。

ここに於いて、不平反對保守の徒は、一部の長州人を狩り集め、大村を暗殺しやうとの計畫を企て、遂に九月四日の兇變を見たのである。この兇行を惹起するに至つた背景は、長州系の保守派たる大樂源太郎と富永有隣とが、九州、四國、奥羽の保守派の領袖たる小河眞文、高田源兵衛古松簡二、志津野節三、岡野恭輔、初岡敬次等を仲間に入れて企んだ事件であつた。大村を倒して進歩派を斥け、新政府を改造しやうといふのがその主旨であつた。

兇變があつて十數日を経た九月十八日には、

去ル四日夕、大村兵部大輔旅宿へ及亂暴候者有之趣、達天聽、深ク御宸怒被爲在候、右等之所爲、全ク朝憲ヲ不奉憚、不屈ノ至ニ付、其地方管轄中、別テ至急取糺シ、諸官へ届出候事

不平士族の反感を買ふ

といふ令書が西國筋の諸藩へ廻附され、その以前、九月十四日にも次の達しが出てゐる。
去ル四日夕、大村兵部大輔旅宿へ、何者之所爲哉、及亂暴候段、天聽達、深ク御宸怒被爲在候、右ハ全ク朝憲ヲ不奉憚、不届之至ニ付、京地ハ勿論、近傍府藩縣共、嚴密遂探索候様、被仰出候間、管轄中、至急取糺シ當官へ可届出候事

刺客粟田口刑場の露と消ゆ

それから間もなく、刺客で捕縛されたものもあるが、なほ捕へられない者が多いので同月二十九日に、更に太政官から次のやうに布達されたのである。

去ル四日、京都ニ於テ大村兵部大輔旅宿へ、別紙名前ノ者共、及亂暴候段、不憚朝憲所業不届至極ノ事ニ候、賊徒、追々御召捕相成候得共、逃走候者共、何レハ潜伏モ難計ニ付、府藩縣ニ於テ管轄中嚴密探索ヲ遂ゲ、見當次第召捕可申出候事

長州藩

兒玉若狹家來ニテ致脱走候

國仲次郎

同藩毛利筑前家來

太田豊熊兄ニテ光太郎變名

太田瑞穂

久保田藩

金輪五郎變名

佐竹次郎

越後國府兵居ノ隊中

五十嵐伊織事變名

齋藤習作

右四人召捕相成

三州藩

死亡 宮和田進

軍曹

召捕相成 伊藤源助

長州藩

神代直人

信州伊奈郡ナムクマ村

郷土關島金左衛門伴

といふ令書れいしよが西國筋の諸藩へ廻附くわいふされ、その以前、九月十四日にも次の達しが出てゐる。
去ル四日夕、大村兵部大輔旅宿へ、何者之所爲哉、及亂暴候段、天聽達、深ク御宸怒被爲在候、右ハ全ク朝憲ヲ不奉憚、不屈之至ニ付、京地ハ勿論、近傍府藩縣共、嚴密遂探索候様、被仰出候間、管轄中、至急取糺シ當官へ可届出候事

刺客粟田口刑場の露と消ゆ

それから間もなく、刺客しきやくで捕縛されたものもあるが、なほ捕へられない者が多いので同月二十九日に、更に太政官たじやうくわんから次のやうに布達ふたつされたのである。

去ル四日、京都ニ於テ大村兵部大輔旅宿へ、別紙名前ノ者共、及亂暴候段、不憚朝憲所業不屈至極ノ事ニ候、賊徒、追々御召捕相成候得共、逃走候者共、何レハ潜伏モ難計ニ付、府藩縣ニ於テ管轄中嚴密探索ヲ遂ゲ、見當次第召捕可申出候事

長州藩

見玉若狭家來ニテ致脱走候

團 伸 次 郎

同藩毛利筑前家來

太田豊熊兄ニテ光太郎變名

久保田藩
太田 瑞 穂
金輪五郎變名
佐竹 竹 次 郎
越後國府兵居ノ隊中
五十嵐伊織事變名
齋 藤 習 作

右四人召捕相成

死亡
三州藩
宮 和 田 進
軍 曹
伊 藤 源 助
召捕相成
長州藩
神 代 直 人
信州伊奈郡ナムクマ村
郷土關島金左衛門伴

關島金一郎

土州藩

岡崎強助

河野某

堀内誠之進

堀内了之輔

坂野治郎

五十嵐伊織

金輪五郎

元山口藩

兒玉若狹家來ニテ脱走

團伸次郎事

伸次郎

それで取調の末に行はれた言渡は、左の如くで、伊藤源助、五十嵐伊織、金輪五郎の三人もこれと同文であつた。

其方儀、大村兵部大輔旅寓へ亂入之始末、憂國之至情、及切迫候ヨリ、同志八人、義ヲ以テ會シ、右之所行ニ及候旨雖申、國家隆興之見込相立候ハ、言路洞開之御政體ニ付、幾重モ事情建言イタシ、如何様共取計方可有之候處、無其儀、猥ニ御登庸之重職ヲ斬殺之企イタシ、終ニ當九月四日夜、大村兵部大輔ニ死

ニ至候程之爲疵負加之、右旅宿へ來客並同家々來等、及殺害候段、不憚朝憲致方ニ而其罪不輕候、且又國家之御爲ト見込、右之始末ニ及ビ候儀ニ候ハ、速ニ其筋ニ届出可待罪之處、其場逃去、終被捕、追々吟味之上ニテ事實及白狀候段、不届ニ付、梟首申付者也

已十二月

それから太田瑞穂への言渡には、前文の上に更に次の言葉が加はつてゐた。

其方儀、同人へハ師恩モ有之事ニ付、假令、同志之モノ如何様之儀申聞候トモ、先々差押置實意ヲ以諫言イタシ、取計方可有之處、無其儀、猥ニ御登庸之重職ヲ斬殺之企イタシ、終ニ當九月四日夜、大村兵部大輔旅宿へ同志七人俱々相越、襲入之節、後ニ罷在事死去ヲ察シ、拔刀者不致トハ申作、已ニ同志ノモノニテ兵部大輔ニハ死ニ至候程之爲疵負云々

關島金一郎の分にもすこしばかりの言葉の相違があるばかりで、刺客一同は十二月二十日を期して、京都粟田口の刑場で身首處を異にすることになつたのである。

しかるに、愈々死刑實施の時に際して彈正大忠として死刑執行をなす京都府役人の傍に立會ふことになつた海江田信義が「犯人等は私心の爲でなく、一意、國家の爲に奸を誅したのである」といふ意見で、尤も何か複雑した感情の衝突もあつたのであらうが、死刑を中止して再び囚人達を獄舎へ歸らしてしまつたのである。その當時、彈正臺でこの處置を取つたために、彈正臺と兵部

省との間にいろいろのいきさつがあつたが、結局、彼等の處刑は翌明治三年になつて行はれた。しかし刺客中での重要人物であつた神代直人は、捕縛される時に自刃して相果てたのでその中に見出されなかつた。

廣澤眞臣暗殺事件

傑物廣澤參議の横死

明治四年正月九日の夜半。

東京麴町區富士見町二丁目二十九番地の自邸で、參議廣澤眞臣が愛妾かねと同衾中、何者かに寢首をかゝれたといふ事件が持上つた。參議（註——當時の參議といへば今日の大員よりも重い地位である）ともあらうものが、女を抱いて寝てゐるところを殺されたとは餘りだしがなさずぎるが、深酔してぐつすり寝込んでゐたところを不意に襲はれたものと思はれた。

廣澤は、長州出身として木戸孝九と肩を並べる人物であつた。精悍の氣、溢れるが如く、膽力もあれば、見識もあり、殊に議論に強い人であつたから、やゝともすれば他人の感觸を害するやうなこともあつたが夙に參與の職に就いてゐたが參與廢止せらるゝに及び明治二年七月引續き參議となり、高く廟堂の椅子に着いて、天下の政務に與かつてゐた。流石の木戸も、彼には一目も二目も置いてゐたといふから、その一事でも、廣澤の爲人がよくわかる。

眞臣は通稱兵助、初め波多野金吾と稱して、長州藩が京都から逐はれて、非常に苦しんでゐた時代には、なかなか活躍した。やがて、幕府が例の征長軍を起して、同時に嚴重な談判があつた時、長藩の強硬組は、「なに、去勢されたやうな徳川幕府なんか恐れるに足らん、ヤツつけろ」と飽までも幕府に對抗して、一戦を試みやうといふ強硬論を唱へたが、それがために軟弱な重役共に睨まれて、正義派の志士は一掃されてしまつた。もとより幕軍邀撃を唱へてやまなかつた波多野も、禁錮にされてしまつた。がその後藩の形勢が一變して、高杉等の正義派が威を振ふやうになつてから、波多野も罪を赦されて再び藩政に携はるやうになつた。

征長軍に對する戦争は、極めて好都合に運んで、幕軍は大敗を遂げ、戦局は有耶無耶の中に結ばれた。例の薩藩との聯合もその間になつて、表面に於てこそ、未だ長州藩士は京都へ出入することが出来なかつたが、薩藩の陰に潜んで、京阪の地に入込み、盛んに暗中の飛躍を試みてゐた。波多野も逸早く京都へ乗込んで来て、東奔西走してゐる中に、形勢はますます薩長二藩のた

めに有利となつて、徳川慶喜は政權を返上して、大阪に退くことになつた。この前後、未だ官位を復されず岩倉村に閑居してゐた岩倉具視に、例の徳川追討の密勅が下つてゐた。そして、岩倉の復官と同時に、その密勅は岩倉の手から薩長二藩へ渡されたのであるが、その時、薩藩を代表して行つたのが、大久保市藏、後の利通であり、長藩を代表して行つたのが、波多野金吾、即ち廣澤眞臣であつた。今から思ふて見れば、この密勅を受取るのは、何でもないのであるが、若しその見込みが違へば、薩長二藩は或は全滅になつてしまふかも知れないので、渡す岩倉の方にも無論確い決心があつたであらうが、これを受取る大久保と廣澤も、普通の覺悟では出来なかつたのである。この頗る重大な役目を廣澤が長州藩を代表してやつたのであるから、およそ當時に於ける廣澤の地位がわかる。

明治新政府になつて、廣澤が参議として廟堂につらなつてから、佐賀の江藤新平と相知つて、よく江藤の獻策を入れたことに就いては、同じ長州藩の人の中でも、非常に不快の感を抱くものがあつた。長州人は、非常に江藤を嫌つてゐたのであるが、ひとり廣澤は、江藤を深く信じてゐた。

尤も江藤は非常に經綸の才があつて、議論もなかなか猛烈な人であつたから、さういふ點に就いて長州人と相容れず、何となく毛嫌ひされてゐたのである。それを廣澤がひとり江藤の建議を聽いて、その説をしばしば助けたので、江藤を嫌ふ情は却つて廣澤を憎むの心となり、これがために幾度か、廣澤と江藤の關係については、長州人の間にも苦情が出たといふことである。この一事は、後の暗殺事件に多少の關係を持つてゐるやうに思はれる。又薩藩の人達が、木戸に對しては、左まで畏れを懐いてゐなかつたが、廣澤に對しては非常に遠慮勝ちであつて、又廣澤が薩藩の人に對しては、何時も強硬な議論を唱へて、その争ひの衝に當るといふやうな調子のあつたために、薩藩の人は自然と廣澤を煙たく思ふやうな事情もあつた。しかし、参議としての廣澤の聲威は、非常に盛んなもので、一時は廣澤参議の名が他の参議を壓するほどであつた。その勢力が飛び離れてゐたといふことが、或は暗殺の禍を引いた原因にもなつたのである。

しかし、これは大方後の者の勝手な憶測であつて、果して如何なる原因によつて殺されたか、それは皆目わからなかつた。第一、その暗殺の下手人が上らず、今日に至るも未だ判明しないのである。後になつて、よく廣澤を殺したのは俺だなどと名乗り出る與太者があるといふが殺された人物が大きいだけに、ありさうなことである。

警視廳と判事側との軋轢

廣澤參議暗殺の事が天聽に達すると、畏くも 明治大帝には痛く宸怒あらせられ、左の如き詔勅を下し給はつた。

故參議廣澤眞臣變ニ遭フヤ、朕既ニ大臣ヲ保庇スルコト能ハズ、又其ノ賊ヲ逃逸ス、抑モ維新ヨリ以來、大臣ノ害ニ罹ルモノ三人ニ及ベリ、是レ、朕ガ不逮ニシテ、朝憲ノ立タズ、綱紀ノ肅ナラザルノ致ス所、朕甚ダ焉ヲ憾ム、其レ天下ニ令シ、嚴シク搜索セシメ、賊ノ必獲ヲ期セヨ

そこで、當局も必死となつて犯人の逮捕に努めてゐるうちに、當夜、廣澤と枕を並べて寝てゐた妾のかねがかすり傷一つ負はなかつたこと、家令の起田正一と私通してゐたことが露顯したので、こいつ怪しいと、直ちに有力な嫌疑者として上げられた。時代が時代であつたから、兩人は随分残酷な取調を受けたものである。

當時警保寮（註——今日の警保局の如きもの）の中檢事であつた安藤則命は、無理に供述をまとめんがために、かねが妊娠中であるのに、晝夜三回も海老責めと稱する拷問にかけて、起田との關係を自白させ、かねは拘留中に分娩をしたが、分娩後七十五日を経たぬ明治五年三月二十九

日から四月十二日までの十五日間に前後二十三回の折檻を繰返したために、事件が警保寮から司法省に移されるに及んで、調書の記載は悉く拷問の苦しまぎれにした虚偽の申立といふことになつて、それまでの取調は何もならなくなつた。

かくして、本件が再び五里霧中をさまよふ中に、明治七年一月、岩倉右大臣が赤坂喰違門外で要撃されたといふ事件が突發し、本件も緊張したが、岩倉事件の犯人はその日捕へられ、同年七月に本件と何等關係なく處刑済となつてしまつた。

此年一月、東京警視廳（註——今日の警視廳の如きもの）が設けられ、安藤は權大警視となつたが、檢事側より更に調直しを主張し、警視廳で調べて新に證據を擧げるとまで主張したが、判事側では、起田は本籍地へ歸すべきものと主張し、司法省も「先づ本籍へ返し新威保管他出留置候事」と裁判所へ達したが、安藤はその議は停めて貰ひたいと抗議し、若し歸されるならば假令殺害の證據は十分でないとしても、妾と私通の點は明白であるから、その罪名で警視廳は捕縛するといきまいた。又、檢事局からも、本籍地へ差戻しては搜索上不便に付き司法省内の監倉へ拘留相成度と上申し、結局その通り拘留することゝなつたが、三度目の掛りたる早川權中判事等よりも見込がないからとて、放免の上申をなし、拘留の必要がないから親戚又は山口縣出張官員の中

へ保管すべきものと主張し、岸良大検事は人選の上預け置かば捜索の便宜ありといひ、警視廳側より檢事その他集議せんことを申出た。そして、警視廳では新に證據を擧げんとて、一同協議更に證人その他の取調を開始した。

八月十一日には大木司法卿は御前に召され、三條太政大臣侍立の上事件に付き御下問あり、「猶精々盡力搜索を遂げよ」との御沙汰あり、同日宮内卿より司法卿並に大輔に、

今朝御沙汰の趣、廣澤參議殺害の賊徒探索捕縛の儀、是迄吟味之顛末人別書等書取を以御差出相成候様、御沙汰に付、特申達候

と達せられた。事件の當初といひ、今回といひ、大御心を體し奉り、司法省では恐懼措くところを知らず、顛末を奏聞すると、同時に八月二十九日司法省布達第二十一號を以て、

過ル明治四年、賊徒故廣澤參議ヲ殺害ニオヨビ候儀、達天聽、震怒被爲在、其節、詔書ヲ以テ右賊徒ヲ必獲ニ期スベキ旨御沙汰有之、而後四年ヲ經ルト雖モ、未ダ捕獲ニ不至、實ニ不相濟儀ニテ、朝憲之不相立次第ニ付、今一層嚴密搜索ヲ遂ゲ、右賊徒ヲ速カニ捕縛致シ候様條此旨布達候事

と達し、何とか始末をつけねばならない立場となつたが、事件は四年の歲月のために益々迷宮に入つて、たゞ徒に世の疑惑を増すばかりであつた。

維新前後幾多の名士が暗殺されたのはいづれも政治問題であるのに、廣澤とも云はれるものが色情關係で殺される筈はない。苟も長州第一の人物が色情のために寢込を襲はれたとは不面目の上もないことだ、どうしても政治上の理由であらねばならない、否、何とかして政治上の理由であらせたいといふやうな説も出た。ところが妾のかねを調べれば調べる程醜態が暴露する、素晴らしい美人であつたが、すこし頭が足りない、どうせ人の妾となる程の女であるからその前身は分り切つてゐたが、廣澤の妾となつてからも、起田との關係ばかりでなく、廣澤の甥とも關係し、從者の誰彼とも關係があり、来る若侍にはふざける、それに大酒呑みのズボラと來てゐたかねて廣澤に忠告する者もあつたが聞き入れず寵愛してゐたといふやうな閨門の紊れが追々と發表されて來て、廣澤の名譽のためにもどうしても事件をいゝ加減に打切らねばならないやうなこゝとなつた。

參坐規則の制定

その時、警視廳と判事側との板挟みとなつて困却した橋口中檢事は、參坐、即ち今日で云ふところの陪審の建議をなした。

故廣澤參議從者起田正一儀初發大區ニテ取調爾後、判事交互糺彈再往覆問ニ及ブト雖モ結審ニ到ラズ、既ニ四ヶ年來探索ヲ盡スト雖モ協懇ヲ不得、先般判事具申ノ趣ニ付檢事伺出ル旨モ有之、親戚保管ノ儀ハ御猶豫一層探索可致旨御達ノ處、再度判事ヨリ當地寄留ノ親戚又ハ本縣出張役人ノ間ニ保管ノ儀伺出候段傳聞致シ熟考候處、該件ニ付テハ發端勅令モ被爲在候儀、畢竟天下大臣該犯不學ノ事ニ立到候テハ、第一朝威ニ差響キ到底當省不盡ノ責ニ歸スル外無之、萬一嫌疑ノ調節明瞭審定ニ到ラズンバ、天下人心ノ向背物議ヲ生ジ、何ヲ以テ勅意ニ可奉對哉、實ニ不容易事件ニテ、追々判事ノ推問書ヲ熟視スルニ、安藤權大警視先官執務中ノ見込書ト齟齬致居、素ヨリ安藤ハ實地ニ踏込必然探索ヲ遂ゲ、所見ノ次第罪本曖昧ヲ追ヒ審問推糺、小ヲ積テ大ニ及ボシ、發姦明審ニ到ラントノ趣意、又裁判官ノ調節謀殺ニ目的立タザレバ、所謂ル垢ヲ洗ヒ其癥痕ヲ求ムルガ如キ深刻ニ及バザルノ見込ニテ、不審ノ事端逐一詳訊情緻糺致サルガ如ク、勿論早川判事伺出中ニ正一義不審筋無之、當地寄留親戚へ保管トノ文言何レノ趣意ナルカ、不審ナキ者ナラバ潔ク解放當然之儀、然レドモ保管トアレバ依然ト不審ハ不齟ル趣且ツ其前探索ノ御指令モ有レバ、即今判事ノ糺彈黑白判然確乎不拔ノ御見留ニテハ有之間敷然レバ難疑獄ト雖モ論斷處決ハ判事委任之職掌ニ候處、正一儀何レトモ正大之結審ニ到ラズ、殊ニ犯人未決中重キハ繫獄輕キハ保管ノ例格ニテ、開省以來稀有ノ難獄ナレバ輕易ニ親族保管ノ筋モ有御座間敷、假令親族保管巡查ヲ以テ警護致スト雖モ探索上ニ妨害ヲ醸シ却テ搜索不學ニ至ルト云フ警視廳ノ論モ承リ、一應尤ノ筋ニ候得共、要スルニ正一諷究之ヲ固メ又保管ノ處分ナレバ嫌疑緩漫ノ人氣ニ押移リ、探索適切ニ學ラズトノ見込是レ些少ノ事ニ非ズヤ

斷然放免ニ歸スルト雖モ猶檢事警察官協示致シ、卓然タル確證ヲ得ルニ到テハ該犯口供固結スル等ノ儀ハ聊モ顧ミズ、一糺下ニ伏罪スルハ無論ナリ、何レニモ保管一件ハ紛紜之勢ヒ實ニ本末順ヲ失ヒ當省ノ御體裁ニ關係致シ不輕事候間、當冀クハ保管一件ハ度外ニシテ、速ニ參坐ヲ被設、卿輔ヲ初メ判事檢事會議之上黑白判然千載無遺憾御覆審有之度奉存候也

かくて、小畑權中判事、杉浦少判事、中村權少判事、小島大解部、田中大解部、福田大解部等が吟味掛を命ぜられ、明治八年二月、參坐規則、詳しく云ふと、「廣澤故參議暗殺事件別局裁判規則」なるものが制定された。それは今日の陪審法と比較してみると頗る興味あるものであるから次にその規則全文を掲げてみる。

廣澤故參議暗殺事件別局裁判規則

第一條 此裁判ハ原告官辯護官參坐裁判官ノ四官ヲ以テ成ルモノナリ故ニ先ツ四官ノ權限ヲ審カニシテ相侵ササルヲ以テ要トス

原告官ノ事

第二條 見ル所ノ情狀ヲ詳カニシ其ノ箇條ヲ立テ裁判官ニ付ス其書面ヲ以テシ又ハ口述ヲ以テスルモ妨ケナシ

第三條 一件ノ書類既ニ備ルハ其事件ニ付キ苦情ノ最モ深キ者ヲシテ原告タラシムヘシ

辯護官ノ事

第四條 司法卿ノ選ヲ以テ省中官吏ノ内ヨリ二名之ニ充ツヘシ

第五條 被告人ノ爲メニ辯護スルノ責ニ任ス故ニ原告ノ告ル所被告ノ答辭スル所ト裁判官ノ糺彈スル所トニ就キ能ク其意ヲ留メテ之ヲ聽キ其ノ被告人ノ爲メニ辯護スヘシト思料スル時ハ席ヲ了リテ後參坐ニ向テ一應其意見ヲ述ヘシト雖モ糺彈ノ善惡ヲ論シ裁判ノ當否ヲ論スルノ權ナシ但糺問ノ席ニ於テハ敢テ發語スルヲ得ス

參坐ノ事

第六條 政府ノ選ヲ以テ七名之ニ充ツヘシ既ニ之ニ充レバ尋常公務ヲ以テ缺席スルヲ得ス若シ不得止事故アリテ缺席三人ニ至レハ其席ヲ開クヲ得ス

但疾病等ニ係リ缺席スル者ハ其日糺問ノ次第ヲ同勤ノ者ヨリ詳細ニ承知シ投票ノ節遺漏ナキヲ要ス又疾病ノ故ヲ以テ永ク臨席スルヲ得サル者アレハ政府其人ヲ選ンテ之ニ代ラシム既ニ之ニ代レハ中間之ニ任セラルト云フヲ以テ其ノ責ヲ辭避スルヲ得ス

第七條 罪ノ有無ヲ決スルノ任ニシテ搜索ノ精粗糺彈ノ善惡裁判ノ當否ヲ論スルヲ得ス故ニ裁判官ノ問條ヲ出スマテハ敢テ發言セサル者トス

第八條 首領官等高キヲ人ヲ以テ上席人ト定メ罪ノ有無ヲ言フニハ投票ヲ以テスヘシ其投票ハ各自ニ之ヲ出シ上席人ソノ多寡ヲ定メテ之ヲ裁判ニ官ニ付スヘシ

但罪ノ有無ハ投票ノ多寡ニ因テ決スヘシ假令ハ全員六人ナレハ其四員以上ヲ多トス若シ半員有罪ト票シ半員無罪ト票スル時ハ其ノ無罪ニ決定スヘシ

裁判官ノ事

第九條 原告ノ陳述スル所ニ於テ解シ難キコトアレハ幾度モ其原告ニ尋問シ又糺彈中新シキ箇條ノ起ルトキハ原告ニ其搜索ヲ求ム

第十條 糺彈中ハ一切其ノ任ニシテ參坐及原告官ノ預ル所ニ非ス

第十一條 將ニ糺彈ヲ爲サムトスルニ當テ證據ノヨルヘキトヨル可カラサルトヲ決スルハ裁判官ノ責トス

第十二條 裁判長官缺席ノ日ハ次官代理スヘシ

裁判順序

此裁判席ヲ開ントスルニハ前一日裁判官ヨリ他ノ三官ニ通シテ會同セシムヘシ

既ニ會同スレハ原告官先ツ裁判官ニ向テ其情狀ヲ陳スヘシ

既ニ陳シ了レハ裁判官他ノ三官ト共ニ糺問席ニ臨ミ被告取調ニ掛ルヘシ

既ニ取調結局ニ至レハ別局ニ會同シ

辯護官言ント欲スル所アレハ參坐ニ向テ陳スヘシ

辯護官既ニ陳シ了レハ裁判官其事件ノ首尾節目ヲ陳シテ罪ノ有無ヲ參坐ニ問フヘシ

既ニ問ヒ了レハ參坐更ニ省内他ノ一局ニツキテ投票ヲナスヘシ

參坐規則の制定

投票既ニ了レハ上席人之ヲ裁判官ニ付スヘシ

既ニ無罪ト決スレハ裁判官即時ニ之ヲ放テ有罪ト決スレハ擬律上裁ヲ乞フヘシ

但投票ノ際ニ當テハ互ニ相討議シ或ハ其席ヲ離ルルヲ得ス

この參坐規則に就いて、尾佐竹博士は、次の如く説明してゐられるのである。

これは當時歐米文化の採用に盲目的に熱心であつた當時の時勢であつたところへ、その前年には京都府參事榎村正直事件につき、司法と行政との衝突となり、之を解決する方法として、陪審を設けることとなり、差かゝつた事件を差し置き、俄かに陪審規則の制定にかゝつたのであるが、とてもそんな急拵へのことで陪審が出来るものでないから、變應的に各省から官吏が出て陪審することとなり、參坐と稱したのである。そこで此時も、警察と司法との衝突から參坐を設けることとなつたのである。しかしして此參坐規則は、榎村事件のときのものに比して、頗る詳密に規定せられ、全體としても餘程整つて居る。參坐の外に、原告官辯護官を設けた如きは、英國流の制度を翻譯した面影があり、現に草案には陪審の熟語を用ゐた譯文も添附してあつたが、正文には矢張り參坐となつたのである。また、辯護官の規定の如きは、嘗て未だ刑事に辯護人を許されざる時代であつたから、頗る制限せられたる辯護權ではあるが、兎も角も、

辯護制度特に官選辯護の嚆矢である。特に此規則で最も注意すべきは、投票の語である。従來は、凡て入札といふ語を用ひて居つたのであるが、此時から投票といふ法語となつたのである。

被告無罪を言渡さる

斯くて、廣澤故參議暗殺事件局別裁判規則なるものが制定され、これによつて、起田正一、福井かねの公判となると同時に、青木鐵五郎、坂口屋も被告人又は關係人として公判を開かれ、參坐に付された。青木は仲間部屋廻りの無賴漢で、竊盜のため廣澤邸へ忍入りしに發見せられたから、これを殺したといふ白狀であり、坂口屋は全くつまらぬ關係者としての嫌疑である。

これまでは、事件は原則として、司法省裁判所に繫屬したのであるが、特別の規則が設けられたため臨時裁判所別局なるものを設け、三月十八日に事件は引繼がれ、翌十九日を以て開廷せられたのである。當日の裁判廷の物々しきは、

- | | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 參議兼司法卿 | 大 | 木 | 喬 | 任 |
| 司法大輔 | 山 | 田 | 顯 | 義 |
| 權中判事 | 小 | 畑 | 美 | 稻 |

被告無罪を言渡さる

少判事	杉浦知周
權少判事	中村元嘉
司法大丞	青山貞
同	渡邊
大解部	小島充均
同	田中廣德
權大解部	福田正章
三職	
參議兼外務卿	寺島宗則
參坐	
內務大丞	田村氏壽
三等議官	高崎正風
同	生田
外務省五等出仕	野村
大藏省五等出仕	大關江
同	關義

四等議官	藤澤次謙
陸軍省四等出仕	津田眞道
陸軍大佐	林清康
戶籍權頭	船越衛
督學局大督學	野村素介
教部省六等出仕	針木魯
辯護官	
明法中法官	荒木博臣
同權中法官	長野文炳
原告官	
起田正一、一件	
中警視	安藤則命
權中警視	貫綿吉道
坂口匡、一件	
司法省九等出仕	島田助七
青木鐵五郎、一件	

大検事	岸	良	兼	養
権大検事	岡	内	重	俊
同	杉	本	芳	熙
中検事	橋	口	兼	三

等が列席の上、審理を始めたので、眞に空前絶後の大法廷である。これに加へて、二十日には参議兼議長伊知地正治、二十二、三日には参議木戸孝允が列席してゐる。

その後、大審院設置、司法省職制章程改革等によりて、廣澤事件の裁判官にも多少の異動があり、裁判審理にも問題の事件だけに相當長い日數を費したが、いよいよ七月十三日に至つて参坐投票にて裁判を決することになつた。當日は、内務卿大久保利通も出席した。投票の結果は無罪に決し、裁判官、参坐、原告官、辯護官列席の上、西岡四等判事より、左の如く無罪の言渡をなした。

申 渡

山口縣長門國大津郡三隅下村
豊原住居農

起 田 正 一

其方儀、故参議廣澤眞臣枉死一件ニ付相糺候處無罪ニ決スルヲ以テ解放候事

東京第一大區十一小區

神田鍋町二十七番地借地

福井長吉娘

か ね

其方儀、故参議廣澤眞臣枉死一件ニ付相糺候處無罪ニ決スルヲ以テ解放候事

町 用 掛

右之通かねへ申渡候間其旨可相心得事

東京第三大區五小區

牛込拂方町十五番地寄留

長崎縣肥前國松浦郡五島

富口村商

坂口七郎方同居

弟 坂 口 隆

東京第三大區五小區

被告無罪を言渡さる

牛込拂方町十五番地寄留

長崎縣肥前國松浦郡五島

富口村商

坂口七郎方

坂

口

匡

其方儀、故參議廣澤眞臣枉死一件ニ付相糺候處不束之筋無之間解放候事

東京第五大區六小區

淺草阿部川町十一番地

青 木 鐵 五 郎

其方儀、故參議廣澤眞臣枉死一件ニ付相糺ス處無罪ニ決スルヲ以テ解放候事

明治八年七月十三日

翌十四日には、立木四等判事、高木四等判事列席の上、西岡四等判事より關係者たるよし、(廣澤家下女)せい(かねの母)福井英晴(廣澤家從者)福井順三、吉木知信、佐々木正兵衛、藤井善造(廣澤家從者)、市川兼三郎、瀬下竹次郎、其他鈴木、大塚、市川、笠原、宮越、西村、矢島小澤、小田部等に對し、

其方儀、故參議廣澤眞臣枉死一件ニ付相尋候處御用濟ム間其旨心得事

明治八年七月十四日

と言渡し、これにて一件落着した。同月二十八日には、東京日々新聞に命じて、起田以下鐵五郎までの申渡書を掲載せしめた。これは當時として進んだ遣り方であつた。問題の女かねは、放免後、縁あつて市ヶ谷加賀町十六番地寄留大阪府士族千馬武雄の妻となつた。

其後、明治十年十一月十六日、澤春三事平井讓之助又の名中村六藏が嫌疑者として捕縛された。そして翌十一年四月九日、長崎上等裁判所(註——上等裁判所とは控訴院の前身)検事局にて取調べたが、此の時は澤田衛守殺害の件のみ自白し、東京上等裁判所検事別局にて取調べたときは、故山口迅一郎と共に廣澤邸に至り、迅一郎は中に入りて斬殺し、六藏は椽側に登り死體を見したと自白したから、同年十二月十二日、司法卿より大審院に審問の命があつた。翌十二年三月三十一日、判事西岡遼明は糺問係として訊問したるに、今度は先の自白を否認した。その理由は、澤田衛守殺害事件に付き強盜犯として處刑せられる様子故、その汚名を減ずるために、聞き覚えの廣澤參議暗殺を自白したるまで、あつて、全く偽りの申立であるとして述べたのである。

此の年十月、前と同じく裁判規則が設けられたが、これは前の別局規則中の參坐を止め、その

代りに裁判官の數を増し、合議は投票を以てしたのである。

この裁判は、十三年三月十二日開廷せられ、辯護官巖谷龍一は縷々數萬言、此頃としては眞に比類なき大陳述をなし、微に入り細を穿ちて自白の信すべからざる所以を力説し、無罪の辯論をなしたが、三月二十二日には全員無罪の投票があつたので、左の如き言渡をなした。

申 渡

元熊本縣肥後國菊池郡深川郷

神來村 士族亡平井新八男

當時長崎縣肥前國彼杵郡長崎

十善寺郷

平民木藤淳藏方同居平民

中 村 六 藏

其方儀、廣澤參議暗殺事件ニ付審問ヲ遂ケ即チ本局裁判規則ニ因リ投票ヲ爲セシ所無罪ニ決シタルヲ以テ

無 罪

但シ澤田衛守殺害事件ハ追テ處斷スヘシ

明治十三年三月二十二日

大審院別調所

判 事 十 名 連 名

かくて、澤田衛守殺害事件は普通手續にて處分し、一件落着せし故、六月三日大審院別局も閉局したのである。

なほ、此の事件にひつかゝつた者に宮内大丞小河彌右衛門がある。容疑者として鳥取藩にお預けになつたが、これは、小河がかつて御前會議の席上で、大久保利通が田中河内介を殺したといふ舊罪をあげたので、大久保がその報復のために彌右衛門を左遷させたのだとの説があつた。兎に角、殺された人物が大きく、その原因が分らず、犯人が上らなかつたので、一時いろんな流言蜚語があらはれ、これをモデルにした小説類も多く現はれたが、岡崎恭輔の「堀のお梅」は最も有名である。

かくて、この事件の犯人は遂に上らずして今日に至つてゐる。今日は恐らくその犯人もこの世にゐないであらう。よし未だ生きてゐて判明しても、もう時効にかゝつて罪にはならない。序ながら、明治初年の大岡越前守として名高い大審院判事玉乃世履が、後年、一拷問を用ふれば如何なる勳舊相將と雖も、これを陥れんこと掌を覆すよりも易しと述べて、拷問廢止論に賛成した

被告無罪を言渡さる

四五

のは、この事件の所感からであるといふ。

尾去澤銅山事件

銅山拂下の顛末

この事件は、當時に於ける長閑對反長閑との政争を背景としてゐるので、事件の真相として傳へられるところも頗る怪しいが、伊藤仁太郎氏の記述に従つて、事件の概要とその顛末とを語らうと思ふ。蓋し、この事件は、明治最初の疑獄事件と云ふべきもので、井上馨、澁澤榮一等の大人物が法網に引つかゝつたところに一段の興味がある。

明治四年に廢藩置縣が行はれて、六百年來の封建制度の總勘定は、これで片附いた譯である。ところが、舊藩の貸借勘定からいゝるんな紛争が起つて、政府にその取扱ひを迫るものが日増に殖へて來るので、終には政府もその煩に堪へなくなつて、一層のこと、舊藩の貸借は有形のまゝで悉皆引受けて、その整理をつけやうといふことに決した。そこで、舊藩の所有に係る物と貸借の書類は、一切政府へ引継ぎになつた。大藏省がその取扱ひを一任されて、當時、大藏大輔（註「

大輔といふのは今の次官に當る）の職にあつた井上馨かこれに關係することになつた。

この時、南部美濃守の領地内に、尾去澤銅山といふのがあつて、村井茂兵衛と云ふものが、その採掘を南部藩から許されて、古くから従事してゐたのである。南部藩の財産目録のうちにも、それは確然と書いてあつた。政府へ貸借整理を依頼したので、その銅山の採掘は一時中止を命じて、政府へ引渡した形になつてゐたが、村井からは「整理の済むだ後は、従來の緣故を以て、自分への拂下又は採掘の許可を願ひたい」といふ願が出て、それも關係書類として政府へ引継ぎになつてゐたのである。

然るに、井上大藏大輔は、この調査中に、尾去澤銅山が欲しくなつて、しきりに南部藩と村井との關係を調べ始めた。そして、兩者の契約にすこしでも不備の點があつたら、村井を排斥して自分の方へ採掘の權利を移してしまはうといふ魂膽であつた。ところが、南部藩の書類のうちに

覺

一、金貳萬五千兩也

右奉内借

月 日

村 井 茂 兵 衛

銅山拂下の顛末

といふのがあつて、その宛名は、藩の勘定方になつてゐた。また藩の帳簿を見ると、

一、金貳萬五千兩

村井茂兵衛へ下渡

としてあつた。そこで、村井へは極めて切迫した期日を以て、その金子を速に返納せよと命じた。村井は驚いて、大藏省へ出て行つた。そして、

「手前は藩から金を借りて居りません、これは立替金を受取つた時の請取證であつて、決して貸借の書附ではありません、御取調を願ひます」

と主張した。で、その詳細を聞取つてみると、實は次のやうな徑路になつてゐたのである。

維新の際に、南部藩は朝敵として一時の間取扱はれたことがある。その辯解が容れられた時、七十萬の上納金を命ぜられた。これは朝敵の名に代ゆる爲めの金で、若しこれを拒めば南部家は滅亡する外はない。こゝに於て、取敢へず幾何かの金をつくつて上納し、跡は追々として、一時の延期を願ふことになつた。

藩の重役は、そこで領地内の金持であつた村井を呼出してこの金作を依頼した。村井も舊藩主の窮狀を察し、且つ銅山の採掘も引續きさせて貰ひたい希望があるから、これを引受けた。

けれど、いくら金持といつて、當時の金で七十萬の大金が一時に出来る筈はない。兎に角、十萬でも二十萬でも出来るだけ調達して跡は跡の事と考へ、いろいろと手をつくしてみたが、どうしても出来さうでない。何しろ、維新の變亂で、金の融通が一切止つてゐる場合であつたから、如何ともすることが出来なかつた。

そこで、村井は外國人に相談するより外に方法はないと考へて、すぐに兵庫（註——今日の神戸）へ出て來た。江戸と横濱、大阪と兵庫には村井の銅の販賣店があつて、外人との取引もなかなか盛んにやつてゐたのである。

對手が外國人だけに相談ははやく決して、村井の求むるだけの金を引受けてくれた、尤も外國人の手許にその大金はないから、國許から金を取寄せる間待つて呉れといふのであつた。

双方契約書の交換も済んで、村井は取急ぎ引返して來た。金は握つてゐないでも受取る期日は定まつてゐるのだから、すこしも早くこれを知らせて安心させやうと思つたのであるが、歸國して見ると意外の事が起つた。

外國人と交渉を開いた時、その旨を村井から藩の重役まで申送つて置いた。それが問題になつて、重役の多くは南部家が如何に窮すればとて、異人から金を借りるやうなことは出来ない。家の體面にも關し、祖先への申譯も立たないから、寧ろ村井の調金を拒絶しろ、と云ふことになつて

わたのである。

村井は重役からこの事を聞かされて、頗る當惑したのは、外國人との契約は銅の取引について有利の條件を與へることにしてあり、且つこの契約を破るものは、二萬五千兩の違約金を支拂ふことになつてゐるのだから、藩の議が拒絶と決すれば、その違約金の出るところがない。といふて村井がそれを負擔するのはあまりに馬鹿げてゐる。骨折つて疲勞損ですまないといふ、そんな間尺に合はないことはない。契約書を示して談判すると、重役は村井に一時の立替をして置け、後日必ず辨濟するとのことであつたから、村井は外國人へ二萬五千兩渡して、この約束を反古にしてしまつたのである。そして、その金を藩から返された時、書いて出した請取證といふのがそれであつた。

村井は、この次第を逐一述べて、「奉内借」と書いてあるのは、斯ういふ性質の金ではあるし、且つ町人から藩へ出す書面であるから、さういふ風の文字を使つてあるので、決して借入金でないことを纒々辯解したが、どうしても井上大藏大輔は聞容れないで、書類の上に現はれた文字によつて判斷すれば、藩から借りてゐるに相違ない。その争ひは後日のこととして、取敢へずこの金はこの際速かに上納しろ、と嚴重な命令を下したのである。

村井の方でも、これはあまりに馬鹿々々しいことだと思ふて、しきりに争つてゐるうちに、大藏省から官吏が出張して、本店も支店も一時に財産を差押へて、競賣の執行までするに至つた。随分ひどい遣口だが、これ位の壓政は、當時には珍らしくなかつたやうである。この突然の差押へのために、數代の富豪は、一時に零落して、哀れな有様になつた。ところへ、銅山の採掘を許すから保證金を差出せ、との命令があつた。元の村井ならなんでもないのであつたが、今の村井ではおいそれと右から左へその金を出すことは出来ない。彼此と奔走してゐるうちに期日が迫つて来る。そこで、大藏省へは延期願ひを出して置いて、金策にかゝつた。そして、やつこのとで金が出来たので、これを持つて大藏省へ出てみると、すでにその期日はきれてゐたのである。そのみならず、銅山は岡田平藏といふ者へ、すでに拂下げてしまつたとのことであつた。

この岡田といふのは長州人で、大藏省の小役人をしてゐて、井上の子分であつた。岡田は無論銅山の拂下げをなして貰へるやうな人物でなく、その背後に井上の居ることは明白であつた。しかもその拂下金は、二十箇年賦の無利息といふ、篋棒なものであつた。

司法權の獨立を頑張る

話變つて、當時、司法省には佐賀藩出身の參議で剛直を以て知られる江藤新平が司法卿（註一）今日の司法大臣）として頑張り、さかんに經綸の才を揮つてゐた。即ち司法省の權力を擴張して、司法事務を内閣の上に超然たらしむべく、司法權を以つて、全く行政權の上から獨立させて、飽までも司直の任務を完うしやうとした。その精神は司法省の第四十六號の達に明かである。

地方人民ニシテ官廳ヨリ不法ノ迫害ヲ受クル者ハ進ンデ府縣裁判所若クハ司法省裁判所ニ出訴スベシ

明治維新の擾亂に際し、相當の功名を立て、役人になつた者が多くあるだけに、やゝもすれば政府を我物顔に扱つて、殆んど公私の區別などは、眼中に置かず、自分の思つたままに、何事も振舞つて行く傾きがあつた。肩で風を切つて歩く位の程度に、威張つてゐるのならよいが、人民の損得に關係のある特殊の問題にまで立入つて、我儘の振舞をするやうになつては、人民がとても立行くものではないのであるから、そこで、人民は何事につけても不服を云ひたくなるが、その不平を訴ふべき途が開けてゐなければ、何うすることも出来ないで、たゞ何となく政府を怨むやうになる。それでは爲政の道でないから、江藤がかういふ達を出して、一般の人民に對し、役人を相手取つて、出訴すべき道を開いてやつたのである。今の時代ならば、敢て珍しくはないが、明治の初年に當つて、かういふ達を出すのは、その内部にも相當の反對はあつたであらうが

江藤は斷々乎として、この達を發表したのである。

扱て、銅山を官に奪はれて零落しても、官權にはどうすることも出来ないものとしてすつかり斷念してゐた村井が、この達を見てどうして黙つてゐられやうか。それには又多少の尻押もついで、堀松之助といふものを連れて東京へ出て來た。その前に、酒田上等裁判所へ出訴したが、それは書面を却下されてしまつたので、この上は、司法省へ出るより外はないと決心して上京したのであつた。

村井の訴へを聞き、書類を一見して、江藤は井上等の曲事に驚き、且つ憤つた。そして、此際官權を笠に着て不正を働く長閑政治家を徹底的にやツつけてやらうと決心し、村井からは如何に有利の條件を以てせられるも、決して示談は致さぬ、といふ請書を取つて、直に取調に着手した。

井上等の罪惡は一切明白になつた。取調の主任は判事の河野敏鎌で、縛る役は、警保頭の島本仲道であつた。ところが、勅任官を縛るには太政官の決議を要する内規になつてゐたので、直に手を下すことは出来ない。それに、太政官には井上を庇護する者が多く、江藤の要求はどうしても容れられない。折角力んだ江藤は、そのためにすつかり氣を腐らしてゐるうちに、例の明治六

年の征韓論が起つた。江藤は、西郷、板垣、後藤等と共に職を辭して民間へ下つた。事件は行惱みとなつてそのままに日は過ぎた。

井上澁澤等輕罪に問はる

その翌年四月、江藤は謀叛の罪で死刑になつてしまつたが、かれこれと日の經つうちに、銅山事件の取調書はすつかり整ふた。これを正當に處分することになると、澤山の怪我人が出来るから、岩倉右大臣が専ら周旋して、河野は元老院へ榮轉させ、その他のこの事件の係官もそれぞれに他の方面へ廻して、この事件をして有耶無耶のうちに葬つてしまはうとした。けれど、天下を騒がせた問題の結末を全然無罪ですますことは出来ないものであるから、その重立ちたる者だけは處分することになつた。次にその判決文を掲げて、事件の内容を示して置く。

從四位 井 上 馨

其方儀、大藏大輔在職中、舊藩々外國負債取調ノ際、村井茂兵衛ヨリ取立ツベキ、金圓多收スルノ文案ニ連署セシ科、名例律同僚犯公罪ニヨリ、川村選ノ第三從トナシ、二等ヲ減ジ懲役三年ノ處、平民購罪例圖ニ照シ、贖金參拾圓申付候事

但多收シタル金二萬五千圓ハ、大藏省ヨリ追徴シ、村井茂兵衛へ還付スル間、其旨相心得候事

正五位 澁 澤 榮 一

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛稼ギ尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾ノ協書相添ハザル決議ノ文案ニ連署セシ科、名例律同僚犯公罪條ニ依リ、川村選ノ第三從トナシ、二等ヲ減ジ無罪

內務權大丞 北 村 正 臣

其方儀、大藏省六等出仕ニテ、判理局擔當中、舊藩々外國負債取調ノ際、村井茂兵衛ヨリ取立ベキ金圓多收スルノ文案ニ連署セシ科、名例律同僚犯公罪ニ依リ、川村選ノ第二從トナシ、一等ヲ減ジ、懲役二年ノ處、當時患ニ罹リ事務調査ノ氣力ニ乏シク、専ラ首犯ニ任セ置タル情狀ヲ酌量シ、更ニ三等ヲ減ジ懲役一年、官吏公罪罰俸例圖ニ照シ、一箇月申付候事

紙幣大屬 川 村 選

但多收シタル二萬五千圓ハ大藏省ヨリ追徴シテ、村井茂兵衛へ還付致ス間、其旨可相心得候事
其方儀、大藏省十等出仕ニテ判理局勤務中、舊藩々外國負債取調ノ際、村井茂兵衛ヨリ舊盛岡藩へ係ル貸上ゲ金ノ内へ償却シタル二萬五千圓、同藩ヨリ貸付ト見做シ徴收セシ科、職制律出納有違條ニヨリ坐賍ヲ以テ論ジ、懲役六年ノ處、過誤失錯ニ出ルヲ以テ官吏公罪罰例圖ニ照シ、罰俸三箇月申付候事

但村井茂兵衛稼ギ尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾協取置カザルハ、違式ノ輕ニ問ヒ懲役十日
一、吟味中茂兵衛ノ代人堀松之助へ、私和ヲ求メシハ、不應爲ノ輕ニ問ヒ懲役三十日、各本罪ヨリ輕ニ依

リテ更ニ論ゼズ候事

一、右多收シタル金二萬五千圓ハ、大藏省ヨリ追徴シテ村井茂兵衛へ還付致ス間、其旨可相心得候事

從五位 小 野 義 眞

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛ヨリ取立ツベキ金圓、川村選誤テ多收セシ一件、且茂兵衛稼ギ尾去澤銅山附屬品買上代價、承諾ノ協券不取置一件及、今田紋十郎身代解放處分一件等、夫々遂吟味候處、不束ノ筋無之ニ付無構候事

從五位 岡 本 健 三 郎

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛稼ギ尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾ノ協書相添ハザル決議ノ文案ニ連署セシ科、名例律同僚犯公罪ニ依リ川村選ノ第二從トナシ、一等ヲ減ジ無罪

大阪府士族 川 井 清 藏

其方儀、盛岡藩大屬奉職中、取扱タル同藩ノ負債名儀ニ付、大藏省ニ於テ取調ノ砌リ、同藩ヨリ村井茂兵衛ノ舊債ヲ抵償シタル、金二萬五千圓ヲ以テ同人へ貸下金ト做シテ具申セシ科、改定律例二百四十七條上ニ告グルニ、詐テ其實ヲ以テセザル者ノ重キニ擬シ、懲役一年ノ處、已ニ右證書取扱ヘニ付、禁獄一年ノ處斷ヲ經ルヲ以テ、二罪俱發令ニ照シ罪等シキニ依リ、更ニ論ゼズ候事

茨城縣士族 大 久 保 親 彦

其方儀、大藏省在職中、村井茂兵衛稼ギ尾去澤銅山附屬品買上代價、同人承諾ノ證書相添ハザル決議ノ文

案ニ連署セシ科、名例律同僚犯公罪條ニヨリ川村選ト同罪ナリト雖モ、素ヨリ該件事務ニ關係セザルヲ以テ情狀ヲ酌量シ、一等ヲ減ジ無罪

東京府士族 岸 本 且 矩

東京府平民 玉 井 半 三 郎

其方儀、川村選ヨリ村井茂兵衛手代堀松之助へ吟味中、私話ヲ求メシムルノ際、選ノ囑託ヲ受ケ周旋セシ科、雜犯律不應爲條ニ依リ、川村選ノ從タルヲ以テ、懲役二十日ノ處、私心ナキヲ以テ情狀ヲ酌量シ二等ヲ減ジテ無罪

村井茂兵衛手代 堀 松 之 助

其方儀、村井茂兵衛ヨリ舊藩へ貸上金二萬五千兩、大藏省ニ於テ多收セシ一件、川村選吟味中、岸本且矩ヲ以テ私話ヲ求メシ一件等、相尋ル處、御用濟候ニ付此旨可相心得事
但多收シタル金二萬五千兩ハ大藏省ヨリ追徴シ、追テ村井茂兵衛へ可下渡候間、其旨可相心得事

扱て、以上の如き判決を夫々に與へたが、銅山の採掘權は果して何人に歸するかといふことになつては、何等の判決も與へずにした。そもそも村井の訴訟の根本は、その點にあつたのだが、これに付いては何等の解決も與へず、依然として井上が持つてゐることになつた。殊に、處罰された者は、罰金とか或は酌量として無罪にするとかいふのだから、この判決によつて、さま

で痛痒を感じたものはなかつた。このうちの川村といふのが、つまり井上の身代になつて、一切の罪を一身に引受けたのである。

其後、明治十三年になつて、村井はますます窮迫を極めてゐたが、此の時には、尾去澤銅山は三菱會社の手に歸して、さかんに採掘を初められ、その採掘の盛んなるを見るにつけても、村井は昔の榮華の夢を思ひ出して、どうしてもそのまゝ泣き寝入ることが出来なかつた。で度々上京して、松尾清次郎といふ代言人に頼んで、鑛山下辰しの請願書を出したが、これは直ちに却下されてしまつた。次には、東京市長になつて死んだ松田秀雄が、まだその時は代言人をしてゐたので、これに頼んで東京上等裁判所へ、鑛山下辰指令に對する不服の訴訟を起した。この時には、高知裁判所へ轉任を命ぜられた大島が役人を罷めて代言人をしてゐた時であるから、松田の手傳ひをして、大いに訴訟の便宜を與へたといふことであるが、何しろ長州閥の政治家が全盛を極めた時代のことゝて、この際も有耶無耶のうちに葬られて、村井は何の得るところもなく、今日はまつたく、見る影もない有様になつて、その遺族は陋巷の間に苦しんでゐるとのことである。

神風連暴行事件

熊本鎮臺襲はる

明治六年、征韓論が破れて後は、廢刀、斷髮を初めとして、洋式軍隊の編成等、しきりに舊來の面目は更新されたが、この明治新政府の方針に對して、保守的武斷派の士族達は不平不満でたまらなかつた。そして、その不平不満が各地に於て破裂して、暴動となつた。さうした暴動の中で、江藤新平等の佐賀の亂に次いで世人を驚かしたのは、熊本神風連の暴行事件であつた。それはやはり新政府の諸改革に不満を抱き、國粹を以て任じ、頑固な武士氣質を固持する集團の武力的反抗と見られた。

由來、熊本と云ふ土地は保守思想の最も強烈なところであつて、電線の下を通過するに、蠻國の器物の穢を避けると稱して、頭上扇をかざして過ぐると云つた如き頑固者の藪るところであつた。新政府が廢刀斬髮令を發し、家祿及び賞典祿を發して新に金祿公債に換へ、士族をして祖先傳來の祿を失はしめ、社會狀態を一變したることに對する悲憤やる方なくして、熊本藤崎八幡

宮の神官加屋霽堅を始めとし士族上野堅吾、大野鐵平等の徒輩は、常に神祇を崇敬して尊王攘夷の説を唱え、自ら神風黨と稱して立ち、官吏の洋装せるものを塵にせんと欲し、殺伐なる言動をなしてゐた。

さる中に、明治九年十月二十四日の夜、その黨二百餘人は、「御神勅」、「敬神愛國」の長旗を押し立て、藤崎神社の神前に集まり、上野、加屋等は烏帽子直垂の服装で太刀を佩き、長劍を提げ火を放つて先づ鎮臺を襲つた。

これより先、暴徒の一隊は、鎮臺營舎の床下に爆薬を仕掛け、いざといへば、これに點火し、濛濛たる火煙の間に鎮臺兵を斬り捲り、兵舎を占領しやうといふ謀計であつた。ところが、この謀計が端なくも鎮臺方の探訪員に依つて嗅ぎ出されてしまつたので、もはや一刻の猶豫もなり難いと、二十四日夜、不意に起つて鎮臺へと殺倒したわけである。

その勢極めて強くして、陸軍中佐高島茂徳、大島邦秀、陸軍大尉豊田良作以下六十四人は戦死し、傷を負ふもの二百餘人の多きに達した。

彼等は轉じて熊本鎮臺司令長官陸軍少將種田政明、熊本縣令安岡良亮、同參事小關敬道の邸を襲ひ、種田を殺し、小關を傷け、更に縣廳を襲つて中屬以下六人を殺し數人を傷けた。

種田少將は、この夜深酒を飲み、小間使お小夜を引入れて熟睡中、突然跳り込んで來た神風連中の猛者高津運記は、ぱつと種田の枕を蹴ると、種田は面喰ひながらも立上り、四邊を見れば、刻一刻と飛び來る數多の怪漢、

「さては……………」

と早くも異變を感じながら、種田が刀架へ手を延さうとした、その一瞬間、

「ヤツ」

と叫んで、鋭く切り込んで來た高津の一刀に、首筋から胴體深く斬り下げられ、一世の猛將と謳はれた種田少將も、實にもろい最後を遂げてしまつた。

逃げ出す小間使も哀れ背後から袈裟掛に斬られ、その夜、別室にゐた種田の愛妾小萬も廊下傳ひに逃げ行くところを一刀浴びせられ、その使用人の負傷するもの多く邸内は大混亂を呈した。

小萬はもと生粹の江戸ツ子藝者で、頗る美人の評判が高かつた。微傷を負つて逃げ出してから東京の親許へ電報を打つたが、その時の電文、

ダンナ ワ イケナイ ワタシ ハ テキズ

は、當時「小萬の電報」といつて、天下の話題となつた。そして、遂には藝者がお座敷で三味

線に合せて、「ダンナワイケナイワタシハテキズ、代りたいぞへ國のため」と唄ひ出すといふ仕末であつた。

賊徒斬罪に處せらる

それは兎も角として、その翌日になつて、鎮臺の兵が發するに及び、首謀者以下七十餘人は斃され、その殘黨は秋月小倉に逃走した。が、十二月に至つて皆捕へられて刑に逢つた。彼等は、多く三種の神器を書寫し、恭々しく懷中し、又銘々小さな神鏡を錦の袋に入れ首に掛けて所持してゐた。

捕縛されたものは、十二月三日、熊本臨時裁判所長判事小畑美稻によつて、次の如く申し渡された。

高津運記

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、陸軍少將種田政明ヲ殺害セント其邸宅ヲ襲撃シ、同人ヲ斬殺スル科ニ依リ、除族ノ上斬罪申付候事

浦楯記

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、大田黒惟信ヲ殺害セント黨與ヲ率

キ、其家ニ放火シ及ビ熊本縣中屬青木保弘外二名ヲ斬殺スル科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

吉村義節

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、熊本縣令安岡良亮ヲ殺害セント黨與ヲ率キ、其邸宅ヲ襲ヒ、家人ヲ亂殺スル科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

宮本篁十郎

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、黨與ヲ倡聚シ、官兵ニ抵抗スル科ニ依リ、斬罪可申付處、情狀ヲ酌量シ、除族ノ上、懲役終身申付候事

緒方小太郎

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、黨與ヲ率キ、熊本鎮臺ヲ襲撃シ、兵營ニ放火スル科ニ依リ、斬罪可申付處、情狀ヲ酌量シ、除族ノ上、懲役終身申付候事

木庭保久

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、陸軍中佐高島茂徳ヲ殺害セント其宅ヲ襲ヒ及ビ家人ヲ亂殺スル科ニ依リ、斬罪可申付處、情狀ヲ酌量シ、除族ノ上、懲役終身申付候事

堀田四郎

其方儀、加屋齋堅、太田黒伴雄等ノ朝憲ヲ紊亂セントセシ企ニ同意シ、陸軍中佐與倉知實ヲ殺害セント其邸宅ヲ襲撃シ、同人ヲ傷シ仍ホ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ、斬罪可申付處、情狀ヲ酌量シ、除族ノ上、懲役

賊徒斬罪に處せらる

終身申付候事

以上の外、懲役十年は八人、懲役五年は一人、懲役三年は一人、懲役二年は二十三人（その中女二人）懲役一年は六人、禁獄百日は三人、懲役七十日は一人、懲役四十日は一人、無罪は三十人（その中女四人）夫々申渡されて、この事件は一先づ落着を告げたのである。

が、この神風連暴行事件が勃發した時、これに倣つて、その十月二十七日、舊秋月藩士宮崎車之助、今村百太郎、益田靜方等四百餘人は、神風連に呼應してゐたが、神風連が鎮定されると、豊前中津に逃走した。そして、舊藩士を煽動したが應じないので、これを襲撃した。小倉分營の兵は出でてこれを撃つたが、十一月に至つて今村等はまたもや秋月を襲撃した。そこで、政府は内務少輔林友幸、陸軍少將大山巖を遣はし、海陸よりこれを討伐するや、或は斬られ、或は自刃して間もなく平定されてしまつた。

岩倉具視遭難事件

赤坂喰違ひの兇變

明治七年一月十四日、夜の九時すぎ、その日、宮中に於て御陪食仰せつけられた右大臣岩倉具視は、二頭立の黒塗馬車に收まつて、歸邸の途中であつた。颯つと一陣の寒風が襟元をかすめた。ふと見ると、駁者は馬の尻に一鞭あて、薄氣味のわるい赤坂喰違ひの暗い路を一刻も早く通り抜けやうとしたときである。今はなくなつてゐるが、その頃、俗に云ふ首縊り松の側まで走つて來ると、往手より抜刀の壯漢七八名、詩吟をやりながらぶらぶら歩いて來ると見る間に、突如、馬車を目がけてばらばらと詰め寄つた、その一刹郡、まづ馱者は斬られて馱者臺から轉び落ち、馬丁は、「助けてくれ、人殺し……」と悲鳴をあげながら逃げ去せた。その騒ぎにも、物に動ぜぬ岩倉は、悠然として馬車の扉を開いて立ち出でた。それを見た壯漢は、一齊に「國賊岩倉覺悟！」「天誅を受けろ」と呼ばはりながら、太刀先そろへて詰め寄つた。素手で防ぐによしなき岩倉は、壯漢の白刃の下を潜つて、巧みに身をかはした。二三箇所微傷を負つたが、暗にまぎれて堤へ匍ひ上らうとする途端、足を踏み損ね忽ち轉がつて濠の中へ墜落した。水中に落ちたと思ふ瞬間、岩倉はしつかり石垣にしがみつき、體を水中にかくし、息を殺して忍んでゐると、「何處だ何處だ」と兇徒の連呼する聲がして、岩倉の水の中にあるのが分らなかつた。かうなつて、愚圖々々してゐては身の危険と、兇漢共も今は斷念して逃げ仕度の折も折、四邊に捕手の來るらし

い足音がしたので、一同は忽ち姿をかくしてしまつた。

かくて、岩倉は危いところを辛うじて逃れたが、それは彼が變事に臨んであくまでも沈着であつた賜である。兇變の後を探查されると、證據となるべきものは、買つて間もない駒下駄が一足きりであつた。官憲は、これを唯一の手懸りとして、東京市中の下駄屋といふ下駄屋を片端から調べてみると、兇行の數日前、京橋新富町の或る下駄屋へ、どこかの下宿屋の女中らしい者が、その駒下駄を買ひに來たといふことまで判明した。

そこで、京橋を中心に下宿屋を風潰しに調べてみると、遂に兇漢共の共同宿泊所たる素人下宿を發見し、大格闘の後、一同は捕縛となつた。暗殺計畫の張本人は武市熊吉以下、土佐出身の若者八名であつた。兇行の前夜、武市の邸宅に集つて、岩倉暗殺の密議が凝らされたのである。武市は、板垣退助の部下を勤めたこともある、土佐藩で有名な豪膽者であつた。

征韓論破裂の餘波

扱て、岩倉は、何が故にこの難に遭つたか。彼は大政奉還の頃から、明治維新回天の業の中心人物となり、新政府にあつても、右大臣として、その聲望は三條太政大臣を凌ぐものがあつた。

公卿出身に似合はぬ豪膽な人物で、各藩出身の參議も岩倉に頭の上るものはなかつた。しかし、岩倉は非常時の政治家としてすぐれてゐた。恐ろしき自信家で、一流の卓抜、非凡な見識と學力とによつて遠慮なく、自分の思ふところを一直線に押進んで行つた。明治四年十月八日、岩倉は特命全權大使として、大藏卿大久保利通、參議木戸孝允、工部大輔伊藤博文等を従へて、滿二ヶ年間歐米文物視察の途に上り、六年九月十三日歸朝すると、廟堂には西郷隆盛一派の征韓論が渦を卷いてゐた。この時、彼は敢然、大西郷を相手として、征韓論で議論を戦はし、遂に大西郷をして野に下らしめるに至つた。征韓論は今日から考へても何れが是、何れが非とも云はれな
いが、當時、陸軍大將として飛ぶ鳥も落すばかりの威望のあつた大西郷が、憤怒のあまり掴みかからんとするまでに、烈しく論じ合ひ、その所信を屈しなかつた岩倉の骨節の強かつたことも驚かざるを得ない。

廟堂を騒がし、一時は明治新政府の危機とまで傳へられた征韓論の破裂！ かねて征韓論者と交はり、それらの人の旗下に馳せ參じ、自から韓國視察をもして來た武市が、長官の引退に連座して官職を辭したことは、大なる抱負を持つてゐた彼自身に取つて、思つてはあきらめきれぬ千秋の恨事であつた。そこで、征韓論を破裂の運命に陥れた岩倉右大臣を憎み、その身邊をつけぬ

らふやうになつたのは、公憤ばかりでなく、彼自身としては止むに止まれぬいきさつであつたかも知れないのである。

法官の口約で國法を枉げられぬ

兇行の主謀者としての武市は、判廷に於て、その頃未だ行はれてゐた酷い拷問を受けたが、どうしても犯行を自白しない。が、そのまゝにして置いては、事岩倉公に關するといふので、一日も早く自白させてしまはぬと政府としての面目も立たぬとあつて、益々手荒く攻めたてた。それで、たうたう細目をきびしくかけたところが傷となり、膿を持つて、生身の體に蛇が湧くといふ慘狀を呈した。遂に歩行が出来なくなつて、歩いては判廷へ出られぬ。それを箱車に乗せて呼び出し、日夜責め付けるが、どうしても口を開かない。それでは、他の八人の者を責めつけて誰れかに自白させやうとしても、何しろ決死の連中のことゝて、誰一人として口を開かうとする者はなかつた。

こんなことを繰り返してゐては、月日が延びるばかり、結局、自白せずには牢死するに決つてゐる。そこで、搦手から攻め立てようといふことになり、小畑判事は大審院から出張し、事理をつくして、その不心得を諭し「若しも速かに自白するならば、君達の顔が立つやうに取計ひをする」と告げたので、武市その他の者もやつと納得し、「自白するが、吾等も武士の血を引く者だ。切腹させてくれるか」といふ條件を持ち出した。そこで、「切腹が望みならば、その通り取計ふから自白せよ」と云へば、「確かと間違ひなく望み通りにしてくれるか」と念を押し、それではといふわけ、武市等一同の者は事件の顛末を逐一自白したのである。

しかるに、こゝに一法官の口約束で、國法を動かすわけに行かぬと犯人一同は、斬罪を宣告された。その公判は次の如くであつた。

申 渡

高知縣實屬士族

- 武市 熊吉
- 武市 喜久萬
- 山崎 則雄
- 山崎 直方
- 山下 村義明
- 岩田 正彦

法官の口約で國法を枉げられぬ

中西茂樹
中山泰道
澤田悦彌太

其方共儀、征韓之儀行ハレザルヲ不平ニ存ズルヨリ、岩倉大臣ヲ殺害シテ廟議ヲ動カサント欲シ、同志九人申合、當一月十四日夜喰違ニ於テ刺傷スル科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

明治七年七月九日

犯人一同は、こんなことなら自白するのでなかつたと口惜しがつたが、今になつては如何ともなしがたく、悲憤の涙に暮れながら斬首されてしまつた。

山科生幹事件

非常上告制の設置

この事件は、事件としてさして大したことでもないが、我が裁判史上に於ける一時期を劃した非常上告制が設けられたことに於て特記すべきものである。

明治八年十月十七日、太政官より司法省へ宛て、

頃日新聞紙上ニ京都府士族山科生幹口供及ビ公判掲載有之、右口供上ニ於テハ重大ノ罪犯ニ相見候ヲ不應爲重ニ凝シ懲役七十日之處憂國ノ赤心ニ出ルヲ以テ情ヲ量リ贖罪金五圓二十五錢ニ處斷候趣、本犯何等ノ證據ヲ以テ憂國ノ赤心ニ出ルヲ認メ候哉早々取調可申出、若シ不當之裁判ニ候得者大審院へ上告破毀ヲ求メ再審ニ下附此旨相達候事

との照會が來た。新聞で見て氣がついたが、どうも不當のやうだから、大審院へ上告しろとの命令である。如何にもルーズな明治初年の官界の状態の窺はれる話である。

そこで、司法省からは、

京都府士族山科生幹公判ノ儀ニ付御達ノ趣、不當ノ裁判ト見込候ヘドモ兼テ御達シノ上告期限已ニ相過候ニ付破毀ヲ求メ難ク候、如何相心得可申哉此段相伺候也

との返牒を出した。即ち、上告の期限がきれたので、どうにも方法がないとの返答であつた。そこで、太政官では大史の議に付し、

伺ノ趣、山科生幹罪狀ハ國事犯ニ係ルヲ以テ期限ニ不拘上告可爲致事

といふ厳しい指令を出した。今から考へると、ひどく亂棒な指令のやうであるが、法制の完備しない當時としては、こんなことはよくあつたと思はれる。この指令は更に司法省から大審院へ通達すべしとなし、

本月七日東京裁判所ニ於テ公判ニ及ビ候山科生幹儀ハ國事犯ニ係ルヲ以テ檢事ニ付シテ上告可爲致旨指令候ニ就テハ、期限ニ不拘受理可致旨大審院へ可相達事

と達したが、これは單なる太政官と司法省との關係に過ぎない。新たに法令として公布せられたのでもなければ、また司法省から大審院へ命令すべき性質のものでもない。そこで、司法省から太政官へ、

山科生幹罪狀ハ國事犯ニ係ルヲ以テ期限ニ不拘檢事ニ付シテ上告可致旨御指令ニ就テハ、大審院へモ御達相成度此段上申候也
と上申した。

そこで、太政官と司法省との交渉となり、法制局の議となり、上奏を仰ぎ、左の布告が出た。

第八號布告

凡ソ上告期限内ニ檢事及罪犯ヨリ上告セズシテ司法卿其裁判ヲ不當トスル事アル時ハ、期限ニ拘ハラズ大審院檢事ヲシテ上告セシムルコトヲ得ベシ、此旨布告候事

明治九年一月三十一日

これで一般の法律となつたわけで、裁判所で確定したのもも行政官たる司法卿の見込みで覆し得るなんて、まことに亂棒な話のやうであるが、今日の法律語でいへば非常上告である。

扱て、この布告に基づきて、

司法省達第三十號

府縣裁判所 檢事

府 縣

東京大阪長崎ヲ除ク

本年第八號御布告ノ旨モ候ニ就テハ、以來各所檢事並ニ檢事ノ務ヲ行フ者ハ裁判上ニ於テ其不當ナリト見込アレバ、隨時其見込ヲ具シテ上等裁判所檢事ニ出スベキ儀ト可相心得此旨相達候事
但上等裁判所へモ別紙第七號ノ通相達置候事

明治九年三月二日

司法省布達第七號

各上等裁判所檢事

本年第八號御布告ノ旨モ候ニ就テハ、別紙達第三十號ノ通相達置候條、以來右見込書差出候節其見込ヲ以テ當レリトスレバ直チニ之ヲ司法卿ニ呈シ其考案ニ供スベク、且其裁判所ノ裁判ニ附同斷見込有之節ハ是又直チニ司法卿へ可申出儀ト可相心得此旨相達候事

明治九年三月二日

と達し、詳細の手續が制定せられた。

然らば、この非常上告制の設けられた山科生幹事件といふのは如何なる罪案であつたか。

憂國の志士を氣取る

代々京都御所の藏人方の小舎人を勤めた山科生春の長男に生幹といふのがあつた。彼が成人する頃、世は明治維新となつたが、生幹一家は依然京都に住んでゐた。彼自身もたいした學問もないので東京へ出てみても出世の望みもないところから、京都に居残つて、保守黨の群に入つて、福澤諭吉などの唱へる進歩的な西洋の學問思想を即ち危険思想なりと一途に思ひ込み、これが首唱者福澤諭吉は國賊であると慷慨してゐた折柄、明治六年八月、友人山名茂淳が東京より歸り來つての話に、「東京では實に怪しからん。役人共が共和政治を主張してその美を盛んに唱へてゐる人もあらうに岩倉公までが竊かに福澤諭吉と懇意にしてゐる。國家はまさに累卵の危きにある」とあつたので、これではじつとはしてはゐられぬ、兎に角東京へ出てその虚實を探らねばならぬとて、父母へは東京に行つて仕官するといふことにして同年十月東京へ出たのである。しかし、憂國の志士、氣はいくら焦つても、いきなり東京へ飛び出したんでは事の真相を誰れから聞くといふ手掛もなく、その中に衣食の費に窮し、ぶらぶらもしてゐられないところから、明治七年六

月太政官正院の寫字生といふのに採用せられたが、仕官して後も、

「大體、事こゝに至るは、在朝の官吏たる三條、岩倉を始め、大隈參議などが怪しからん」

と無暗に昂奮し、一死以つて奉公の誠を致さんとばかりに、大いに憂國同志の士をかり集めんとした。そして、先づその手始めとして、同郷の友人で小林祐勝といふものを懇意にしてゐたので、この者を仲間に入れやうと考へたが、たゞ漠然としたことを述べたところで賛成するものがないから、次のやうな嘘八百の憤慨談をなした。

「なほ確かな事實を探るために諭吉の門に入つて洋學を學ぶことを口實として舉動を探る折柄、三條、岩倉の兩大臣を始め、大隈參議、加藤弘之等がしきりに集會してゐるから、かねてからの疑ひはますます加はり、その真相を突き止めんがために、自分は共和政治の美を稱揚し、彼等の意を迎合してみたところ、諭吉は驚くべきことを打明けた。それは、共和政治に改革せんとする同盟には三條、岩倉兩大臣、大隈參議、加藤弘之等が加はつたから、君もこの同盟に加はり、力を添へ給へと云はれ、なほ念のため重大な事柄であるから何か確かな證據があるかと問ふたところ、盟約書があると云つて示された。それは、

第一條 物主ノ旨趣ヲ詳ニシ社稷ノ重キ所以ヲ明ニセヨ

憂國の志士を氣取る

第二條 變權非常ノ機ヲ省察シ膠柱固着ノ見ヲ漂泛セヨ

第三條 人道大義ヲ詳ニシ維國保民ノ大法ヲ省ミヨ

第四條 凡事必ス成功ヲ期シ以テ物主ノ深旨ヲ孤ニスル勿レ

已上四條能ク之ヲ服膺シ、其深情ヲ察シ、死ヲ以テ事ニ從ヒ敢テ洩脱ヲ致ス勿レ、千一盟友ニシテ毫釐モ密謀ヲ以テ他ニ洩露スル者アルトキハ、同盟協議、謹デ物主ノ命令ヲ奉ジ速ニ誅ヲ加フベキ者也

といふのであつたから、これを寫して來た。」

と云つて、その盟約書を示すと、この男も大藏省記録寮の寫字生(註——記録寮とは編纂局、寫字生とは校正掛の如きもの)を勤めてゐる程の男で、たいした人物でもなかつたので、この出鱈目な憤慨談にすつかり吃驚してしまつた。そこで、言葉をはげまして、

「事最早こゝに至つては、國家のために君側の奸を除くより外に方法はないと思ふのだが、どう君は考へるか。」

と云へば、小林も、

「國家のために同意しやう。」

と昂奮して賛成したので、兩人は、茲に頭をひねつて、

然ラバ神速ヲ貴ブベキナレドモ、匹夫ノ身ニテハ衆多ノ者指揮ニ不從、成功無覺東、却テ無名不義ニ陥ルニ付キ、華族ヲ謀主ニ戴キ、密ニ經聖聽、内勅ヲ奉ジ之ヲ四方有志者ニ傳播シ、豫メ約束ヲ爲シ置キ、濱離宮ニ行幸ヲ促シ、臨時勅令ヲ以テ右ノ徒ヲ召集シ、有志者中ニテ之ヲ誅戮シ、然シテ各官衙一時ニ閉廳シ、天皇陛下 御親臨ヲ以テ非常ノ大典ヲ舉グベキ旨御親諭アラバ乾坤清肅、一時ノ美可復

と云ふやうな誇大妄想狂的な相談をなしたのである。

そこで、先づ手始めとして華族あたりへ遊說しやうといふわけで、種々相談の上、生幹は九條家、祐勝は中山家へ説きに行くことゝなつた。これは生幹の伯母が嘗て宮中に仕へたことがあり中山家へは便宜があつたからである。そこで先づ中山家を訪ひ、つゞいて嵯峨、大原などの華族を訪ふたが、いづれも門前拂ひ同様に斷られ、それから宮内省雜掌葉室家(註——雜掌とは庶務の如きものか)を訪ひ、出鱈目を述べたところ、當主俊顯は大いに驚き、前記盟約書の寫しといふのを携へ徳大寺宮内卿に上申することになつた。そのうち明治八年一月廿六日徳大寺家より使が來たから、喜び勇んで參邸し相變らずの出鱈目を述べて歸る途中に捕縛せられた。一方、祐勝も九條家を訪ふたが面會を得ず、中山家へも數回赴いたが目的を達し得ないで、生幹の捕縛と同じ日に捕縛せられた。審理の末、明治八年十月七日東京裁判所に於て左の如き判決が下つた。

山 科 生 幹

其方儀、要路ノ大臣或ハ福澤諭吉等方今ノ御政體ヲ共和政治ニ變革セント企ル趣無根ノ風説ヲ誤リ信ジ、右ノ大臣等ヲ貶黜スル爲同志ヲ募ラント曖昧ナル書面ヲ造リ、彼等ノ盟約書ト詐リ、小林祐勝ニ示シ同意爲致、中山從一位其餘ノ華族ニ説キ、遂ニハ密旨ヲ得テ右貶黜ノ策ヲ行ハント企ル科、不應爲ノ重キニ擬シ懲役七十日ノ處素愛國ノ赤心ヨリ出ルヲ以テ情ヲ量リ贖罪金五圓二十錢申付ル

小 林 祐 勝

其方儀、山科生幹ヨリ當路ノ大臣或ハ福澤諭吉等方今ノ御政體ヲ共和政治ニ變革セント企ル趣無根ノ風説ヲ聞キ、同人ノ偽盟約書ヲ誤リ信ジ、同人ノ申勸ニ從ヒ、容易ニ中山從一位其餘ノ華族ニ説キ、遂ニハ密旨ヲ得テ、右ノ大臣等ヲ貶黜セント企ル科、不應爲輕ニ擬シ、懲役三十日ノ贖罪金二圓二十五錢申付ルこの言渡が新聞に出て、それから前述の經緯となり、非常上告制が設けられたのである。

再審の新規定と非常上告制の廢止

そこで、大檢事岸良兼養より上告したから、大審院は更に審理を爲し、先づ山科が聞いたといふ山名茂淳を訊問してみると、山名は、その頃東京に於て安井息軒著述「辯妄」を讀みてその一説を話したばかりであると述べたので、まるで根據がないことになつた。即ちそれは一の想像説に

過ぎないので、その想像説を誤信したのであるから、愛國の志心云々などは素より問題ではないしかし所爲としては國事犯であつて、擬律としては差向き「新律綱領」や「改定律例」には該當すべき條文はない。よつて刑事にも民事と同じく習慣律を用ふべきや否やの議論が出た。が、結局、新律綱領及び改定律例中國事犯ノ律ヲ掲載セズ、而シテ國事犯ノ罪ヲ治スルニ習慣法ニ依リ處分スルハ明治維新以還ノ習慣ニシテ、即チ明治三年山口藩兵隊ノ國事犯及び明治四年東西兩京久留米、柳河、秋田等諸藩人民等ノ國事犯ヨリ以テ明治七年佐賀縣人民ノ暴動等ニ至ルマデ皆習慣法ニ依ルノ例ナリトスといふことに議論は一決したが、國事犯とすると大審院の管轄であるから、東京裁判所の判決は管轄違である。然らば判決にその旨を明記し、右判決を取消し、更に言渡すべきものなるやの判決形式論も出て、刑期についても非常の議論があつたが、結局は、左の如き言渡となつた。

裁判申渡書

東京麹町一丁目十八番地
京都府士族

山 科 生 幹

其方儀、明治八年十月七日東京裁判所ニ於テ大臣等ヲ貶黜セント企テタル科ニ依リ、不應爲重ニ擬シ懲役七十日ノ處尙情ヲ量リ贖罪金五圓二十五錢申付ケラレタルノ處、大審院詰檢事ニ於テ右東京裁判所ノ裁判

再審の新規定と非常上告制の廢止

ヲ不法ト爲シ、明治八年十月十七日大審院ニ上告シ破毀ヲ求メタルニ依リ、更ニ大審院ニ於テ審糺シタルニ、全ク一巳ノ妄想ヲ以テ不容易事件ヲ企テタル科、即チ國事犯ニ係ルヲ以テ本院ニ於テ東京裁判所ノ裁判ヲ破毀シ、改テ除族ノ上懲役一年可申付ノ處、明治八年十一月七日口供甘結ノ日ヨリ起算シ滯獄三十日以外二百十八日ヲ過ルヲ以テ懲役百四十七日申付者也

明治九年七月十二日

裁判申渡書

大 審 院

東京元園町一丁目三番地三木政則方寄留
京都府士族

小 林 祐 勝

其方儀、明治八年十月七日東京裁判所ニ於テ山科生幹ノ詐言ヲ信ジ大臣等ヲ貶黜セント企ル科不應爲輕ニ擬シ懲役三十日ノ贖罪金二圓二十五錢申付ラレタル處、大審院詰檢事ニ於テ右東京裁判所ノ裁判ヲ不法ト爲シ、明治八年十月十七日大審院ニ上告シタルニ依リ、大審院ニ於テ審糺シタルニ、山科生幹ニ欺カレ不容易事件ヲ企ツルノ科、即チ國事犯ニ係ルヲ以テ東京裁判所ノ裁判ヲ破毀シ、改テ禁獄百日可申付ノ處、明治八年十一月十五日口供甘結ノ日ヨリ起算シ滯獄三十日以外二百十日ヲ過ルヲ以テ直チニ放免ス

明治九年七月十二日

大 審 院

大審院で、この事件に關與したのは、二等判事玉乃世履、三等判事楠田英世、四等判事青木信寅、伊丹重賢、水本成美、五等判事鷲津宣光、中島錫胤、平賀義實、澤簡徳、六等判事縣信緝、荒木博臣等であつた。

事件はこれで終つたが、これが動機となつて、

明治十年七月六日太政官布告第四十九號

民事刑事ノ上告シテ已ニ裁判ヲ經タル者、司法卿其裁判ヲ允當ナラズト思量スル者アル時ハ、檢事ヲシテ再審ヲ求メシムル事ヲ得ベシ

との再審の規定が設けられた。が、これに對して元老院は廢止の意見を持つてゐた。それに、その後、右の布告を誤解し、司法省へ對し歎願或は再審願などを唱へ書面を差出すものが多くなつたから、その不可を布達した。けれど、それでも止まらなかつたので、明治十三年二月に法制局は、

概ネ不當ノ訴旨ニ屬シ、負者ノ一時其執行ヲ緩慢ニ道ン爲メニ非ザレバ、狡猾ナル代言人ノ教唆ニ出ル等實ニ無用ノ費用ヲ徒費云々

再審の新規定と非常上告制の廢止

と、司法省の廢止意見に同意し、終に明治十四年三月二十九日太政官布告第十九號を以て廢止せられた。

ところで、現行法では、この非常上告に就いて如何なる規定があるか、参考のために調べてみるに、それは、刑事訴訟法の第六編非常上告として、その第五百十六條より第五百二十二條に亘つて、次の如き規定がある。

刑事訴訟法第五百十六條 判決確定後其ノ事件ノ審判法令ニ違反シタルコトヲ發見シタルトキハ檢事總長ハ大審院ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

同第五百十七條 非常上告ヲ爲スニハ其ノ理由ヲ記載シタル申立書ヲ大審院ニ差出スヘシ

同第五百十八條 公判期日ニハ檢事ハ申立書ニ基キ陳述ヲ爲スヘシ

同第五百十九條 非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

同第五百二十條 非常上告ヲ理由アリトスルトキハ左ノ區別ニ從ヒ判決ヲ爲スヘシ

一、原判決法令ニ違反シタルトキハ其違反シタル部分ヲ破毀ス但シ原判決被告人ノ爲不利益ナルトキハ之ヲ破毀シ被告事件ニ付判決ヲ爲ス

二、訴訟手續法令ニ違反シタルトキハ其ノ違反シタル手續ヲ破毀ス

同第五百二十一條 非常上告ノ判決ハ前條第一號但書ノ規定ニ依リ爲シタルモノヲ除クノ外其ノ效力ヲ被

告人ニ及ホサス

同第五百二十二條 第四百三十四條第一項及第四百三十五條ノ規定ハ非常上告ニ付之ヲ準用ス

大久保利通暗殺事件

紀尾井坂の兇刃

明治十一年五月十四日。

その日、午前八時、參議兼内務卿大久保利通は、例によつて、馬車で裏霞ヶ關の自邸を出て、紀尾井町一番地へ差かゝつた。そこは、北白川宮邸裏で、左方壬生基修といふ公卿華族の邸の塙の中には桑の樹が植ゑてあつて、夏草がもの凄いいほど生茂つてゐた。その日は、早朝から雨模様であつた上、その邊は特に淋しいところで人通りも殆んどなかつた。若い男が二人、手に草花のやうなものを持ちながら戯れてゐたのを、馭者は別に氣にもかけずに通りすぎて、赤坂御門の前を左へ曲つて、丁度壬生邸の横手へ來た時である、突然、左側の共同便所の蔭から四人の男が現はれた。と見ると、彼等は双肌をぬぎ白の筒袖の肌着一枚となつて、手に手に大刀を抜きはなち

ながら、左右から飛び込んで来て、馬の前足を切つたので、馬は聲たかく嘶いて挫と倒れた。太郎といふ馭者がこの有様に驚いて思はず手綱を放し、

「亂暴者！」

と叫びながら、馭者臺から飛び下りやうとするところを、賊の一人は進んで肩先から乳の下まで袈裟掛けに切りさげた。その腕は美事に冴えてゐた。そこへ、さつき花を持つて戯れてゐた二人が、これも亦抜刀で飛び込んで来た。

その時、大久保は車中で官廳の文書を見てゐたが、六人の賊が一齊に車中に向つて肉迫して来たので、大聲に、

「待てッ」

と叱りつけた。賊はその叱聲にちよつと辟易したが、大久保が左側の扉から下車しやうとする時、先頭の一人が、

「大久保ッ覺悟！」

とその頭部を目蒐けて鋭く斬込んで来た。大久保は止むを得ずこれを素手で支へようとしたから、その手と共に、眉間から眼部にかけて深く切りつけられた。

「あッ」

傷手にひるむところを、六人の者が亂刀を浴せかけたので、無慘にも、大久保は鮮血にまみれて路上に斃れた。賊徒はやがて短刀を取つて、鏝際までも深く咽喉へ突き刺したまゝ、各持つてゐた刀を車中へ投げ込んで、早くも麴町の方へ遁れ去つた。

この時、芳松といふ馬丁が先行してゐたが、馬車の來ないのを怪しみながら振返つてみると、意外の兇變なのに驚いて、宮内省へ急を報じた。省内は一時に鼎の沸返るやうな騒ぎとなつた。同じ薩州出身の陸軍中將西郷從道は、その時、すでに參朝してゐたが、變を聞くや否や玄關を走り出で、馬車に飛び乗つて紀尾井坂へ馳せつけたが、最早事果てた後で、無慘なる死骸の傍には警部巡査がその場の有様を點検してゐるのみであつた。

賊徒の斬奸狀

賊徒は、その日直ちに宮内省へ自首して出た。その六名は、石川縣士族島田一郎、同長連豪、同脇田巧一、同杉本乙菊、同杉村文一、島根縣士族淺井壽篤といつた。巨魁島田は黒の無地の羽織、長は黒の五つ紋の羽織で、他の四人も何れも皆羽織袴をつけてゐた。その中二人の袴は鮮血

に染つてゐたが、その態度は憎い程落ちつき拂つたものであつた。彼等は次の如き斬奸状を懐ろにしてゐた。

斬奸状

石川縣士族島田一郎等、叩頭昧死、仰いで天皇陛下に奏し、俯して三千有餘萬の人衆に普告す。一郎等、方今、我が皇國の現状を熟察するに、凡そ政令法度上、天皇陛下の聖旨に出づるにあらず、下、衆庶人民の公議に由るに非ず、獨り要路の官吏數人の臆斷専ら決する所にあり。夫れ要路の職に居り、上下の望に任ずる者は、宜しく國家の興廢を憂ふ、其家を思ふの情に易へ、人民の安危を慮る、其身を顧る者に易へ、志、忠誠を專にし、行、節義を重んじ、事、公正を主として上下に報告すべし。然り而して今日要路の官吏が行事を親視するに、一家の經營之れ務めて其の職を盡す所以を計らず、一身の安富之れ求めて其任に適ふ所以を思はず、狡詐貪婪、上を蔑み、下を虐し、遂に以て無前の國恥、千載の民害を致す者あり。今其罪狀を條擧すること左の如し。

曰く、公議を杜絶し、民權を抑壓し、政事を私する、其罪一なり。

曰く、法令漫施、請託公行、恣に威福を張る、其罪二なり。

曰く、不急の土木を興し、無用の修飾を事とし、以て國財を徒費する、其罪三なり。

曰く、慷慨忠節の士を疎斥し、憂國敵愾の徒を嫌疑し、以て内亂を醸生する、其罪四なり。

曰く、外國交際の道を誤り、以て國權を失墜する、其罪五なり。

公議は國是を定むる所以、民權は國威を定むる所以なり。今之を杜絶し之を抑壓するは、則ち國家の興起を阻隔する也。法令は國家の大典、人民の標準なり。今、之を漫施するは、則ち上は王綱を蔑棄し、下は民心を欺誣するなり。國財は人民の公共費用、以て天下の要急に備ふるなり。今、之を徒費するは、則ち民の膏血を洩亡するなり。慷慨忠節の士、憂國敵愾の徒は、則ち國の元氣にして、其興廢に係る所以なり。今、之を疎斥し、之を嫌疑するは、則ち國家の衰廢を求むるなり。國權は國の精神にして、其獨立を致す所以の者なり。今、之を失墜するは、則ち國家の滅亡を招く所以の者なり。凡そ此の五罪、此れ、其上を蔑し、下を虐し、以て國家を紊すの最大なるものなり。今、又其事實を詳擧すべからず。而して粗々天下の衆庶の指目する所なるを以て、今又之を具載せず。

夫れ今日、當路奸吏輩の罪惡は已に斯の如し。是を以て天下囂々、物情紛々、或は切論風議を以て其罪曲を指責し、或は抗疏建白、以て其奸邪を排斥す。而して奸吏輩、猶反躬悔悟の意なく、只々暴を振ひ虐を肆にし、罰を設け刑を制し、以て論者を執囚し、議者を拘束し、遂に天下の志士憂國者をして、激動沸起せしむるに至るや、則ち勅命を矯め、國意を私し、王師を弄し、志士憂國者を目するに國賊を以てす。甚だしきに至つては陰謀密策を用ひて、以て忠良節義の徒を害せんと欲す。而して事敗るゝに及んでや、則ち天下の民命を驅り、闔國の武備を盡して之を滅ぼし、以て其跡を蔽ふ。西郷、桐野等世に有つては、奸吏輩大に畏憚する所あり。未だ其私曲を極むるを得ず。今や彼の徒、已に逝くを以て奸吏輩復た顧慮する所無し。是を以て其暴悍を恣にし、轉々其奸兇を逞らし、内は以て天下を翫物視し、人民を奴隸視し、外

は以て外國に阿順し、邦權を遺棄し、遂に以て皇統の推移、國家の衰頹、生民の塗炭を致すや、昭々として掌を指すが如し。一郎等、一念此に至る毎に未だ嘗て流涕痛息せずんはあらず。昨年、西南の事起るに會し、一郎等固より西郷の非理を圖るの反賊に非ずして、而して事端の起るは奸吏輩の陰謀に因るを審かにし、且夕、西郷等、若し亡せば、國家前途の事は遂に已むを知る。故に其名分條理を唱へ、其正邪曲直を鳴らし、遙に起つて彼の徒を助け、以て奸吏輩の罪惡を討せんと欲し、遂に機宜を得ず、事の不可なる者あり。

以て其志を遂ぐる能はず。已にして而して且つ惟ふ。今や奸吏輩の亡狀斯の如し、苟くも此輩をして猶ほ其職にあり、久しく政事を執らしめば將軍國家の事情復た測る可らず、今、計を爲す者、速に奸吏を析滅し、上は國害を除き、下は民苦を救ひ、以て四方の義氣を振起し、天下の衰運を挽回するにありと。乃ち議を轉じ、策を移し、以て折奸の事を謀る。因つて當時の奸魁を斬るべき者を數ふ。

曰く、木戸孝允、大久保利通、岩倉具視、是れ其の最も巨魁たる者、大隈重信、伊藤博文、黒田清隆、川路利良の如き、亦許す可らざる者、其の他、三條實美等、數多の奸吏に至つては、則ち斗筭の輩、算するに足らず。其根本を斷滅せば、枝葉隨つて秋落す。然れども一郎等同志の者、寡少なるを以て、數名の奸魁、擧て之を誅する能はず、故に先づ孝允、利通兩巨魁中、其一を除かんと欲す。而して圖らず孝允病を以て死す。蓋し皇天、其大奸を惡み、既に其一を冥誅し、又一郎等をして其一を斬殺せしめ、以て二兇を併せ亡ぼさるゝなり。

故に一郎等、今天意を奉じ、民望に隨ひ、利刃を振うて以て大奸利通を斃す。其餘の奸徒岩倉具視以下の輩に至つては、想ふに天下一郎等の手を擧ぐるを見て、必ず感奮興起して、以て遺志を繼ぐ者あり。此輩、應に不日斬殺を免れざるべし、臣、一郎等、頓首々々、仰いで 天皇陛下に白し、俯して闔國人衆に告ぐ。一郎等既に事、忍びざるに出でて、敢て一死を以て國家に盡す。前途、政治を改正し、國家を興起する事は、則ち天皇陛下の明と闔國人衆の會議にあり。願はくは明治一新の御誓文に基き、八年四月の詔旨に依り、有司專制の弊害を改め、速に民會を起し、公議に取り、以て皇統の隆盛、國家の永久、人民の安寧を致さば、一郎等區々の微衷、以て貫徹するを得、死して而して瞑す。故に決死の際、上下に俯仰し、聊か卑意を陳し、併せて奸吏の罪惡を狀じ、以て聖斷に質して而して公許を取る。一郎等、感激に至に堪へず。叩頭昧死謹言。

明治十一年五月

石川縣士族

島田一郎

長連豪

杉本乙菊

脇田功一

杉村文一

淺井壽篤

島根縣士族

この斬奸状は、兇徒同志の一人である陸義猶が書いたものである。

大久保暗殺の計畫

岩倉具視の次に、征韓論派の刺客——島田一郎等も多少西郷隆盛の恩顧を受けるものであつた——から視はれたのは大久保利通であつた。否、或る意味に於いては岩倉は大久保に操られて動いてゐた傀儡であつたし、西郷が征韓論の容れられないのを憤つて臺閣を去つた後の新政府は、大久保の一人天下であつたから、物騒な奴が大久保の頭上に来るのは、正に當然のことであつた。加之、大久保は嚴格一方で清濁併呑といふ慨がなかつたために、政府に於ても木戸をして彼の專横を憤つて遂に病と稱して自宅に引籠らせるやうにしてみました。こゝに於て、長州派も亦大久保は政權を私する者だと憤懣して、天下は悉く彼を敵視するに至つた。されば、假に島田等が無いとしても、長州派の不平等が早晩奮起したのである。それに、薩州派にも尠なからず敵愾心を持たれ、すでに明治八年、彼等の中に大久保暗殺を企てた者があつた。明治八年十月二十七日、舊薩摩藩主島津久光が己の意見の廟堂に行はれないのを憤つて、左大臣を辭したときであつた。久光をしてこゝに至らしめたのは、太政大臣の三條實美と、右大臣の岩倉具視が悪いには相

違ないが、大久保が舊主に對する恩義を忘れて、自ら權勢に近かんために三條岩倉に媚びて今日に至らしめたのであるとして、鹿兒島縣士族二木仲作なるものが、大久保を刺殺せんと企てたのであるが、その時は未だ事が行はれないうちに發覺して明治九年五月に二木は五年の懲役に處せられたのである。

二木の計畫が難なくかたづけられたためか、大久保は身邊すこぶる危険な状態に居りながら、存外平氣でゐた。或る日、前島密が訪れている話の末に、大久保は、

「何者か知らんがおいどんの邸に投込状をした奴があつた。放つて置いたが、今朝ちよつと披いてみると、近々においどんの首を申受けると書いてあつたよ。」

と笑ひながら話してゐたが、それは兇刃に斃れる四五日前のことであつた。その激文の一節に、「吾々近日君の首を頂載せん、然れども暗夜街上にその不意を襲撃して行跡を隠匿するが如き卑屈漢にあらず、故に先づこれを豫告す」とあつた。これは恐らく島田一郎等の仕業で、彼等は、又自己の立場を明かにするために、前記の斬奸状を十數通作製して、實行すると同時に、同志山田某をして、都下の各新聞社宛に發送させる手筈を定めて置いたのである。

大久保は、かくして壯年四十有七で空しく清水谷の露と消えた。畏くも 明治天皇は大久保が

生前の勲功を思召されて、富小路侍従をして勅使としてその邸に遣はされ、特に右大臣二位を追贈された。今日、清水谷公園に立つてゐる「贈右大臣大久保公哀悼之碑」は、その兇變を永遠に記念するものである。

刺客及び連累者の處刑

刺客六名は、當時の名判官と云はれる王乃世履の審理を受け、七月二十七日に刑の言渡があつて、その日の午前十一時三十分、市ヶ谷監獄で斬罪に處せられた。なほ六名の者に對する言渡は次の如くである。

石川縣士族 島田一郎

其方儀、自己ノ意見ヲ挾ミ、要路ノ大臣ヲ除クコトヲ企テ、長連豪、杉本乙菊、淺井壽篤等ヲ誑惑シ、同類ニ引入レ、脇田巧一、杉本文一ト通謀シ、明治十一年五月十四日、府下紀尾井町ニ於テ、連豪外四人ト共ニ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

石川縣士族 長連豪

其方儀、自己ノ意見ヲ挾ミ、要路ノ大臣ヲ除カンコトヲ企テ、島田一郎、杉本文一、杉本乙菊、淺井壽篤ト通謀シ、明治十一年五月十四、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ大久保參議ヲ殺害セシ科ニヨリ

除族ノ上、斬罪申付候事

石川縣士族 脇田巧一
同 杉本乙菊

の兩人に對する言渡は、人名が一つ入りかはるのみで、全部、長連豪に對するものと同文である。

島根縣士族 淺井壽篤

其方儀、島田一郎、長連豪ガ、大久保參議ヲ殺害セントノ企テハ、何ノ故ナルヲ辨ヘズシテ、右兩人ノ逆意ニ與シ、島田一郎、長連豪、脇田巧一、杉本文一、杉本乙菊ト通謀シ、明治十一年五月十四日、一郎外四人ト共ニ、府下紀尾井町ニ於テ、大久保參議ヲ殺害セシ科ニ依リ、除族ノ上、斬罪申付候事

以上は刺客のみへの言渡であるが、その他にも斬奸狀の起草者たる陸義猶等の如き連累者が多く、合計二十有四名に上つて、それらが悉く處斷せられたのである。連累の行動は、次の判決文によつてこれを知ることが出来る。

石川縣士族 陸義猶

其方儀、島田一郎等ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企テニ同意シテ、斬奸狀ト唱フルモノヲ作爲シ、其誣謀ヲ賛成スル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄終身申付候事

刺客及び連累者の處刑

其方儀、今ノ政體ヲ一變センガ爲メ、大久保參議ヲ殺害センコトヲ脇田巧一等ト謀リ、上京シ、尙同志ヲ募ラント一旦歸京セシガ、其殺害ノ事ヲ果サンガ爲メ、再ビ出京ノ途中、遲滞ノ折柄、巧一等、既ニ殺害ノ事ヲ遂ゲシ故、其場ニ蒞マズト雖モ、猶其逆意ハ不止、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄終身申付候事

石川縣士族 橋 本 武

其方儀、長連豪ノ依頼ニ因リ、連豪ガ、島田一郎ト共ニ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ同謀者タル杉本へ、早々出京スベシト通知シテ、同人ヲシテ連豪等ト共ニ、要路ノ大臣、即チ大久保參議ヲ殺害スルノ期ニ及ブコトヲ得セシメ、並ニ淺井ガ、連豪ト共ニ官員ヲ殺害スル爲メ出京スル路金ヲ與へ、加之、連豪等ノ志ヲ繼ギ、歸縣シテ後舉ヲ謀ル事ヲ承諾シ、歸縣ノ後、壽篤等ニ勸メ、後舉ノ人數ニ加ヘントセシ所爲ニ及ビシハ、連豪、乙菊、壽篤等ノ逆謀ヲ助力セシノミナラズ、後舉ノ企テニ着手セシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄終身申付候事

石川縣士族 水 野 生 清

其方儀、島田一郎ガ、大久保參議ヲ殺害スルノ企テニ同意シ、上京ノ旅費ヲ與へ、其逆謀ヲ助力セシ科ニ依リ除族ノ上、禁獄終身申付候事

石川縣士族 宮 崎 延 義

其方儀、島田一郎ガ出京スルハ、大臣參議ヲ殺害スル企テナルベシト想像シナガラ、一郎ガ頼ミニ依リ、

旅費金扶助ニ奔走シ、且ツ又一己ノ發意ヲ以テ、池田嘉世、外數名ヨリ金ヲ募リ、旅費トシテ一郎ニ渡シ、加之、一郎ガ發途ノ時、水島驛ニ見送りタル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十五年申付候事

島根縣士族 松 田 秀 彦

其方儀、長連豪ガ大久保參議ヲ殺害スルノ企テアルヲ確知シ、而シテ橋爪武ガ連豪同様ノ所業ニ及バントノ逆謀ニ與シ、其事ヲ議セン爲メ、武ヲ慕ヒ、金澤ニ赴キシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十年申付候事

石川縣士族 山 田 貢

其方儀、石川縣第四課庶務課受付掛奉職中、島田一郎ガ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ、是ガ爲メ、辭職出京シテ其舉ニ與ラントセシニ、辭職スル事ヲ得ズシテ出京ヲ遂ゲズト雖モ、始メヨリ一郎ニ同意シタル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄十年申付候事

同 縣士族 大 野 成 忠

其方儀、島田一郎ガ上京シテ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ與シ、半途迄出足引戻サレシ後、猶、淺井壽篤ヨリ重臣ヲ暗殺スル逆謀ヲ承リ乍ラ、其壽篤ガ重臣暗殺ノ爲メ出京スルヲ見送り、改心ノ實跡相立タズ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄七年申付候事

同 縣士族 久 保 嘉 吉 郎

其方儀、島田一郎ガ大臣參議ヲ殺害スル爲メ出京スルヲ知り、其旅費ヲ與ヘシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄

七年申付候事

同縣士族 木村致英

其方儀、島田一郎ヨリ大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意可致様、談シヲ受ケ、其後、之ヲ謝絶スト雖モ、一郎等ヨリ斬奸狀ト唱フル書面ヲ受取り、事後、之ヲ郵便箱ニ差入ル事ノ依託ヲ承諾シ、明治十一年五月十四日、脇田巧一等ガ、大久保參議ヲ殺害セント出立スルヲ見送り、尙ホ又一郎等ガ逆謀ヲ果セシ時刻ヲ測リ、斬奸狀ト唱フル書面ヲ郵便箱ニ差入レタル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

石川縣士族 雪野銳次郎

其方儀、長連豪、島田一郎等ガ、要路ノ大臣ヲ殺害スルヲ知リ、同謀セズト雖モ、其所爲ハ惡事ニ非ズト認メ、遂ニ一郎等ノ出京スルヲ見送り、加之右兩人ガ要路ノ大臣ヲ殺害スル爲メ出京シ居ルヲ知リナガラ縣廳ヨリ一郎等ヲ搜索アルヲ隱蔽セシ科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

同縣士族 澤口期一

其方儀、島田一郎等ガ要路ノ大臣ヲ殺害スルノ逆謀ニ同意シ、爾後悔悟ノ念ヲ發シ、一郎ニ忠告セシト雖モ、一郎ガ逆意アルヲ知リナガラ、之ヲ隱蔽シ居リシハ、悔悟ノ實心ナキモノトス、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄五年申付候事

同縣士族 寺垣吉之

其方儀、石川縣警部ノ職ヲ奉ジナガラ、島田一郎ヨリ要路ノ大臣ヲ除カントスルノ密謀ヲ一旦承リタリト

雖モ、其事、眞實ノ事ニ非ズト思ヒ、水野生清、伊藤了ヨリ一郎ガ上京ハ大久保參議ヲ殺害スルノ企ナルヲ聞キ、之ヲ呼戻スコトヲ談ゼシモ、職掌柄、處分モ有之筈ノ處、其儀ナシ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄三年申付候事

石川縣士族 伊藤了

其方儀、島田一郎ガ大久保參議ヲ殺害セント企テ出京スルコトヲ水野生清ヨリ承知シ、一郎へ忠告スト雖モ、一郎之ヲ承諾セザルニヨリ、不滿ヲ生ゼシモ、其母ヨリノ勸メニヨリ、遂ニ一郎出京ノ時、水島驛迄見送り、其後縣廳ヨリ一郎等ヲ搜索アルコトヲ知リナガラ、訴へ出デザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄一年申付候事

同縣士族 入江鎌次郎

其方儀、島田一郎ヨリ、大久保參議ヲ殺害スルノ逆謀ヲ聞知シ、其筋へ訴へ出デザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄百日申付候事

同縣士族 高田久英

其方儀、長連豪ヨリ、大久保參議ヲ殺害スルノ舉ニ加ハルベシト勸メラレ、畏懼ノ餘リ、詐ツテ同意シ、追テ之ヲ謝絶セシト雖モ、既ニ容易ナラザル逆謀ヲ承知シナガラ、其筋へ訴へ出デザル科ニ依リ、除族ノ上、禁獄百日申付候事

石川縣士族 薄井迂太郎

其方儀、島田一郎が大久保參議ヲ殺害スルノ企テニ同意シテ、同志堀江忠太郎、大野成忠ト共ニ出京シテ事ヲ擧ゲント契約セシ罪ヲ犯セシト雖モ、其後、悔悟改心シ、折柄忠太郎、成忠ガ脱走セシヲ聞キ、彼等ヲモ改心セシメ度シトテ、成忠ガ父成貞及ビ忠太郎叔父又藏ニ事情ヲ告知シ、因テ成貞等ヲシテ、忠太郎、成忠ヲ途中ヨリ引戻スヲ得ルニ至ラシムルヲ以テ、其罪ヲ免ズ

石川縣士族 島 田 勇

其方儀、一等巡查ノ身分ヲ以テ、島田一郎が大久保參議ヲ殺害セント企テ居リシ事ヲ、奥野志一ト僞稱セシ富田信貫ヨリ聞取ルト雖モ、之ヲ告發セズ、加之、大久保參議ヲ暗殺ノ爲メ、已ニ一郎出立ノ後、同人ノ旅費金ヲ立替置キタル者ニ對シ、有志ノ者ヨリ補償スベキ筈ニ談ゼシヨリ、之ヲ承諾スベシト周旋シタリ、右科ニ依リ、除族ノ上、禁獄三年申付候事

右の島田勇の他にも、島田一郎の隱謀を知りながら、之に同情して、政府に密告しなかつたために罪せられた者はすくなくなかつた。又、島田一郎等は偉いといふことを通信文の中に書いたために、三十日の禁獄に逢つた者もあるが、これなどは今日から見るとちよつと滑稽な感じがする。

島田一郎の使用した兇刀は、二尺五寸の朱鞘に入つた山城國長谷部國信の作で、今日も尙ほ警視廳に保管されてあるが、日本にたつた三本よりないといふ業物で、時價一萬圓を下らない名刀

といふ折紙がついてゐる。

藤田組贋札事件

明治政府に於ける井上馨

先の尾去澤事件に於ける井上馨の覆面的存在ほど大きくないが、この藤田組贋札事件にもやはり井上が影武者としてすべての糸をあやつつてゐたのは明白であるから、先づ彼の進退に就いて述べる必要がある。そして、それは、當時の政府部内に於ける薩長兩勢力の角逐をも知られるのである。

明治六年、大藏卿(註―今日の大藏大臣)の大久保利通が洋行から歸つて來て、内治の上に大改革を施す考を以つて、財政の組立を一變することになつた。そこで、井上に先づその意見を糺すと、井上は豫ての消極主義で、日本の財政は今まさに危険の絶頂にあるといふ意見を書いて出した。つまり大久保の内治改革に反對したのである。大久保は更に同省の事務總裁(註―總裁といふ役名は當時種々使はれてゐるが、この場合は今日の事務次官に當る)をやつてゐた大隈重信の

意見を求めた。大隈は井上と違つてどこまでも積極主義の人であつたから、全く正反對の意見を書いて出した。

大久保は、この二人の意見を折衷して、愈々内治の改革に着手することになつた。自分の意見の行はれないのを心持よく思はなかつた井上は、一篇の財政意見書と共に辭表を差出して野に下つた。澁澤榮一と益田孝とは同時に辭職して井上に従つた。これで表面は立派に財政意見の相違した形になつてゐるが、その肚を割つてみれば、明かに尾去澤事件で役人に厭氣がさしてゐて、偶まこの機會を捉へたといふに過ぎなかつた。この時から井上は政治生活を離れて、實業界に入るべくいよいよ自ら大阪に乘出して來たのである。

井上は大阪で先收會社なるものを起して、官廳の請負をはじめた。大阪鐵臺が主なる目的であつた。井上が社長で、重役には藤田傳三郎、富永冬樹、吉富簡一、木村正幹の四人が當り、さかんに商賣をはじめたが、何しろ井上が社長といふのであるから、官廳の方は思ふ存分に引つ掻き廻すことが出來たのである。

ところが、明治八年になると局面が回轉して、井上はまた政府に入ることになつた。明治七年の征臺論に反對して木戸孝允が辭職して、長州派は政府部内の中心人物を失つた。これに反して

薩派は大久保を中心として、その勢力は益々振ふばかりであつた。こゝに於て長州派の人々は必死となつて木戸の再起を促がした。その説客を引受けたのが、伊藤博文と井上とであつた。木戸も遂にこの二人に動かされて政府へ復歸することになつた。西郷隆盛が去つて、大久保が勢力を振ひ、木戸の去るに及んで、大久保の勢力は政府を壓するの有様であつた。けれど、大久保はその身に何となく寂寥を感じてゐた。親友の西郷が政府を去り、然かも薩南に在つて何やら政府に對して敵視してゐる。大久保の立場はなかなか苦しいところがあつた。その大久保が伊藤から言葉巧みに木戸の復歸を持込まれると、それに同意せざるを得なかつた。やがて大阪中之島、五代友厚の邸宅で、大久保と木戸との歴史的會見がなされた。木戸は元老院（註：今日の樞密院に相當するもの）設立その他の自分の意見が容れられて、内閣に入ることになつた。この時、木戸の意見で、土州の板垣退助を誘ひ、板垣も國會開設を條件として入閣することになつた。これが世に云ふ大阪會議で、その周旋役であつた井上も、伊藤に説きつけられて政府に歸ることになつた。そして元老院の設立と共にその議官になることに定まつた。その結果、井上は、先收會社から離れねばならないので、これを解散して藤田傳三郎に譲り、名稱は藤田組と改め、その實際は、やはり井上の監督を受けることになつた。

藤田組の擡頭と贖札の流布

いよいよ元老院が設立されて、井上はその議官になつた。そして、間もなく洋行の命が下つたので、藤田組の全權は傳三郎の手に移つた。井上の手から離れて、藤田組が傳三郎の専有になると、明治十年の西南戦争が起つて、藤田組は人知れぬ金儲けをした。監軍の山縣有朋を始め、長州派の軍人政治家は、すべて藤田の邸宅に起臥してゐた。大阪府知事渡邊昇は、殆んど藤田の執事に等しきものであつた。軍機も政機も、藤田はすべてこれを知る便宜を得てゐたので、それを利用して、非常な金儲けをやつたのである。

西南戦争前後に於ける藤田組の勃興は眞に財界の驚異であつた。そして、その首腦たる藤田傳三郎は長州出身の元勳とは友人の關係であり、また藤田組の顧問であつた中野梧一は、井上の片腕と云はれた人物で、山口縣令をやつたこともある長州派であつた。これだけでも一般の世人は變な眼で見えるのに、一層變な眼で見たのは薩派であつた。西郷に、つゞいて大久保を喪ふて後の薩派の凋落は實にみじめなものであつた。何とかしてこの頽勢を挽回せねばならぬとやきもきしてゐる矢先へ、藤田組の勃興が目についてどうも目觸りでならなかつた。ところが、當時、

警視局といふものがあつた。明治七年東京警視廳を置き、十年これを廢し内務省に警視局を置き東京府下の警察事務を直管し、東京警視本署を置いたのである。これは、その創設當時から薩派で固めてゐる薩閥の牙城であつた。

ところが、西南戦争が終ると、大阪を中心にして關西九州の方面へかけて、各地方よりの納税中、二圓の贖造紙幣がさかに行はれてゐることが發見された。そして、その疑ひの焦點は、藤田組へ集つた。たゞ一通りの戦時請負で、あれほど大きくなる筈はない。どうせ贖札でもつくらねばならぬといふのであつた。

警視局の活躍

明治十一年十月、車駕西巡あり、時の大警視川路利良は、陛下に扈從して京都へ來てゐたが、造幣局の役人から贖札の事を聞いて、ひそかに取調べをはじめた。どうも藤田組が怪しい、世間の單なる風説ばかりでないやうだ、疑へばそこに何となく疑へる點があつて、川路はいろいろの證據をあつめて東京へ歸つて來た。

贖札の證據は充分でなくとも、當路の大官と結んで政府の仕事を請負ふた事實は、澤山に證據

もあつて、更に疑ふ餘地がないやうに思はれた。そのうちに民間の論客が、大分やかましく云ふやうになつた。川路も今は聞流しならずと、中警視の安藤則命にその取調べをさせることになつた。安藤は権大警部の佐藤志郎に命じて、大阪へ急行させた。敏腕の探偵は、同時に變装して大阪へ下つた。しかし、警視局の機密費にも限りがあつて思ふやうな活動が出来ないので、これを大藏卿の大隈に謀ると、大隈はひそかに三萬圓を廻して出した。

この頃、大阪の判事補に桑野禮行といふのがあつた。彼は藤田組秘密探偵の内命を啣めりと稱してゐたが、明治十二年六月二十三日友人の石原巖といふのが木村眞三郎といふ者を紹介して來た。木村は西南戦争の時藤田組に雇はれ、戦地に出張し、相當に働きを認められたが、十年十二月に不都合の廉があるとして解雇せられ、それから藤田組を相手に訴訟などを起し、ごたごたしてゐたが、藤田組の贋札事件を知つてゐるからとて桑野に話しに來たのである。そこで桑野は大いに喜び、それが眞實ならば書いて呉れと云つたのに對し、木村の書いた「實地録」といふのが、抑も本件第一の證據となつたのである。

その大要は、藤田傳三郎は井上馨と謀り、井上は歐洲巡遊中、佛獨二國にて紙幣を贋造せしめ、明治九年十月これを井上參議御用品として日本に送り届けた、自分は舶來の函中に確かに青紙幣

の様の物のあるのを見た、又贋造紙幣の一部分が反物に巻込んであるのを實見した、自分が長崎出張中未だ世間を通用せぬ新紙幣數萬圓を取扱つた、この秘密は傳三郎の甥なる藤田辰之助及び手代新山陽治より明治十年十一月中、藤田組大座敷次の間にて聞き、その後四疊半の間で右兩人より他言せざるを誓はしめられ、誓約書を認めた、といふのである。

そこで桑野はこれを携へて東上し、安藤則命に報告した。安藤はこれを鬼の首でも取つたやうに喜び、更に木村を東上せしめ、これを私邸に招き、大警部の佐藤にその云ふところを筆記せしめた。この時は桑野に云つたよりは、大袈裟に潤色せられた。それから探偵は盛んに大阪に向けられ、また別に少警視別府景通等を大阪の外、山口、廣島へも派遣した。が、この時は多額の機密費が出るといふので、所謂スパイが雲集して來た。東京から派遣の偵吏は勿論、大阪の偵吏だとして黙つてはゐない、藤田組に關する報告さへすれば金になると云ふので、各方面の報告書は机上に山をなすといふ有様であつた。すこし頭の冷靜なものならばこゝでよくよく玉石を鑑別せねばならないのを、得意になつてのぼせ上つてゐた安藤は、一切の報告をそのまま丸呑みにし、時こそ來れとばかりに、巡查百餘名を順次に大阪に赴かしめた。それも目立つてはいけないとあつて思ひ思ひの服装をなさしめ、何十本といふサーベルを密に行李に荷造させて送つた。

この頃、警視局の某刑事はどうもこの贋造は關東方面でこしらへられるものらしいとの見込みを述べたが、安藤は一切それに耳を藉さなかつた。が、後になつて果してその見込み通り、その犯人は明治十五年九月二十日神奈川で檢舉され、處刑せられたのである。この裁判の言渡は後述べる。

こゝでちよつと問題になるのは、當時の警視局の權限である。この警視局といふのは今日の警保局と警視廳とを兼ねたやうな組織であつたから、東京府ならば直接警察權を行使することが出来るが、他府縣に對してはそれは出来ないのである、然るにこの時は大阪の警察には秘密に突如として警視局から逮捕に向つたのである、これは相手が大物であるところから、大阪へ照會しては洩れる恐れがあると思つたからであらうが、上長の許可も受けずに遣つたことは、後になつて安藤懲戒の第一理由とされたのである。

藤田傳三郎檢舉さる

扨て、巡查一行は大阪に着するや正服帯劔し、權大警部佐藤志郎がこれを引率して、明治十二年九月十五日未明に大阪市東區高麗橋一丁目なる藤田傳三郎の寢込を襲ひ、傳三郎を同行し堺市

南宗寺内に設けたる臨時調所に送り、また別に中野梧一、藤田鹿太郎、藤田辰之助、新山陽治、河野清助、佐伯勢一郎をも拘引し、同所に送り、藤田組本支店、關係銀行の大家宅搜索を行つた。しかし、一枚の贋造紙幣は勿論、これに關する證據物件をも發見しなかつた。これが抑も劈頭第一の失敗であつた。紙幣贋造事件で肝腎の紙幣がなくては問題にもなにもならなかつた。が、この檢舉があるや、いろんな流言が關西の財界をひどく動搖せしめた。そこで、大阪財界の大立物五代才助は直ぐ自己關係の銀行の紙幣を調査し、贋造なきを確め、一面大阪商法會議所頭取として、若し贋造紙幣あらば引換ふべしと公示したが、引換を求むるものもなく物情は安定した。これを以て見るもこの贋造紙幣は噂さの如く阪神に分布してゐなかつたことは明白である。

扨て、訊問になると、まるで昔のお白洲式に證據も何も示さないで、佐藤權大警部は、突然、「傳三郎、すでに此の如く夫々御手當ありたる以上は逃れぬところだ、定めてその身に覺へがあらう、隠さずきりきり白狀いたせ。」

と云つたが、藤田は至極落着いて、

「別に返答の仕様はありません、何と仰せられても覺へのないことは申されやう道理なきは御汲

分けありたし、自分は籍を大阪府に有するものなるに管轄違ひの貴官等の御調を受くること今日の御法に暗き傳三郎に於ても一向合點參らず、傳三郎の返答は之より外御座らぬ。」

と答へた。こんなことを何度か繰返して、事件本案には觸れることなく、その日の調は終つた。翌日も同様なことを繰返してゐたが、數日後に、佐藤は木戸、高杉、その他長州出身の顯官と傳三郎の關係に付き一通りの取調があり、藤田はこれに答へたが、そんなことで一ヶ月あまりもかゝり、贖札事件は一向に抄らなかつた。そのうちに、世間には流言蜚語がさかんに飛び出し、贖札事件の外に銀瓶事件や賭博事件なども盛んに喧傳された。銀瓶事件といふのは藤田家から押收した接待簿といふ、要路への贈物の控へ帳の銀瓶のことが書かれてあつたので、賭博事件といふのは大阪府知事やその他が藤田の宅で賭博をやつたといふことであつた。その他、陸軍の硝石を竊んだとか、軍夫の貨銀を胡魔化したとか、また山口藩札を偽造したとかいふの類の副産物が嫌疑の種となつたのである。肝腎の事件が進捗しないので、他の罪惡のことを發いて世人の注意をその方へ轉換せしめるとは、すこし滑稽であるが、當時の官憲では如何にもやりさうなことであつた。

十月十六日、一行は東京へ護送せられて、十九日に鍛冶橋なる警視局の別監に入れられた。

ところで、この事件の檢舉について内務當局は檢舉後に始めて知り、また司法省では司法省が審判すべきであるのに、警視局が大阪の警察管轄に手を下したのはよろしくないといふ議論もあつた。司法省の若手連中には藤田組に罪惡があると信じ切つて、我手で糾弾せんと意氣込もあつた。しかるに、時の司法卿大木喬任はこれを斥けて、藤田組のことは贖札一件は警視局に於てこれを糾問處分すべし、他の犯罪は大阪檢事に交付すべしと命令し、警視局の取調には犬塚、今井の兩檢事を立會はしむることとした。これは、本來ならば司法省の手で取調べてよい筈であるが、警視局にやらしたのは、責任を回避したのだともいへるが、一面には此前の廣澤參議暗殺事件で安藤のために散々てこずつたから、今度は充分同人にやらせる積りであつたとも見られる。

藤田傳三郎の陳述

扱て、警視局では權少警視別府景通、警視補三橋秋貞、犬塚盛巍、今井良一の兩檢事の立會にて取調べることになつた。次に、係官と藤田との問答の一部を掲げてみる。

問「其方は高杉、木戸、井上、三浦、鳥尾等の諸公と懇意なるや、懇意ならば其次第を申述べよ、木戸公、井上公とは取分け別懇なりと聞くが、何地へか同行したることなきや。」

答「(前略)木戸公は身分こそ違へ己れの親戚中公の知行を引當て金穀を立替へたる者もありて知り合へるのみならず、己れの生家と木戸公の家とは裏表にて幼時より親しき友誼結びたる仲、井上公とても奇兵隊の昔より無二の畏友としたり。」

問「其方は曾て長崎に遊びたることなきか。(中略)其方は曾て藩の銀札を贗造し長崎に逃亡したることあらん、其事實を具さに白状せよ。」

答「實に怪しからん御尋……意外千萬。」

問「然らば其方の身代は實に百萬圓なりと聞ゆ、其富を致したる手續を告げよ。」

答「自分の身代は未だ然る巨額に達せずと覺ゆ、併し己れは一年一回よりは帳簿を點檢せず、平生其主任の手代あれば詳細のことは知らず、且つ藤田組と名稱して商海に打ち出でたる以前明治八年より西洋複式範記法を用居れば錢厘の私も出來ず定めて帳簿は御引上げ相成り居るべければ三井の手代にても召されて點檢せられたし、然らば自分が答ふるよりは遙かに精通にして又自分の言の虚ならざるも判明せん。」

それから四五日して又調べが始まつた。

問「井上馨は歐羅巴に赴きて紙幣を贗造せしめ、之を其方店に送り越し、營業の資本となした

りとの訴人あり如何。」

これが事件についての始めての訊問であつた。が、忽ち、

答「其は何人が斯る無實を……井上公が……實に何とも以て驚き入りたる次第、御答やうもなし、井上公が紙幣を贗造せしめたりとならば同氏を審問せらるれば事自ら明白なるべし、予に於ては一向合點行かず、又寸毫も知るところなし。」

と反駁されてしまつた。かう答へられては單純な頭の係官ではどうも追究する餘地がない。それより後は、藤田は却つて問者の地位に立つて、係官の不用意な言に依り、訴人は舊雇人木村眞三郎であつて、同人の手になる實地録のあることも知つた。それから數回審問の後、眞三郎との對質となつたが、木村は事毎に語塞り辭究して、實地録の記載はすべて捏造といふことになつた。

警視局の大失態

かうなつては事件も最早駄目である。十二月二十日には傳三郎一同は無罪放免となつた。安藤中警視は、

進退伺書

昨明治十一年十二月中贖造紙幣探偵の義に付き大藏省出納局長より故川路大警視（註一川路はこの事件が警視局の手にかゝると同時に洋行を命ぜられ、警察制度取調のために獨逸に赴いたが、肺を患ひ、歸朝の船の中で咯血して斃れた）へ内議の趣も有之候に付専ら探偵中大阪に於て藤田組元手代木村眞三郎なる者藤田傳三郎中野梧一等贖造紙幣に關係有之趣同所派出の佐藤權大警部へ申立候義を信じ局員若干名大阪等の各地に遣はし藤田中野以下數名拘引致し候末東京へ護送し檢事立會尋問相成候處贖札の事跡無之全く木村眞三郎の偽言に出でたる義致判然中野藤田共放免に及び候右は原來他管に渉る事件に付伺の上取計可申の所其手續を経ず着手候段恐縮の至りに不堪候依て進退の義奉伺候也

明治十二年十二月二十七日

中警視 安 藤 則 命

を出し、免官となり位記返上仰付けられた。安藤のお先棒となり大袈裟に騒ぎ廻つた佐藤志郎は安藤のやうに單純な男でなかつたが、これにも辭職の内意を諭し、應じないので懲戒免官となつた。また、本件發端の第一人たる木村は偽證罪に問はれて懲役に處せられたが、その裁判宣告書は次のやうであつた。

裁判 宣告 書

大阪府南區西坂町十五番地平民

木 村 眞 三 郎

二十四年八ヶ月

其方儀、桑野禮行及石原巖ヨリ藤田組紙幣贖造ノ探偵ヲ托セララルトテ、曾テ見聞セシ事件ニ付テハ一己ノ妄想ヲ以テ、藤田傳三郎ハ紙幣偽造ノ犯跡明瞭ナル旨指稱スルノミナラズ、附會ニ屬スル探偵書ヲ殊更ニ實地録ト題シ差出ス科、不應爲重ニ問ヒ懲役七十日ヲ申付ル

贖造紙幣の眞犯人は無期になる

こゝでこの事件は落着したが、贖造の眞犯人は、その後、神奈川縣愛甲郡中津村十七番地平民醫業兼畫工、熊坂長庵といふ者であることが判つた。彼は、紙幣二千八百枚を偽造し、内二千餘枚を行使した罪狀に依り、明治十五年十二月十九日、神奈川重罪裁判所に於て無期徒刑に處せられたが、その判決は次の如くである。

裁判 言 渡 書

神奈川縣相模國愛甲郡中津村十七番地

熊 坂 長 庵

三十八年十ヶ月

贖造紙幣の眞犯人は無期になる

其方儀、明治十年二月頃ヨリ内國通用二圓紙幣ヲ偽造セント發意シ、繼テ之ヲ偽造シ、爾來遊蕩ニ漫遊ニ其
 他處々行使シテ、本年ニ至リタル事實ハ、司法警察官ノ調書、豫審掛リノ調書、高座郡田名村平民鈴木熊五
 郎ガ始末書、及び其方ノ自宅ニ現存セシ偽造紙幣並ニ偽造ノ用ニ供シ又ハ其用ニ供スベキモノト認メタル
 器具用紙等ノ充分ナル證據ニ因リ認定セラレタリ。依テ刑法第百八十二條初項ニ照シ無期徒刑ニ處ス。
 但シ犯罪ノ用ニ供シタル器具ハ刑法第四十三條ニ據リ二圓偽造紙幣八百十五枚ハ同第四十三條第四十四
 條ニ據リ沒收シ、洋紙其他十六品ハ還付ス。尙ホ豫テ差押置キタル家屋地券物品等ハ悉ク解放ス。公訴
 裁判費用ハ渾テ負擔ス可シ。

明治十五年十二月八日

神奈川重罪裁判所ニ於テ

裁判長判事	西	瀧	訥
陪席判事	別	役	元 昌
同 判事補	松	浦	久 彦
書 記	高	地	安 三 郎
干預檢事補	清	水	純 孝

これは或は藤田組から頼まれてその罪を負ふたかとの疑ひも生じないわけではないが、本人はこ

の判決には不服で上告してゐる。その上告は棄却されたが、その言渡書は次の如くである。

神奈川懸相摸國愛甲郡中津村十七番地平民畫工

熊 坂 長 庵

三十八年十月月

内國通用ノ紙幣ヲ偽造行使シタル被告事件ニ付、明治十五年十二月八日、神奈川重罪裁判所ガ刑法第百八
 十二條初項ニ依ル無期徒刑ニ處スト言渡シタル裁判ニ服セズ上告セリ。其要領ハ紙幣偽造ノ嫌疑ヲ受ケ就
 縛ノ際押收セラレタル二圓紙幣ハ明治十一年二月十六日東京四谷荒木横町石田幸平ナル者ニ圓紙幣ヲ携へ
 來リ、下總國小野昱ノ進メニ因リ所持ノ古金五百兩ヲ以テ賣買シ、其紙幣ヲ以テ遊蕩ニ費消セシモノニテ、
 所々漫遊シ自家ニ在ルノ日太少ク、且銅版鑲刻ヲ學ビタル僅ニ二十日間ニテ、印刷ノ術、肉製法等他ニ學
 ビタルコトアルニアラザレバ、紙幣偽造スベキ暇ナキノミナラズ、學ビ得ズシテ爲シ得ベキ事ニアラザル
 ニ、原裁判所ハ精神錯亂中爲シタル妄說ヲ信ジ、紙幣偽造者ナリトシ無期徒刑ヲ言渡サレタルハ不法ナリ
 ト思考ス、因テ破毀ヲ願フト云フニアリ。

對手人檢事渥美友成ハ上告趣旨ノ不當ナルヲ辯駁シ、原裁判毫モ不法ニアラズト答辯セリ。
 大審院ニ於テ專任判事鳥居斷三ノ報告ニ依リ、上告代言人森大次郎ノ陳述臨席檢事池上三郎ノ意見ヲ聽キ
 判決スル左ノ如シ。

上告ノ理由スル處明治十一年以來ハ所々漫遊シ自家ニアル日少ク、且僅ニ銅版鑲刻ハ二十日間學ビタルノ

贋造紙幣の眞犯人は無期となる

ミナレバ其暇ナキノミナラズ、學ビ得ズシテ爲シ能ハザルコトナリト云フニアリト雖ドモ、原裁判所ガ各個ノ證據ニ依リ認メタル事實ニ對シ徒ニ其當否ヲ論難スルニ過ギザレバ、上告シテ破毀ヲ求ムルノ原因ト爲スヲ得ズ。何トナレバ治罪法第四百十六條ニ被告人ノ白狀、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人ノ陳述鑑定ノ申立其他諸般ノ徵憑ハ裁判官ノ判定ニ任ズトアリテ事實裁判所ニ任從セシモノナレバナリ。其他司法警察官及ビ豫審判官ニ對シ爲シタル供述ハ精神錯亂中ノ妄說ナリト云フモ、果シテ其妄說ニ係ルヤ否ヤ是亦前ニ辯明スル如ク原裁判所ガ證據ニ依リ認ムル處ニ任從スル部内ナレバ破毀ヲ求ムル原因ト爲スニ足ラズ、因テ上告ノ趣意總テ相立タズ。右ノ如クナルヲ以テ治罪法第四百二十七條ニ依リ本案上告ヲ棄却スル者也。大審院ニ於テ檢事池上三郎立會宣告ス。

明治十六年十月二十四日

裁判長判事	件	正	臣
專任判事	鳥居	斷	三
判事	高木	勤	
判事	薄井	龍	之
判事	小村	壽	太
判事	香田	能	興
書記	香田	能	興

(註——右の小村壽太郎は後の外務大臣)

紙幣贖造罪に就ての法律的解釋

右の第一審に於ける判決中に見ゆる刑法第八十二條初項とは、明治十三年布告の法律にして、その條文は、

刑法第八十二條 内國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタル者ハ無期徒刑ニ處スとある。

同じく第四十三條及び第四十四條は當時の法律に於ける沒收規定で、その條文は、

刑法第四十三條 左ニ記載シタル物件ハ宣告シテ官ニ沒收ス但法律規則ニ於テ別ニ沒收ノ例ヲ定メタル者ハ各其法律規則ニ從フ

- 一 法律ニ於テ禁制シタル物件
- 二 犯罪ノ用ニ供シタル物件
- 三 犯罪ニ因テ得タル物件

刑法第四十四條 法律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス犯罪ノ用ニ供シ及ヒ犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ所有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ沒收スルコトヲ得るとある。

又、治罪法第四百十六條及び同第四百二十七條と云ふのは、（註——治罪法とは現行法の刑事訴訟法に當る）當時の法律に於ける證據及び上告の規定であつて、その條文は次の如きである。

治罪法第四百十六條 法律ニ於テハ被告事件ノ模様ニ因リ有罪ナルノ推測ヲ定ムルコトナシ

被告人ノ白狀官吏ノ檢證調書證據物件證人ノ陳述鑑定人ノ申立其他諸般ノ徵憑ハ裁判官ノ判定ニ任ス

治罪法第四百二十七條 大審院ニ於テ上告ノ理由ナシトスル時ハ之ヲ棄却スルノ言渡ヲ爲ス可シ

扱て、現行法に於て紙幣贋造の罪に對して如何なる規定があるかと見るに、

刑法第四百十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

（後略）

の條文がある。

又、治罪法第四百十六條に見られる如く、證據の證明力が判事の自由なる判斷に任せられてゐることは今日も同様で、現行法にも、

刑事訴訟法第三百三十七條 證據ノ證明力ハ判事ノ自由ナル判斷ニ任ス

との條文が見られる。次に、上告棄却に就ては、現行法にも、

刑事訴訟法第四百十六條 上告ノ理由ナキトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

といふ、當時の治罪法第四百二十七條と略ぼ同様の規定條文がある。

近衛砲兵暴動事件

蓄積せる不平の勃發

明治十一年八月廿三日深更十二時、かねて給料と西南役の論功行賞に不平を抱いてゐた近衛砲兵大隊二百十五名は竹橋附近に暴動を惹起し、夜半に乗じてその兵舎を毀ち、その秣舎を焼き、長官を殺し、兵器を弄し、遂に大學して皇居に向つて發砲するに至つたといふ、我が三千年の歴史にかつて見ざる不祥事件が起つた。

何が故に、かゝる暴動が起つたかといふに、それは一朝一夕のことではなかつた。その原因の第一は、これまで近衛砲兵へは他の諸兵より特に多くの給金を與へられてゐたのに、先頃陸軍省の定額を減ぜられたるについて、にはかにその給金を減殺せられたことに對する不平、第二に、その前年の西南役に於て、この近衛砲兵が植木、田原坂の兩戰に拔群の功をあらはし、すでに

その折賊軍の間に、「赤い帽子と大砲がなければ」とまで諺はれてゐたが、官軍凱旋の後、自餘の諸隊はそれぞれの賞譽のあつたに拘らず、この隊に限り何分の沙汰もなかつたので、これは政府の不公平であると妄想したことであつた。

不平不満の募り募つた彼等は、八月廿三日午後十二時を以て事を擧げ、直接に政府へ歎願せんとて、先づ東京鎮臺豫備砲兵大隊をも我が黨類へ引入れんと謀つた。即ち、彼等は竹橋を守り、鎮臺砲兵には半藏門を固めさせ、それより竹橋内なる近衛歩兵第一、第二聯隊に迫つて強いて應援を求め、直ちに皇居へ押出すべき手筈であつた。しかるに、鎮臺砲兵第一大隊長陸軍少佐岡本柳之助は、仄かにこのことを聞知し、我が隊を府下に置いて俱に暴發に及ばしたならば、由々しき大事なりと思惟し、當日午後俄かに演習行軍の令を出だし、駄足で王子町へ率いて行き、その町はづれまで來たところで、岡本隊長は、この不意の行軍に怪訝な思ひに囚はれてゐる兵士等を集め、

「今夜お前達を連れ出したのは國辱の汚名を着せたくないからだ。若しこれに對して不平な者はこの場で岡本を殺して呉れ。」

と云つたので、一時は俱に暴動に出づる筈であつた兵士等も今更どうするとも云はれず、その

まゝ泣き寝入りに岡本少佐の命に服し、その夜は同所に宿陣し翌朝事果て後歸營したので、同隊は幸ひにして逆謀に加はらないですんだ。

暴動計畫發覺の端緒

ところが、この近衛砲兵の逆謀は、まことに偶然のことから敢行數時間前に當局の耳に入つたのである。それは、二十三日の午後三時過ぎのことであつた。内務省往復課勤務十等屬西村織兵衛なる者が退廳の途中、神田までさしかゝると俄かに便通を催したので、路傍の便所に入りやがて立出でんとした時、板羽目の隣りの小用所へ酒々とはじき掛けながら密やかに物語る者があつた。西村はその二人の話聲を聞くとともになしに聞くと、

「例の一件だが、いよいよ今夜十二時竹橋から押出すことに極めた、可哀さうなのは守番の奴等だがどうも仕方がない。」

「さうか、今夜いよいよやるか、何でも御巡幸の御發轅も近いといふから、愚圖々々してゐては間に合はん、ぢや、前祝に一杯飲まんか。」

「うん、よからう。」

と二人の者はうなづき合つて、何處へか立去つた様子であつた。

西村は、便所の中で話の始終を聞き、これは聞き捨てならぬことゝ、直に俵を飛ばして課長の宅に赴き、今聞き取つた趣を語ると、課長も驚いて、時を移さず、石井權中警視の邸に至り、云の由を語れば、權中警視もかねてかゝる模様のあることを薄々知つてゐたので、さてはとばかりに驚き、取敢へず大警視へ上申した。そして、大警視よりは急使を以て陸軍省へ通達したので、近衛局では早くも暴徒鎮撫の用意に取掛つた。それは、夜の七時頃であつた。大山少將は早速騎馬にて近衛局へ駈付け、近衛參謀長野津大佐は直に皇居へ赴いて警衛の手配を指揮し、西少佐は竹橋内なる近衛砲兵の舉動を窺はんとてその兵營に赴いた。

竹橋附近は宛然戰場

時に、砲兵大隊長宇都宮少佐は、皇居に詰めてゐたが、野津大佐より右の警報を聞き、驚きて急ぎ竹橋内の營門へ走り付けて様子を見ると、如何にも隊中物騒がしく今にも事が起りさうな氣合であつた。そこに、急遽下士官を呼んで精々鎮撫するやうにと命令を下したが、兵卒達は聞入れずますます騒立つて、午後十一時過ぎになると、一同はいよいよ銃器を携へて營門外へ出で、

早くも隊伍を組立てた。この時まで少佐は營舎の二階にゐたが、最早捨て置くべきでない自ら戸外へ飛出して、

「鎮まれ、鎮まれ！」

と聲を枯して制止の號令をかけた。しかし、その必死の聲も兵卒の動搖に消されてすこしも通ぜず、いよいよ押出して行く様子であつたから、これを防止する急場の處置とばかりに、風紀衛兵に命じて非常喇叭を吹かたてさせた。この喇叭を聞くと、砲兵達は靜まるどころか、却つていきり立つて、

「うん、我々は誅戮されるんだ、ようし、かうなれば破れかぶれた、隊長を討殺せ、討殺せツ」と絶叫して、銃剣を打振り突きかゝる者があり、又小銃を射放つものがあつた。そこで、少佐も帯剣を抜き放つて防いだ、衆寡敵せず、無慘にも少佐は亂刀のうちに討死してしまつた。

この時、非常喇叭を聞いて營門前に整列した近衛歩兵第一第二聯隊は、この有様を見て、士官が「打て！」の號令を合圖に小銃を亂發すれば、暴徒もこれに應じて二發の大砲を打放し、猶ほ小銃を取つて拒ぎ戦ひ、竹橋附近は宛然戰場と化した。その時、砲兵大隊付周番士官深澤大尉は群れ立つた暴徒の中へ躍り込み、

「静まれ！ 静まれ！」

と聲を枯らして制してゐる中に、哀れ、亂鎗のために刺殺されてしまった。

激昂したる暴徒はますます狂奔して、既に走せ行き積累ねたる秣草に火を放つて焼き、一手は土手に上つて大隈参議の邸内へ發射した。大隈参議は當時世間からひどく攻撃されてゐた。大隈邸の塀の中には、戦争で分捕つた百萬圓の珊瑚が塗り込んでしまつてある、大隈は戦争成金だといふやうなとてつもない評判が立つて、その大隈が近衛兵に不公平なる行賞を定めたる張本人だといふので、近衛の不平組をたきつけて、「やつつけろ！」といふことになつたのである。又、暴徒の一手は、小銃を亂發して近衛歩兵の營門へ向ひ、暫し戦ふうちに、暴徒は二門の山砲を輓き來つて、近衛歩兵營門の正面に据付け、すでに彈藥を込めんとした折から、近衛の武庫を守る番兵が背後より小銃を打掛けたので、暴徒は大砲を其場に棄て、引退き、なほも小銃を以て執拗に戦つてゐたが、彈藥もつかず官軍の兵が増すと反對に追々勢力を失ひ、十二時すぎる頃にはまったく敗走し、その場に射殺される者六名、捕縛せられる者七十名、その他百餘名の者は散々に打破られて、代官町より半藏門をさして逃げて行つた。

暴徒縛に就く

この夜、池田少尉は砲兵の周番宿直であつたが、この趣を皇居へ注進せんと表門へ馳出でんとすると、暴徒の門を守るものに斬りつけられ、己むを得ず引返して竹橋内の石垣よりお濠の中へ飛び入り、そのまゝ皇居へ馳せ向つた。又、磯林中尉は近衛局に宿直してゐたが、俄かに野津大佐より各隊を巡視し、不審の舉動あらば直に報告するやうにとの命を受け、唯一騎皇居を出で、西丸下に至り大手前へ差掛ると、忽ち竹橋内に破聲を聞き、馬を飛ばして歩兵の營門まで乗附けたが、この時すでに暴徒は、宇都宮少佐、深澤大尉を討果し、近衛歩兵と接戦の最中であつたら、しきりにその邊を乗廻はし戦争の模様を探るうち、暴徒は打負けて代官町を南へ崩れ行き、官軍全勝と見へたので、中尉はこの捷利を本局へ報知せんと再び馬を走らせ、半藏門を出る時、星明りに透して見れば、官賊の何れか分らぬが百餘名の兵士が麴町の方へ押出す様子である。これは不審と馬を駐め暫時様子を窺つてゐると、かの兵士はこれを見咎めて、

「彼處に來たのは士官のやうだ、早く討殺してしまへ。」

と呼ばはりながら七八名の者が駆付けて來た。中尉はこれは失敗つたと思つたが、今更賊徒に

背後を見せるも残念と、暴徒の近づくの待受けて、

「お前達は何者だ。」

「我々は砲兵だ。」

「砲兵が今ごろ何用あつてこの邊を行軍するのだ。」

「歎願の筋があつて、これから皇居へ推参するのだ。」

「大隊長は誰か。」

「隊長の宇都宮少佐は今我々の手で討果した。」

「では、此處より兵營へ立戻り、聯隊長野崎中佐に面會して願意を陳べるがいゝ。將校の手を経ずして皇居へ直参するのは甚だよろしくないぞ。」

この中尉の説諭で暴徒の中三十名ほどは其處から兵營へ立戻つたが、他の九十餘名はなかなか説諭に耳を貸さず、中尉の防止を押切つて行動をつゞけ、御門前に整列した。

この時、皇居へ詰めてゐた將校達は暴徒が御門前まで押し寄せたと聞いて、此の上はもう致方がない、若し敵對したならば忽ち討拂ふがよからうと評議一決して、西少佐は磯林中尉と共に門内より出で來つて、暴徒の重立ちたる者を呼出せば、隊中より一人の軍曹が前に進んだ。そこで

少佐はすこぶる嚴肅な態度でその軍曹に向ひ、

「今夜君等は實に大變なことをやつてしまつたね、すでに大隊長宇都宮少佐を殺し、且つ深澤大尉を害したからには最早暴賊の名は免れないぞ、さあ、その方の兵器を此方へ引渡せ。」

と云ふと、軍曹は頗る不平の顔色で、今にも抜刀して西少佐に斬掛らんとする氣勢であつたが少佐の護衛兵が進み寄つたのに畏れをなして、一言もなく兵器を引渡した。少佐は再び軍曹に向ひ、

「この上はその方から隊士一同にも兵器を脱するやうに命令しろ。」

「若しその命令に従はないときは如何取計ひますか。」

「うん、その命令に従はない者があれば此方で處分する。」

と云ひすて、御門内より銃劍をつけた近衛歩兵一中隊を率ひて來た。

この時、暴徒の内大久保某といふのは、とうてい罪の遁れられぬことを覺つてか、銃を腹に押しあて自ら心臓を打貫いて死んだ。餘の暴徒は、大久保の自殺したのを眼のあたりに見ると、急に勢ひが挫けて、異議なく兵器を引渡して縛に就いた。

この夜の暴動のために討死したのは、宇都宮少佐、深澤大尉、坂本少尉（歩兵第二聯隊第一大

隊第二中隊)の三名で、負傷したのは、田中少尉(同第一中隊)、野木中尉(同第二大隊第四中隊)、池田少尉(砲兵大隊)、中村軍曹(同第一大隊第四中隊)此の外に砲兵大隊の下士三名、兵士卒の即死は第一聯隊第一大隊第四中隊にて一名、負傷は同隊と砲兵大隊と合せて七名であつた。

竹橋騒動餘聞

賊徒の縛に就いたものは、即刻陸軍裁判所へ送致され、直に審問所へ入れられて、二十四日午後八時より糾問を受けることになつた。又、十一時頃までに暴徒の裁判所送りとなりたるは各所にて捕縛の者四十名、宮内省にて縛に就きし者九十五名、裁判掛りは坂本少佐、岡本大主理、恩地中録事、安藤中録事、石原少主理の五名であつた。

皇居にては變動を發するや否や五發の號砲を打ち放つた。此の際、皇太后宮には青山御所より俄かに宮内へ成らせられ、天機を伺ひ給ふた。又、大臣參議並に諸省の勅奏官は即夜參朝、在京の華族も引きつゞき參内していづれも天機を伺ひ奉つた。宮内省よりは、勅使として高辻侍従は西少佐同道、近衛歩兵營、砲兵營へ派遣せられ、次の勅文を達せられた。近衛の騎兵工兵は護衛のために皇居に詰合中であつたので、皇居内で勅文を達せられた。

昨夜近衛砲兵暴動ノ節隊長以下兵卒ニ至ル迄一同盡力ニ依リ速ニ鎮定及候段深ク御満足ニ被思召候事

且つ特旨を以つて、將校の戦死者へ二百圓、負傷者へ百圓づつ賜はつた。又、同日北條侍従を勅使として東京鎮臺管下各隊を鎮撫慰勞せられた。此の夜、警視局にては、迫田權少警視が巡查五百餘名を引つれ、皇居を護衛した。暴徒の板橋方面へ脱走したものがあつたといふので、各分署へ探索の電報を打つた。竹橋、半藏兩御門は、東京鎮臺の護衛で往來を留めた。又、廿四五の兩日には私報の電信を禁じた。陸軍省では臨時出頭、警視局では同日臨時休暇、此の夜、飯田町、俎橋、小川町、富士見町、神保町の數ヶ町は、各家毎に荷物を片付け、女老人の足弱を扶けて逃げ出るなど、その騒ぎはたいしたもの、こゝでも一戦争が始まつてゐる仕末であつた。人力車は忽ちの中に非常に價を増して、一町に付二十錢内外といふ法外なことになり、神樂坂より竹橋まで二圓餘を取られるといふ有様であつた。

暴徒の總人數は二百十五名で、その殆どすべては縛に就き、或は自首して出たが、就縛の暴徒はすべて荒縄でくゞり上げられ、取敢へず御所内なる營繕小屋へ入れ置かれたが、何分にも多數のことで、至急に和田倉橋外舊安部侯の邸を修繕し、假牢とした。が、こゝにも置餘つたので俄かに愛宕下町舊東京鎮臺第二聯隊の營所跡へ假檻倉を造らせ、囚徒の半ばを此處へ引移した。

二十五日の午後、東京鎮臺豫備砲兵の内山少尉及び同隊付の柳田曹長の二名は赤坂の邊で捕縛せられ、直に陸軍裁判所に送られた。陸軍裁判所に送致せられたものは、二十六日午後一時頃までに、その人員二百三十人に及んだ。この内には、東京鎮臺砲兵隊及び豫備砲兵隊のもの十八名あつた。前の二名もこの十八人の中に數へられた。

陸軍裁判所の宣告

扱て、近衛暴徒並に東京鎮臺兵にてこれに與せし兵卒共の審問は、口供完結の上拇印全く相濟み、十日十五日陸軍裁判所に於て、夫々の罪狀によつて次の如く宣告せられた。

宣 告

近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒

三 添 卯 之 助

其方儀、妄リニ不平ヲ抱キ、徒黨強願ノ企ヲ發意シ、近衛砲兵大隊第二小隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ヲ懲憑シ、遂ニ該隊暴動ヲ爲スニ至ルノ科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第二小隊隊卒

長 島 竹 四 郎

其方儀、近衛歩兵第二聯隊第二中隊兵卒三添卯之助ノ發意ニ同ジ、同隊兵卒小島萬助ト共ニ首唱、隊中並ニ近衛鎮臺ノ各隊ヲ懲憑シ、徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

同 小 島 萬 助

其方儀、近衛歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊兵卒長島竹四郎ト共ニ首唱、隊並ニ近衛鎮臺各隊ヲ懲憑シ、徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

廣 瀬 喜 市

同第二小隊隊卒 谷 新 四 郎

同 金 井 總 太 郎

同第一小隊隊卒 野 中 與 吉

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ、近衛鎮臺各隊ノ兵卒ト會同徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊隊卒

松 宮 辨 次 郎

同第一小隊隊卒 水 上 丈 平

同 馬 場 鐵 市

近衛砲兵暴動事件

右同文

東京鎮臺豫備砲第一大隊第二中隊砲兵

宮崎忠次
 同第一中隊駁卒 眞田兼松
 同第二中隊駁卒 高見澤卯助

其方儀、近衛砲兵大隊近衛大久保忠八、金井總太郎ト謀リ、該隊ニ於テ首唱、兵卒ヲ懲慥シ、徒黨暴動ヲ企ル科ニ依リ死刑申付ル

近衛砲兵大隊第一小隊駁卒

小川彌藏

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ、殊ニ週番士官深澤大尉ヲ斬害スル科ニ依リ死刑ヲ申付ル

近衛砲兵大隊第一小隊駁卒

木島次三郎

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ、徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ該隊官金ヲ盗ム科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊駁卒

是永虎一
 同 伊藤大三郎
 同 櫻井鶴次
 同 布井千吉
 同 久保田善作
 同第二小隊駁卒 菊池作次郎
 同砲兵 松井善助
 同第二小隊駁卒 見山今朝治
 同砲卒 山本丈助
 同 笹井常七
 同駁卒 永合竹次郎
 同第一小隊駁卒 木村圓解
 同第二小隊駁卒 佐藤種五郎
 同砲卒 新家仲吉
 同砲卒 本橋兼次郎
 同砲卒 浦塚越次郎

陸軍裁判所の宣告

近衛砲兵暴動事件

一三四

同隊卒 吉田定吉
 同隊卒 高橋竹四郎
 同第一小隊隊卒 岩本久遠
 同砲卒 淺見綾次郎
 同第二小隊砲卒 近藤祖舟
 其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ガ徒黨ノ企ニ與ミシ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

東京鎮臺豫備砲兵第一大隊第一中隊火工卒

横山昇

其方儀、同隊兵卒高見澤卯助、眞田兼松等ト謀リ、近衛砲兵大隊兵卒ト相談シ、徒黨ヲ結ビ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

山部七藏

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ與シ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ、殊ニ該隊ノ官金ヲ盗ム科ニ依リ同斷

東京鎮臺豫備砲兵第一大隊第一中隊火工卒

鈴木直次

其方儀、同隊兵卒眞田兼松ヨリ近衛砲兵大隊兵卒等ガ徒黨暴動ノ企アルヲ聞知シ、其謀議ニ賛成シ、該隊ニ於テ首唱、兵卒ヲ慫慂スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊隊卒

門松藤七

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ與シ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ、殊ニ週番士官深澤大尉ヲ斬宮スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊砲卒

山中繁藏

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アルヲ聞知シ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ、殊ニ大砲ヲ發射スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊蹄鐵工

中澤章治

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ同ジ、去ル八月二十三日夜暴動ニ及ビ、殊ニ該隊秣舎ニ放火スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

近衛砲兵暴動事件

一三六

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ノ徒黨ニ與シ、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ビ、殊ニ大隊長宇都宮少佐ヲ殺害スル科ニ依リ同斷

堤 熊 吉

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

澤 本 米 吉

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アルヲ聞知シ、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ビ、殊ニ該隊ノ官金ヲ盗ム科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

高 橋 小 三 郎

同 藤 橋 吉 三 郎

同 新 熊 安 三 郎

同 松 本 久 三 郎

同第二小隊隊卒 宮 崎 關 四 郎

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等ト謀リ、近衛鎮臺各隊ノ兵卒ト會同徒黨ヲ結び、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ブ科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

辻 龜 吉

其方儀、同隊兵卒長島竹四郎、小島萬助等徒黨ノ企アルヲ聞知シ、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ビ該官金ヲ盗ミ、殊ニ深澤大尉ヲ斬害セシ覺ナシト陳ズルモ、所持ノ軍刀ニ血痕ヲ存シ且ツ下士之ヲ認ムル確證アルニヨリ、斬害スルモノト認定ス、右科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第二小隊隊卒

今 井 政 十 郎

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企アルヲ聞知シ、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ビ且ツ就縛ノ際、士官ニ抗敵スル科ニ依リ同斷

近衛砲兵大隊第一小隊隊卒

田 島 森 助

其方儀、同隊兵卒小島萬助、長島竹四郎等徒黨ノ企ニ協同シ、去ル八月二十三日夜騒動ニ及ビ、殊ニ大隊長宇都宮少佐ヲ殺害スルニ依リ同斷

以上は兵卒以下の者の處分であつたが、近衛砲兵下士官の處分は次の如くであつた。

曹長若松政繼は、暴動の際鎮壓する方略を失する科情狀を酌量輕減して閉門九十八日。

軍曹北村官三は、守地を離れ、畏避潛匿する科輕減鋼三十五日。

同五十嵐政則、坂本勇三郎は、卑怯狼狽營外へ逃避する科輕減鋼一年。

同佐々木喬俊は、同斷に付同半年。

曹長平岡瓢は、暴動の際他に在つて非常の號砲を聞き、皇居に赴き、歸營の途上、本隊兵卒砲を輓き來るに遇ひ、暴徒と認めず供すと雖も、隊伍をなさず服裝常に異なるを問究せず、之を率ゐて皇居に赴きたる科輕減鋼四十二日。

軍曹三並大佐久は、鎮壓する方略を以て鋼同斷。

軍曹武井保作は、伍長代理中無斷營外に逃避するを以て鋼同斷。

軍曹三村道貴、西出清行、吉成賢敬は、鎮壓の方略を以て鋼卅五日。

伍長平山留三郎、海澤義行、駒井鏡三郎、片山政徳、伊藤景治、中桐清右衛門、加藤安茂、磯

枝言宣は前同斷に付鋼二十八日。

曹長金子德輝、火工下長上原元量、軍曹岡能甚作、荒見勝榮、松丸晨政、高橋幾一、野村茂行、

伍長清水磯吉は、鎮壓するの方略を失するを以て鋼二十八日。

軍曹平野安忠、山下八十郎渡邊達吉、伍長中川浩、大場貞則は、不束の廉無之を以て無罪を申

渡された。

又近衛砲兵第一大隊長少佐岡本柳之助は、暴動の勃發することを知り、八月二十三日の夜不意

の行軍令を出して、一隊を王子方面へ引出し、暴動に合流することを防止したが、當局からは、暴動の張本人として頗る重く見られ、翌十二年四月五日、軍隊不取締の廉に依り、奪官、終身文武大小の員に補するを禁止するといふ、陸軍法官の判決の下に處罰された。

新聞の判決批判

この暴動事件に對して、當時、朝野新聞は、次の如き批判を掲げた。

半夜に兇器を携へて闖起し、將校を殺し、官廠を焚き、大臣の宅を砲撃し、親兵の營を攻撃し、徒黨を連合して九重に強訴せんとせし近衛砲兵と、之に通謀せし暴徒とは、陸軍裁判所にて審判終り、遂に一昨十五日を以て夫々處斷と爲り、死刑に處せられし者五十三人、準流徒刑等合して二百六人なりき。蓋し、竹橋暴動の事有るや、近衛砲兵の隊長岡本少佐以下數名も右に關涉せる嫌疑を以て拘引せられたりと聞けり。然るに今回處刑申渡されたる者は皆な兵卒なるを見れば（註一この新聞記事は十五日の判決後と見られる）、竹橋の暴動は特に兵卒の暴擧に出で、下士以上は毫も之に關涉せざりしか、將た之に連累せる者ありと雖も、將校下士は輒く其の審問を終る能はざるの事情にあるに因り、先づ兵卒と處斷し、然る後、他に及ぼさんとするか、是れ未だ知る可からざるなり。然れども概して之を論ずれば、暴兵の處置は一昨日に於て其の一大結案をなせしものなり。蓋し、兵民其の途を分つて、寛猛其の治を異にせり。故に軍律

の嚴峻なるは通例の法律と日を同うして語る可からざるものあり。徒黨を嘯合して隊長士官を殺し、放火發砲等の罪條は陸海軍律に於て明文なしと雖も、三人以上相與みして上官の命に抗するを徒黨と云ひ、事の大小を問はず、首従を分ち論じ、首謀は死に處し、従は一等を減じ、脅威は懲罰に屬して論ず（軍律第二十八條第八十三條）。黨を結び謀る所あり、或は誓盟を立て、或は時日を期し姦宄を行ひ、變亂する者を黨姦と云ひ、黨亂と云ふ。凡そ之に座する者或は懲懲事を讓し、或は首唱事を執り、或は其事に服行する皆死に處し、餘は徒以下禁錮以上を以て論ず。軍律は十五條軍人軍屬聚訟するに遭ひ、長上の解散を命じたる後猶命に服せざるときは黨亂となして之を視、上官之を鎮壓するために酷烈の方略を取るを許す。若し猶對桿し、或は冥頑動かざる者皆死を以て論ず（軍律第八十八條第八十九條）と爲せり。竹橋の暴動の如き陰謀を規畫し、遂に蜂起して其慘毒を肆にす。之を軍律に對照するに其罪科の重く且つ大なる豈止だ徒黨、黨姦、黨亂の如きのみならんや。故に世人或は之れが臆測を爲し、其の兵亂に關涉し、砲銃を操て兇事に服行する者は皆死刑を免がる可からず。或は一時に數百の士官兵卒を銃殺するの悲慘を見るに至らん事を悲歎せし者ありしが、今や其の裁判の落着に及び、其の死刑に逢ひし者は五十餘人に過ぎず、豈眞成に其の兇惡を施行したる者は此等の人數に止まり、其餘は強逼せられて之に附隨し、敢て陰謀に参加せざりしに因て、幸に一死を免れたるが、抑も亦政府の慈仁なる寛を以て猛を濟ふの方略に従ひ、その間に極惡大罪を犯せし者あるも、特に頑愚にして事理を辨せず、狡慧者のために蠱惑せられて以て此極に至るに外ならず。其の情狀の憫諒す可きに因り、唯だ懲懲者たり、首唱たる者にて毫も之を寛假するの道なき

者を除き、其餘は務めて之を宥恕し以て輕減に従ひしが、苟も政府の所爲をして茲に出でしむれば恩威並び行はれ、已に慘戮を肆まゝにせずして、又姑息に失せず、各管の兵士をして其の威に震慄し、其の恩に歸依せしむ可し。寧ろ之を稱して治安の政略を得たる者と謂はざる可けんや。

抑も兵士は政府の命令を奉承し、以て國家の危難に備ふ者なり。殊に近衛隊の如きは、皇上の親兵にして禁城を護衛するの重任を帯ぶる者に非ずや。昨年鹿兒島の暴動の如き率先して軍に従ひ、硝烟を侵し、彈雨を衝き、以て鎮定の功を奏し、生きては國家の干城と爲り、死しては政府の祭典を受くる可きの身を以て、何の怨望する所あつてか、自ら匪學を圖り以て刑戮を受くるに至りしや。其の暴力を頼んで砲吼を違うするも、瞬間ならずして盡く掩縛に就き、遂に銃丸額を貫いて以て死するに非ざれば、囚衣を着して長く苦役を徒場に受けざるを得ず。之を國事に殉じ、招魂の社に合祠せられる者に比すれば、其の得失榮辱果して如何んぞや。今日の兵士たる者は深く茲に省視する所ある可きなり。

吾輩之を聞く、今回皇上の蹕を金澤に駐め賜ふや、特旨を以て懲戒中の兵士を宥恕せられたりと、而して暴兵の處刑の如きも寧ろ寛に出るも猛に失せず、以て政府が兵士を待つ慈仁なるを知るに足れり。吾輩豈從て之を讚美せざる可けんや。嗚呼近衛の暴兵は已に其の典刑を正うせり。苟も廟堂君子と陸軍士官をして長く其の慈仁の心を失はず、已往を顧みて將來を察せしむれば、双を主將の腹に當てんと欲せし者をして、翻て己れが爲めに死を視る歸する事の如くならしむるも亦何ぞ難しと爲んや。吾輩の之を今日に讚美する者は蓋し將來に望む所有るが爲めなり。

戸長屋敷焼打事件

強慾非道なる地主の悪策

明治十二年六月廿七日之夜、神奈川縣大住郡眞土村に於て、數十名の百姓が元戸長松木長右衛門邸に木砲を打込み、焼打を仕掛け、長右衛門夫婦を始め、一家七人を襲殺した社會的大悲劇があつた。これは、明治に入つてから初めての社會的色彩を帯びた騷擾事件である上に、司直の手も民事と刑事と兩方面に煩はされてゐて、その方の参考にもなると思ふから、今日ではもう知るほどの人もない小事件であるが、特にこゝに掲げてみる。

眞土村といふのは、昔、舊幕時代には新土村と綴つたのを、明治の御代になつてから、松木長右衛門が戸長の威勢を百姓に示さんがために眞土村と改めたのである。松木家は長右衛門の父良助の時代から、この村の百姓總代であつたが、明治維新と共に戸長になり、とかく専横驕慢の振舞ひが多かつた。が、話は舊幕時代から説き起さねばならぬ。

長右衛門には源三郎、道之助の二人の弟があつた。この弟達に早晩その財産を分けてやらねばならぬとあつて、日夜その田地を殖すことのみに腐心し、その結果、持前の強慾非道の爪を研いで憐むべき小前の田地を兼併しやうとしたのである。

ところが、この強慾漢のためにその非望をみたす好機を與へたものは、安政の大地震に引續いて起つた關八州の大暴風雨であつた。安政二年の大地震には馬入川の堤防が崩壊して、川水は眞土村に浸入し、三年八月の大暴風雨にも多大の被害のために秋作殆んど皆無の有様であつた。

長右衛門にとつてこれは絶好の機會であつた。彼は表面は親切らしく持かけて小作人に金を貸付け、各自の田地を抵當に取つた。徳川幕府の制度として、地所の賣買を嚴禁したから、地所を以て融通する者は、皆永久質の形式となし、暗に賣買譲渡したのであつたが、松木と村民との關係はこの習慣に従つたのではなく、金を返せば何時でも田地を戻してやるとの形式を取つたのである。

ところが、今も昔も同じことで、小前の百姓といへばその日稼ぎの水呑百姓であつて、その日その日の生活に追はれ誰一人田地を受戻す者もなく、安政も暮れて、文久、元治、慶應、明治と變り、徳川將軍は大政を奉還し江戸は東京と改まり、廢藩置縣の後には、町村制が布かれて長右衛門も戸長に任命された。

戸長になつて長右衛門が百姓等の上に専横を恣にするうち、又も彼の非望を達せしめる好機會が現はれた。明治五年二月十五日、長右衛門として小前の土地を兼併するに最も都合のよい太政官布告なるものが發せられた。即ち、

地所永代賣買ノ儀、從來禁制之處、今日ヨリ四民共賣買致シ、所持候儀、差許サレ候事

と云ふことになり、各自所有地に對し地券を交付すべきに付縣令に申達すべき旨村内洩なく相達すべしと云ふ布令であつた。

そこで、長右衛門は、早速に小前の者を招き寄せ、

「今回の御布告で、地所を賣買して差支なしといふことになつたに就いては、地所の所有者に地券といふ物を下渡されるのであるが、お前方より私が預かつてゐる地所は二十五町餘歩有つて、所有者は六十餘人になる、是を一々何の何兵衛何合何勻と細かに書いて地券を貰ふのはお上でも手数であり、なるべく筆数を省くやうにせよとお達しである。そこで私の預つてゐる地所も、一畝の二畝のと筆数を多くして餘計なお手数を掛けるのも恐れ多し、且は眞土村の者はすこし許りの地所しか持たぬと、嘲りを隣村に買ふのも不面目であるに依つて、全部私の名義にまとめて地券を分割して書替へて戴くやうにしたがいと思ふが、お前方の意見はどんなものぢや、私の

名義にするのが厭な者は、即座に返金して自分で地券を貰ふもよからう。この方が出来れば、私としては結構ぢやが。」

と親切ごかしに切出すと早くも長右衛門の魂膽を見抜いて反對する者もあつたが、反對すれば返金する外なく、と云つて返金の出来ぬ者ばかりなので、無智にして正直なる小前者等は、仕方なしにこれを承諾し、地券を松木の名義にすることに苦情なしとの一札に、一も二もなく判を押してしまつたのである。

その上、長右衛門の云ふには、

「この節は、お前達も知つてのやうに、王政維新とかで、毎日のやうに新らしい御布告が下る。その度毎に皆の判を受書に押さねばならないが、一々仕事先まで取りに行つたのでは間に合はない。それで、私にお前達一同の實印を預けて行つて呉れないか。」

と、かねて謀つて作りたる籠を差出した。この籠は一尺四方の物で漸く手首の入るだけの穴を開けてある。一同顔を見合はしてゐたが、誰一人として拒む者はなく、

「名主様の云ふことに、無理はねえ、外の人でねえから、確かだらう。」
と皆首と鈞替の實印をその穴より投入れた。長右衛門は、

「それではお前達の方で若し實印の入用の時は玄關に飾つてあるから、私に斷つて持つて行きなさい。」

と一同を歸した。

かくして、長右衛門は豫期の如く、地券を一手にまとめ、自分の名義に登録して、下附を受けたが、誰一人として返金する者もなく、明治九年になつた。ところが、その九月に、六十五人の負債者の一人、大工職伊東音五郎が元金に利子を添へて返地を請求すると、長右衛門は、

「それは何かの間違ひであらう。地所は私に譲渡したことになる。譲つた物を金が出來たから戻せと云ふ理窟はない。」

と劍もほろゝに刎ねつけた。

俠骨冠彌右衛門の登場

音五郎はかねてこんなことがあるだらうとの疑心がいよいよ事實となつた現はれたので、呆れながらも再三嘆願してみたが、てんで相手にしなかつた。取付く島もないので仕方なく立去つて、口惜しさのあまりこのことを仲間の百姓に話すと、それこそ一大事と云ふので、村の世話役たる

某の長老を頼んで掛合をさせたが、何等の効果もなかつた。で、この上は、扱所（註一）今日で云ふ縣廳の如きもの）に出掛けて談判して貰はうと、六十餘名の者が握飯にて繰出すところを、平塚分署長三村周吉といふ警部が制して、穩當に解決せよとて解散させた。猛り立つた一同は、小田原の本署へ押出せと騒いでゐるところへ、

「まあまあ、暫く待つた。」

と止めたのは村の俠骨、今宗吾と呼ばれてゐる冠彌右衛門であつた。

「一同の方々私の意見を聞く氣はないか。平塚の署長でさへ説諭の仕様がなくて長右衛門の邸を引取るやうでは、警察方に頼んでもなかなか埒が明くまい。それよりも、近頃は代言人といふのがあつて昔の公事師のやうに黑白を分けて呉れるといふことだ。裁判所へ吾々の思ふ通りを取次いで呉れるといふのがその人達の商賣だ。それに頼んでお白洲で物を捌いて貰つてはどんなものであらう。」

と彌右衛門の分別に一同評議の末、

「では、さういふことにしやう。」

と云ふことになつて、彌右衛門は直に差添として高橋新七、伊東平兵衛、伊東佐次兵衛、福田

小左衛門の四人を伴つて横濱に赴き、住吉町六丁目山崎屋啓二といふ旅籠に泊り、鹽谷俊雄といふ代言人に依頼してみる事になつた。鹽谷は一同の話を聞いて、

「それは表面は抵當となつてゐても、事實は永代質の讓渡しとすこしも變りはない。金は借りても利子を入れず、田租も上納して居らない。且つ太政官の布告改正の時、松木に名義替してあつてみれば、この裁判はどうも勝目はないが、どうするか。」

とのことであつた。百姓等は、

「と云つて、このまゝ泣寝入りして田地を渡してしまつては、先祖に申譯がない。乗るか反るかひとつやつてみて呉れ。」

と強つての頼みに、鹽谷も百姓共の心情にいたく同情して事件を引受けた。そして、同年八月、横濱裁判所へ田地取戻しの訴訟を提起した。

その頃は、事件の何たるを問はず、被告となれば悪事をなしたものと如く思はれたので、長右衛門は戸長を免職され、弟道之助も村の小學校有辛館の教員を誡になつた。

のみならず、村内全部が冠一味に味方して、誰一人長右衛門に聲援せんとする者なく、召使ひの下女下男も、原告に縁ある者は九分通り暇を取つて退散した。長右衛門は孤立すると共に、い

よいよ我意を募らせ、この上はあくまで六十餘人と戦ふべし、との所存を固め、東京組合代言人（註—代言人とは今日の辯護士）田村訥を代理とし、防訴抗辯をさせたが、十一年四月十八日、被告は、太政官發令以前、土地賣買を禁制され居りし安政年度に、土地所有權の賣買をなせるものにして、法律上無效の契約なりとの論旨の下に、長右衛門の敗訴となつた。

法律は悪人の味方ともなる

が、百姓共がこの勝訴に雀躍りして喜ぶのもまつたく束の間であつた。長右衛門は田地の抵當流れとなりたる場合は、賣買と見做して差支へなしとある古證文を先例として、上告の理由となし、明治十一年六月、東京上等裁判所（註—今日でいふ控訴院）に控訴したが、その九月三十日、次の如く、長右衛門の勝訴たるべき判決が下つたのである。

判 決 書

神奈川縣第廿大區十一小區相模國大住郡眞土村

原告 松 木 長 右 衛 門

東京府第五大區四小區下谷練堀町十番地平民

法律は悪人の味方ともなる

代理人 田村 訥

東京府第一大區九小區山下町三番地石川縣士族

同 吉川 忠彦

神奈川縣第廿大區十一小區相模國大住郡眞土村農

被告 市川 小左衛門

外十七名

東京府第一區十一小區松下町五十三番地栃木縣士族

代理人 鹽谷 俊雄

同 滋賀縣士族

同 高橋 重藏

右質地取戻ノ訴訟、横濱裁判所ノ裁判不服ノ訴訟、審理判定スル左ノ如シ。

第一條 被告ニ於テ原告第一號證、大藏省布書ハ、地所賣買讓渡ニ付、地券渡規則ヲ設ケラレタル者ニシテ、質地ノ約ニ關涉スルモノニ非ズ。然ルニ、原告人ハ、當時、其趣意ヲ誤解シ、地券ハ、質取主ニ於テ假ニ名受ヲナス者ト想像ヲ下シ、當時原告人ハ、區長兼戸長ノ職ニ在リ、役權ヲ以テ質置主一統ヲ役場ニ召喚シ、今般地券ノ儀ハ、質取主ニ於テ受領スルヲ至當ト思考ス。依テ、眞土村一圓ノ質地悉ク質取主ヘ相受可申、併シ右地券ヨリ後ニ、請戻シニツキ、苦情相起ル節ハ、副戸長始メ外役人トモ、證人ニ相立テ、

決シテ不都合ナク受戻サセ可申トノ説論ト、舊役人トノ保證トヲ信用シ、其ノ假ニ名受ケヲ許シタリ。然ルニ小前一同地券ノ儀ハ、質置主ニ於テ受領スル者カ、抑モ亦質取主ニ於テ受領スル者カ、當時ニ在テ其道理ヲ解セズ、如何トナレバ、其成文律アラザレバナリ。故ニ區長兼戸長ノ説論ト、舊役人ノ保證トヲ信用シ、假ニ質取主ノ地券受ケヲ承諾シタルノミニシテ其所有權ヲ彼ニ移ス事ヲ肯シタルニ非ズ。然ルニ原告ニ於テ假ニ名受ケヲ承諾シタル者ニシテ、所有權ヲ移セシ事ナキ旨申立ツルト雖モ、明治五年大藏省第廿五號達第六條ニ、地券ハ其地所持主タル確證ニ付、大切ニ所持云々記載有之、又明治五年大藏省第八十三號達ニ即今既ニ賣買ノ者ヘ地券相渡シ、從來所持ノ者ヘ不相渡候ハ、不都合ニ付、管下人民地所持ノ者ヘ最前相達ス規則ニ準ジ、都テ地券相渡シ候ヤウ可致云々ト有之、又、明治五年大藏省第百十五號布達、地券渡方規則第一條改正ニ、地券相渡シ候節、地券ハ最前雛形ノ通り製シ、地主ヘ相渡シ云々ト有之ヲ見レバ、地券ハ其地所所有ノ確證タルコト明カナレバ、賣買讓與質流レニ拘ラズ、其ノ地所ノ所有者ニテ可申受事又明カナリ。故ニ、地券渡シ方規則ハ、地所質入ノ契約ニ關涉セズト雖モ、質地ノ結果、其所有權ハ、何人ニ歸セシヤヲ證スルヲ得ベキモノナリ。又、別證書ノ如ク明文アレバ、原告ガ其趣旨ヲ誤解シ、小前一同ニ其道理ヲ了解セシムル謂レナキモノナリ。即チ、原告第六號證爲取換證文ニ、地所持主タル確證ノ趣旨ニ付キ云々ト記載アルヲ見レバ、舊役人共及ビ村民ニ於テモ、當時ノ地券、趣旨ハ明カニ了解セシモノナリ。又、右爲取換證文從來質流レ地相成分ト心得違ノ節有之、地券舊地主ヘ相受度旨申出候ニ付、之モ記載アルヲ見レバ、流地不相成分ハ質置主ニテ地券相受ケ、流レ地相成タル分ハ、質取主即

法律は悪人の味方ともなる

チ流地持主ニテ地券相受クベシトノ趣意ヲ含蓄セリ。若シ被告申立ル如ク眞土村一圓ノ質地、悉ク質取主
ヘ受クベクトノ事ナレバ、該地券ハ所有權ノ確證トナルモノニ非ザレバ、福田小左衛門等十三名モ、原告
並ビニ舊役人共ト右爲取換證文云々ノ如キ紛議アルベキニ非ズ。之ニ由テ之ヲ見レバ、被告ノ申立及ビ被
告第二號證書ハ當時法律ノ趣旨ニ悖戾シ、彼ノ原告第六號證書ノ趣旨ニモ相違シ、加之原告ニ於テ右第二
號證ノ決議ヲ承認セシ證據アラザレバ、被告申立ト共ニ信用シ難キモノトス。但、被告ニ於テ原告第六號
證書ハ、明治六年太政官第五十一號布告ヲ以テ無期ノ質地モ流地トナルベキモノト、心得違ヒタルヨリ成
立チタルモノニ付、證書ノ效ヲ有セザル旨申立ルト雖モ、右六號證ハ從來質流地相成リタル分ヲモ舊地主
ヘ地券相受クベキモノト心得タルヨリ紛議ヲ生ジタルモノニ有之、然ルニ該五十一號布告ハ、既ニ流地ト
相成リタル分ヲモ舊地主ヘ地券可相受トノ規則ニアラザレバ、第五十一號ヲ誤認セシヨリ成立チタル證書
ニ不相見候事。

第二條 被告ニ於テ該訴原被間ニ取結ビタル質地ハ、無期ノ契約ヲ明許シタルモノナリ。抑々眞土村ハ、
古來ノ習慣ニテ幾十年ヲ經ルモ、讓リノ外質地ノ分ハ如何程年數ヲ經ルモ、金子調達ノ者ヘハ受戻サセ來
リタリ。故ニ最初質地ノ契約ヲ結ビシヨリ、二十年若クハ三十四年ノ後ニ至リ、増金ヲ借用シタルコトモ
有之、之レ蓋シ流レ地ナラザルノ確證ナリ。況ンヤ増金再三ニ及ブモノヲヤ。然ラバ幾十年ヲ經ルモ金子
調達ノ者ヘ受戻サシムル事該地ノ習慣ナルニ、今日ニ至リ之レヲ拒ムハ原告ノ非理ナル旨申立ルト雖モ、
原告第六號證書ニ從來質流レ地相成リ候分ヲモ云々トアルヲ見レバ、該村ニ於テ讓リノ外、質流レ地ナシ

ト云フベカラズ。而シテ無期限、又ハ年期中、又々幾度増金ヲ受取ルトモ、双方ノ承諾上ヨリ流レ地トナ
スニ於テ、又何ノ妨ゲカ之レアラン。然リ而シテ地券ナルモノハ、前條ノ如ク、其地所所有ノ確證ナルコ
ト明瞭ナルコトナレバ、該訴質地ノ如キ既ニ流レ地トナリタルカ、又ハ當地流レ地トナルヲ承諾セシニ非
ザレバ、必ズ被告ニ於テ其地券ヲ相受クベキモノナリ。然ルニ被告ハ之ヲ相受ケズシテ、原告ノ之ヲ相受
ケタルヲ見レバ、當地已ニ流レ地トナリ、其所有權ハ原告ニ歸シタルト認メザルヲ得ザルモノトス。

第三條 被告ニ於テ明治六年十二月地券發行ノ際調製シタル地券下調帳ニ於テ、其受人ハ唯某ト記シ、其
ノ所有書ニ誰某分ト肩書シタルハ、假ニ地券ヲ名受ケセシメタル者ナリ。又同年十二月調製シタル田地名
寄帳ニ質地ノ分誰某分トシ、讓リシ分ハ誰某讓リトシ、本人ノ分ハ本人分ト記載シタルモノハ、豈他アラ
ンヤ。彼我ノ分判然タラシムル爲ナリ。又眞土村中苟クモ質地ノ名アルモノハ年期中ノ内外ヲ問ハズ、皆舉
ツテ、之ヲ質取主ニ名受セシメタルハ、原告ノ外二十五名有之、此等ト質置主六十五名トノ間モ等シク、
假地券名受ヲ許諾シ置キタレドモ、去ル明治九年ニ至リ、原被ノ間ニ紛議ヲ醸成セルニ依リ、質取主ヘ談
判ノ末證書ヲ乞受ケタリ。其文中右ハ先般假地券相受ケ云々、方今已ニ其地券證ノ名義ヲ換ヘ全ク各自ノ
所有ニ歸セリトアツテ、該村ノ地券名受ケハ、一種特別ナル旨申立ツルト雖モ、原告ハ明治六年地券下調
帳ハ、舊名寄帳ヨリ拔萃セシモノニ有之舊名寄帳ニハ肩書ノ者ノ所有地ニ相成リ居ルヲ、其ノ沿革等ノ見
易カラシガ爲メ、其儘書寫セシナリ。又明治六年田畑名寄帳モ右同様ナル事ニテ、原告所有地ノ内ニ平井三
右衛門分トアルヲ、末ニ至リ三右衛門ヘ賣戻スト認メ、又高橋庄右衛門トアルヲ末ニ賣戻スト認メ、伊東

平七分トアルヲ末ニ兵七へ賣戻スト有之、果シテ誰某分トアルヲ質地ナリトセバ、何ゾ賣戻スト記載スル謂レアラシヤ。又質入ノ地ハ別ニ誰某ヨリ質入増モ記載有之旨申立ルモ、右誰某トアルヲ賣戻ストアルヲ見レバ、已ニ質流レ地ト相成リタル者ヲモ、尙舊名寄帳ニ依ツテ、誰某分ト記載セシト相見エ、明治十年地券書替ノ節ニハ、賣買名義ヲ以テ顯出デタルヲ見レバ、右誰某分トアル記載又ハ質取主ニ對シテ、書面ヲ以テ該訴訟地ハ質流レ地ニ非ザル確證ト爲スヲ得ズ。

第四條 右條々ノ理由アルニツキ、原告呈供スル地券ハ、即チ質流レ地トナリタル證據トナルモノニツキ被告ニ於テ質地受戻シノ要求不相立候事。

明治十一年九月三十日

東京上等裁判所

この判決によつて、彌右衛門等の失望に引替へ、長右衛門は勝つた勢ひに乗じ、明治九年より十一年に至る三年間の小作料滞納金一千六百五十圓、訴訟費用七百圓を被告六十餘名に請求すべく、小田原區裁判所に訴へ出で、これまた長右衛門の請求の如く支拂ふべき旨達せられた。三年間農業も手に付かず、訴訟に熱中した揚句、敗訴の上にこの請求を受けて、さらでだに貧乏百姓揃ひの何とも致し方がなく、見す／＼田地を取られた上に、なほその裁判の費用まで支拂ふことは出来ない、毎日毎日集つて相談した。相談の結果、強慾な長右衛門に頭を下げるのは如何にも口惜しいが、その内何圓にても拵へて示談を頼み、残念ながら田地を渡してしまふより仕方が

ないといふことになつて、それぞれ苦しい算段をして三百圓をととのへ、副戸長であつた冠九右衛門を便にして、示談させんとしたが、長右衛門も以前散々苦しめられた肚癢で、一同の身代限りを請求し、その結果三百圓の金はとれなくとも構はぬ、やるところまでやると云ひ放つて、使者の九右衛門を逐歸した。

その仕末を聞いて、血氣に逸る者は、

「こうなれば、もう長右衛門を殺して、吾々も死ぬばかりだ。」

といきり立つた。彌右衛門は、これをなだめて、

「まあ、待ち給へ、それは最後の手段だ。金があれば大審院まで持出して黒白を争ふことが出来るが、それも出来ない。それで、俺は考へるのだが、横濱で一度勝つてゐる隙があるから、これを理由にして司法省へ歎願してみやうぢやないか。」

と云ひ、高橋新七、冠傳次郎、伊東平兵衛、彌右衛門は、十二年四月十八日上京して司法省へ歎願したが、却下されてしまった。神奈川縣の權大屬添田知道は眞土村の戸長時代に市場村の戸長であつた關係から、示談にしてやるやうに種々長右衛門に説いてみたが頑として應じなかつた。小前一同は、司法省の下首尾に最後の望みを斷たれ、明日にも身代限りの處分を受けたなら、

隣村にも面目なく、先祖へ申譯がないと善後處分に熱狂した。

悲壯なる覺悟を定む

流石の知者の彌右衛門ももう出来るだけの穩當の手段を遣りつくしてゐるので、どうすることも出来なかつた。

「これだけいろんな手段をつくしてやれないのではもう手の下しやうがない。この上は、私が下手人になつて長右衛門を殺して、一同の恨みを晴さう。」

と、彌右衛門は悲壯な覺悟を示した。これを聞いた一同は、

「いや、吾々も田地は取られる、身代限りをして路頭に迷ふならば、怨み重る長右衛門を殺して自殺する、彌右衛門さん一人を殺させぬ。」

「さうだとも、俺等も一緒になつて強慾漢を殺してやらう。」

決心の色が面に現はれた。彌右衛門もやゝ感激して、

「うむ、御一同がその決心ならば、及ばずながら俺が采配を執らう。それには、先づ長右衛門を暗撃にして、邸を焼拂ひ、家内の奴等を悉く殺して仕舞へ。それには……」

と、これこれの打合せをして一同別れた。

その夜、伊東佐次兵衛が急に逢はねばならぬ大事件があるとて、彌右衛門の寝てゐるところをどンドン叩き起した。

徒黨の内に酒井長七といふのがあつた。父長吉は長右衛門に田地を取られ、まだその上に利息代りに作男に住込んで無給で使はれてゐたが、この頃、村内が物騒なので、歸宅して長七に聞くところの仕末、その晩は親子して長右衛門の噂しながら寝たと思つたが、夜中になつて長吉が突然行方を晦ました。若しや長吉が訴人したのではなからうかといふのであつた。

彌右衛門は、話を聞いて、

「いや、長吉は正直な男だ。それに、主人につくすために我兒を殺すやうなことをする男でない。安心して貰ひたい。だが、かういふことは長びくうちにいろんな障碍が起るものだ。これがいゝ折だから、一刻も早く事を挙げやう。」

そこで、手筈として、伊東元良は醫者といふので火薬を調査し、伊東佐次兵衛、高橋新七は小田原戦争の人夫に出て覺えた木砲二臺を作り、彌右衛門、傳次郎、音五郎、兵右衛門、佐藤安五郎、新倉嘉平の六人は抜刀隊を作つて長右衛門親子を斬殺すこと、福田小左衛門外數名は麥稈へ

石油を掛け火をつけて焼拂ふ役、石川儀左衛門外數名は家屋物品の破壊係と銘々の持ち口、役廻りを定めて、いよいよ六月二十七日の夜討入と手筈が定まつた。

長右衛門は、かねてから村内全部のものに憎まれてゐるとは知つてゐるが、よもや首を狙はれてゐると思はず、二十七日夕方隣村へ用達に出向いたことを伊東元良が聞き出して、彌右衛門に知らせた。

「それ、やつつける！」

と、安五郎、傳次郎、音五郎、嘉兵衛、兵右衛門、彌右衛門の抜刀隊が途中に待伏せたが、なかなか歸つて來ない。この上は、松木一族を殺して長右衛門の歸りを待つより外はあるまいと、一同を鎮守の森に集めて討入りの手筈を定め、菰冠りを抜いて門出の茶碗酒に勇氣をつけてゐるところへ、長右衛門が今立戻つたといふ知らせに、一同それつとばかりに押し寄せて表と裏とに木砲を打込み、門扉の粉碎する中を進め進めと亂入し、石油を十分に含ませた麥稈に火をつけて當るにまかせて投げ掛けたからたまらない。見る／＼うちに、母家も收納小屋も炎々と燃え上つた。

松木の家族は、この騒ぎに飛び出したが、火の松明は雨霰、火の粉の散る下を潜つて打ち壊し

の役廻りはばたばたと亂入して、戸障子を始め、器物調度を片端から破壊してかゝつた。長右衛門も最早これまでと槍を抜いて突掛けるを、彌右衛門のために右腕を切落され、煙をくゞつて何處へか逃去せた。弟源三郎は鳶口を腦天へ打込まれて即死した。父良助は梁の下になつて死し、下男權六、政吉、下女まさは焼死し、良助の妻お霜と、長右衛門の妻おふみの姿が見えなかつたが彌右衛門始め一同は長右衛門を取逃しては残念なりと、諸所方々探し廻る中に、稻荷の祠の縁の下に隠れてゐるのを引き出して鬮り殺しにした。それは二十七日午後一時のことであつた。前に行方をくりました長吉の屍體は一里先の水門から現れた。

暴徒罪に處せらる

この騒動の報が神奈川警察に達すると、二十八日、本部より川合一等警部、蘆谷四等警部、小林七等警部、五十嵐九等警部巡查三十名急行して一同を捕縛した。この話を聞き傳へた近郷近在の百姓等は手に手に見舞物を持來つて一同の妻子を慰めた。代言人鹽谷俊雄及び岡本忠造は、大住、愛甲、絢綾三郡一萬五千人の連署を以て一同助命の歎願書を縣令野村靖に提出して、野村縣令はこれを司法卿田中不二麿に取次いで酌量減輕を望んだが、田中は私情のために法を枉げる

ことは出来ない」と云つて取上げなかつた。或る者は時の大審院判事として名判官の名の高かつた王乃世履を動かさんとして失敗した。

明治十三年五月二十一日、首魁彌右衛門以下徒黨の面々に次の如き宣告が下つた。

裁・判・宣・告・書

神奈川縣下相州大住郡眞土村平民農

冠・彌・右・衛・門

其方儀、同村松木長右衛門へ村内五十餘名ヨリ質入レシタル地所ヲ受戻サントスルモ、其ノ權利ノ伸張セザルハ、畢竟長右衛門ノ奸計ニ陥レラレタルモノト信認シ、憤懣ニ堪ヘザルヨリ長右衛門及ビ家族ヲ墜殺セント企テ、自カラ巨魁トナリ伊東佐次兵衛外二十二名ト謀リ、各々鎌倉口ヲ携サヘ、長右衛門宅へ押寄せ、家屋等十二棟ヲ燒毀シ、長右衛門妻フミ、外三名へ傷ヲ負ハセ、長右衛門始メ一家七人ヲ殺害ス。右科、人命律一家七人條及ビ五刑創定條例ニ依リ、斬罪申付ケル。

なほ共犯の中、伊東佐次兵衛、元良、音五郎三人は斬罪、冠傳次郎、福田小左衛門、伊東兵右衛門、佐藤安五郎、新倉嘉兵衛、冠峰松、石川儀左衛門は懲役八年と三百七十日、井上所左衛門、三上長五郎、小野田勘右衛門、伊東兼吉、同權兵衛、同佐五右衛門、同平兵衛、同藤吉、同富五郎、同松右衛門、同岩次郎、同次郎右衛門、吉野辨藏、山本乙右衛門は懲役三年の處刑となつた。

野村縣令は更に太政官へ本件の起原より詳細に上申して、酌量減輕を乞うた結果、同年六月一日、彌右衛門外三名は次の如き特典があつた。

神奈川縣下相州大住郡眞土村平民農

冠・彌・右・衛・門

其方儀、同村伊東佐次兵衛外二十四名ノ巨魁トナリ、松木長右衛門宅へ闖入シ、家屋十二棟ヲ燒毀シ、長右衛門妻フミ、外三名へ疵ヲ負ハセ、長右衛門始メ一家七人ヲ殺害セル科、人命律一家七人條及ビ五刑創定條例ニ依リ、横濱裁判所ニ於テ五月二十日斬罪申渡サレタル所、右犯罪ノ事情タル、村内六十餘名ヨリ松木長右衛門へ質入セシ地所受戻シニツケ、紛議數年ニ亘リ、毎戸ノ生計且夕ニ迫リ、一村ノ減落茲ニ極マルハ、偏ヘニ長右衛門ノ奸謀ニ陥レラレタルモノト認メ、一意、コノ苦患ヲ救ハント欲スルニ出デ、全ク一己ノ私怨ヲ逞ウシ、又ハ賊心等ヨリ生ジタル者ト其ノ趣意ヲ異ニシ事情憫諒スベキモノアルニ付、特典ヲ以テ本罪ヨリ三等ヲ減ズ。

佐次兵衛、元良、音五郎の三名も同じ特典に浴したが、高橋新七は同年四月十一日未決に死し、元良も其後死亡し、彌右衛門、音五郎、佐次兵衛三人は終身懲役となつたが、十五年一月彌右衛門が三十六歳七ヶ月の折、彌右衛門妻ふみ(四三)は事情あつて離縁され、残る幼児と八十一歳になる彌右衛門の父の扶養者がなくなつたので、同郡田村戸長福島治兵衛外數名より存留養親の願

ひを提出した。

被害者長右衛門の弟道之助は、訴訟一件にて兄の代理として横濱に赴き、遊廓泉橋樓の娘に見染められて入浸つてゐたために、焼打を免がれ、長右衛門の倅久之助は、小田原の親戚に外泊中で、これも命拾ひをした。

また、横濱戸部海老塚四郎兵衛が、義侠をもつて四十一町歩の質入地所を九千五百圓で松本の遺族より買取り、無利息年賦で眞土村民へ貸附けたので、問題の地所は全部村民に戻つたのである。村民の喜びは非常なものであつたが、その金の返しやうがないために、隣村十三ヶ村の有志は神奈縣廳へ願つて、五千圓十ヶ年賦無利子で貸下げを受け、五町六反の地所を村へ賣つて訴訟入費とし、六町五反歩は縣廳借入金の補填となし、二十九町歩を元の質置主へ賣戻した。松木よりも三ヶ年の小作料、訴訟入費七百圓合計三千六百圓の證文を海老塚氏を経て村民に惠與し、松木より小前に對する三十二件の訴訟と、小前より松木へ係る六十餘件を取下げ、本件は漸く大團圓を告げたのである。

なほ、餘談として、明治十三年五月二十一日裁判宣告の翌日より、本事件は、横濱住吉町港座で中村時藏後の歌六が「深山村木間月影」といふ狂言に仕組み、連日満員、長右衛門になる役者

は物を投げられて毎日負傷した。七月には同町羽衣町さの松座にて故人坂東彦十郎、中村傳五郎等が「噂廻松蚊槍夜討」といふ狂言に仕組んで、これまた破れるばかりの大入満員がつゞき、焼打の幕になると彌次馬數十名が長右衛門の役者を追廻すなどの騒であつた。

板垣總理岐阜遭難事件

雷雨來る矣

板垣死すとも自由は死せず!

明治十五年四月六日、「自由の神様」と謳はれた板垣自由黨總理が岐阜の金華山麓に於て、一兎漢の刃にかゝつた事件は、當時、天下の耳目を聳動せしめた。

明治十年以後、漸く熾烈になりつゝあつた國會開設運動は、十四年に至つてその極に達し、朝野の争闘はまさに火蓋を切られんとする勢であつた。この時、板垣退助は、維新の元勳として、自由民権の首唱者として一世の重望を負ふて海南の地に歸臥してゐたが、政界の風雲急なるを見て、大政黨樹立の志を抱きて奮然騷起、同年八月二十六日、海南の健兒を率ひて土佐を出で、神